

平成26年度
第1回 日本一の健康長寿県構想推進会議
(H26.6.10)

第2期線表
(福祉分野)

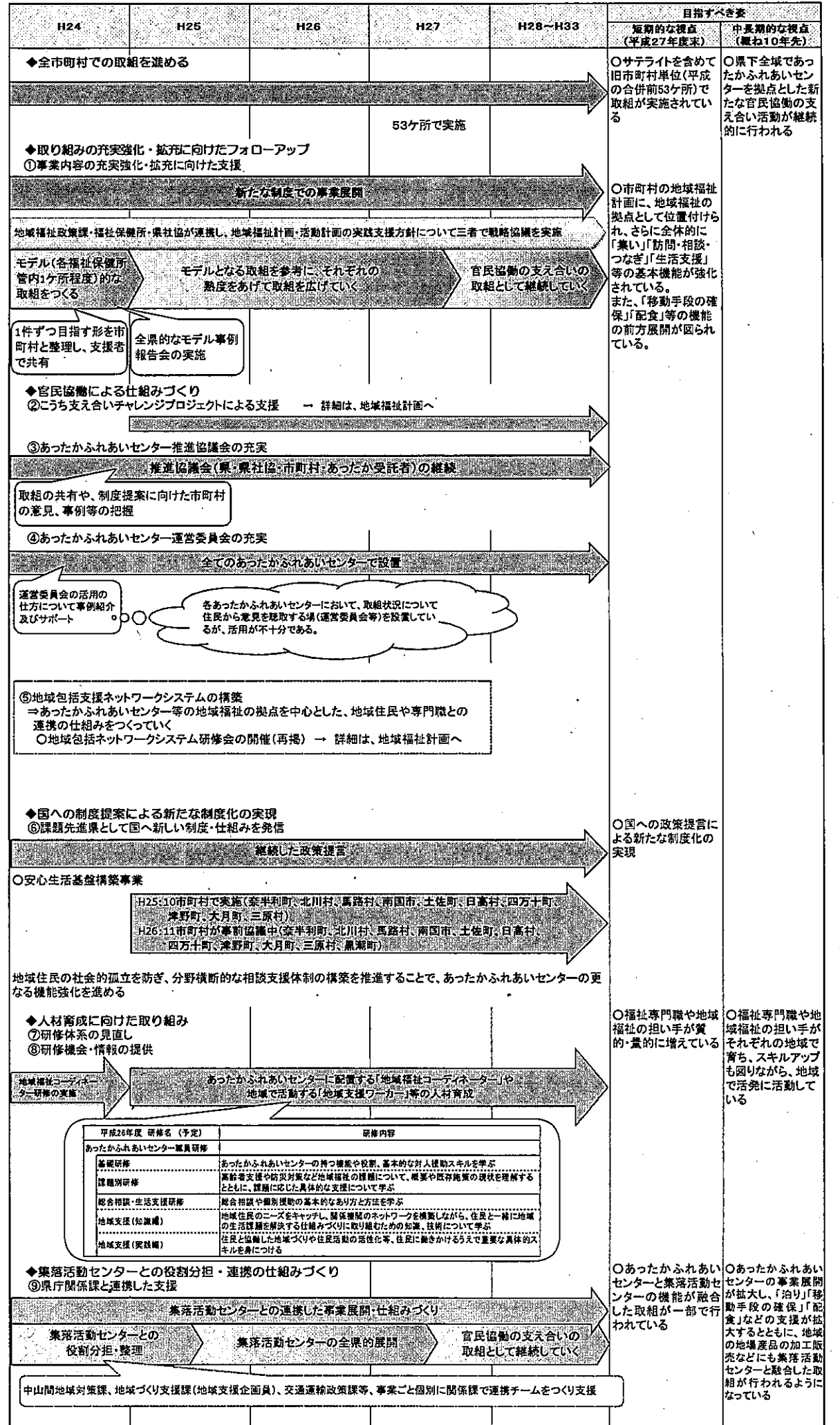
予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今までも取り組んできたか)	課題 (今までも手こぎで進まなかった、できなかったか)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
I	ともに支え合う地域づくり	<p>◆地域活動の基盤となる地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定が進んできた。</p> <p>○高知県地域福祉支援計画をH23.3策定</p> <p>H26.3月末現在「市町村地域福祉計画」策定率100%(34市町村)「市町村社協地域福祉活動計画」策定率100%(33社協)※将原町社協はH26.4.1設立のため除く</p> <p>(1)地域で支え合う仕組みづくり</p>	<p>◆支え合いの地域づくり(地域福祉計画等の推進)・支え合いの仕組みづくりの支援(H18～20)モデル5地区(室戸市、仁淀川町、梶原町、黒潮町、四万十市西土佐)</p> <p>◆地域福祉アクションプランの策定と実践活動への支援</p> <p>○福祉保健所と県社協が連携し、積極的に市町村地域福祉計画と社協地域福祉活動計画の一体的な策定および実践を支援</p> <p>・地域福祉支援計画の策定(H23.3月)</p> <p>・地域福祉計画策定支援 H21年度までに策定(8市町村) H22年度策定(0市町村) H23年度策定(17市町村) ※2期計画策定(室戸市、土佐清水市)除く H24年度策定(9市町村) H25年度策定(2町) ※策定率100%</p> <p>・地域福祉活動計画策定支援 H21年度までに策定(6社協) H22年度策定(2社協) H23年度策定(15社協) ※2期計画策定(土佐清水市、本山町、土佐町、日高村)除く H24年度策定(9社協) ※2期計画策定(佐川町社協)除く H25年度策定(1社協) ※策定率100%(将原町除く)</p> <p>・地域福祉計画及び活動計画策定にむけた研修会の開催 H22年度:2回(6月、10月) H23年度:2回(5月、10月) 市町村主体の研修会開催への支援1回(7月)</p> <p>・地域福祉計画の実践に向けた支援 H24年度:地域福祉(活動)計画実践研修会(1/7)</p> <p>・トップセミナーの開催 H24年度:1回(12/4) H25年度:1回(9/10)</p> <p>・あつたかふれあいセンター全国セミナー(これからの健康福祉を考えよう!)の開催 H24年度:1回(2/16～17)</p> <p>・こうち支え合いチャレンジプロジェクト研修会の開催 H25年度:第1回(7/5)、第2回(11/27)</p> <p>◆地域福祉アクションプランの策定・実践支援の体制強化</p> <p>・地域福祉アクションプラン策定及び実践活動を支援する県社協への取組への助成及び職員への派遣 H23年度から県職員2名を県社協に派遣</p> <p>・支え合いの地域づくり事業費補助金(H25～26) 25年度実績 4市町 1,506千円 23市町村社協 2,046千円</p> <p>◆地域包括支援ネットワークシステムの構築 H23年度 ・地域包括支援ネットワークシステム研究会の開催(6回) ・地域包括支援ネットワークシステム研究会の開催(2回)</p> <p>H24年度 ・地域包括支援ネットワークシステム説明会(7/9) ・地域包括支援ネットワークシステム研究会(11/14)</p>	<p>○多くの市町村で策定された地域福祉アクションプランを「絵に描いた餅」にしないことが重要</p> <p>・新たな支え合いによる地域づくりの推進 ・地域福祉アクションプランに基づく、地域の支え合いの意図的な再構築の実現 ・地域の支え合いの弱まり、生活課題の深刻化(社会的孤立等)への対応</p>	<p>●地域福祉と防災・減災対策の連携</p> <p>○地域福祉と防災・減災の取組を連携させることにより、避難支援体制及び日頃の見守り体制の構築を一体的に支援</p> <p>○「支え合いの地域づくり事業費補助金(小地域活動・見守り支援)」の活用</p> <p>○地域福祉アクションプランに基づき、県内全域で地域福祉の話し合い・実践活動の展開</p> <p>○地域全体で見守り支え合う「見守りネットワーク」の構築を進め、お互いが助け合い、支え合う地域づくりを推進</p> <p>○あつたかふれあいセンターや、自主防災組織等を中心とした地域活動との連携</p> <p>○地域福祉の人材育成</p> <p>○市町村、市町村社協への支援 ・県と県社協による定例会開催(月1回程度) ・県、市町村、県社協、市町村社協による4者会議の開催(年3回程度)</p> <p>●こうち支え合いチャレンジプロジェクトを推進するための環境整備</p> <p>○生活困窮者自立促進支援モデル事業 本県の実情に即した制度となるよう積極的に活用</p> <p>○安心生活基盤構築事業 住民参加による地域づくりを通じて、地域住民の社会的孤立を防ぎ、安心して生活できる基盤づくりの構築</p>	<p>県民</p> <p>市町村</p>	

H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
					短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (概ね10年先)
<p>●「地域福祉アクションプラン」や「あつたかふれあいセンター」など地域福祉の基盤づくりを地域の支え合いの再構築につなげるための支援</p> <p>市町村地域福祉計画の策定</p> <p>○地域福祉計画策定支援 未策定市町村及び2期計画策定市町村への策定支援</p> <p>○地域福祉アクションプラン展開のための支援 地域福祉活動支援事業費補助金の活用等による実践支援</p> <p>○地域支援戦略会議の実施</p> <p>・市町村及び市町村社協に対する計画のかつ、具体的な戦略に基づいた支援体制の確立。 ・アドバイザーによる市町村支援についてのサポート。</p> <p>○トップセミナーの開催</p> <p>市町村及び市町村社協の地域福祉推進体制の強化を目的とし、市長および社協会長を対象としたセミナーを実施</p> <p>○あつたかふれあいセンター全国セミナーの開催 あつたかふれあいセンターや「高知型福祉」のあり方について県内外の関係者と協議を行うとともに、高知県の取組を全国へ発信</p> <p>○地域福祉推進・実践講座(チャレンジプロジェクト研修)</p> <p>市町村が地域福祉を推進するため、具体的な手法について専門家から学ぶ講座の実施</p> <p>○生活困窮者自立支援モデル事業実施 (高知市・須崎市・土佐清水市、中央西福祉保健所・須崎福祉保健所)</p> <p>生活困窮者の自立に関する相談支援窓口の設置など、こうち支え合いチャレンジプロジェクトを展開するための体制を強化</p> <p>○安心生活基盤構築事業 H25年度:13市町村で実施(安芸市・北川村・高橋村・南国市・土佐町・日高村・佐川町・中土佐町・四万十町・津野町・梶原町・大月町・三原村) H26年度:15市町村が事前協議中(安田町・安芸市・北川村・高橋村・南国市・土佐町・日高村・佐川町・中土佐町・四万十町・津野町・梶原町・大月町・三原村・黒潮町)</p> <p>地域住民の社会的孤立を防ぎ、分野横断的な相談支援体制の構築を推進することで、安心して生活できる基盤づくりを進める</p>	<p>●「こうち支え合いチャレンジプロジェクト」による支援</p> <p>■住民同士がつながり、地域コミュニティを活性化 ■地域全体で見守り、支え合う「見守りネットワーク」の構築</p> <p>住居同士がつながり、地域コミュニティが活性化するための支援</p> <p>関係者による見守りネットワークの構築を行うための支援</p> <p>支え合いの地域づくり事業費補助金(見守り支援)</p> <p>地域福祉と防災・減災対策の連携</p> <p>「地域の支え合いの再構築」の実現へ</p>	<p>○地域福祉推進・実践講座(チャレンジプロジェクト研修)</p> <p>市町村が地域福祉を推進するため、具体的な手法について専門家から学ぶ講座の実施</p> <p>○生活困窮者自立支援モデル事業実施 (高知市・須崎市・土佐清水市、中央西福祉保健所・須崎福祉保健所)</p> <p>生活困窮者の自立に関する相談支援窓口の設置など、こうち支え合いチャレンジプロジェクトを展開するための体制を強化</p> <p>○安心生活基盤構築事業 H25年度:13市町村で実施(安芸市・北川村・高橋村・南国市・土佐町・日高村・佐川町・中土佐町・四万十町・津野町・梶原町・大月町・三原村) H26年度:15市町村が事前協議中(安田町・安芸市・北川村・高橋村・南国市・土佐町・日高村・佐川町・中土佐町・四万十町・津野町・梶原町・大月町・三原村・黒潮町)</p> <p>地域住民の社会的孤立を防ぎ、分野横断的な相談支援体制の構築を推進することで、安心して生活できる基盤づくりを進める</p>	<p>○地域福祉支援計画の見直しを行い、新たな支援目標を整理する</p> <p>平成27年度から生活困窮者自立支援法施行予定</p>	<p>○市町村地域福祉計画の改定</p> <p>○地域福祉支援計画策定(2期計画)</p>	<p>短期的な視点 (平成27年度末)</p> <p>○高知県地域福祉支援計画見直し→2期計画の策定</p> <p>○全市町村で市町村地域福祉計画・市町村社協地域福祉活動計画が一体的に策定されている</p> <p>○全市町村で計画に基づいた実践活動が円滑に実施されている</p> <p>○全市町村において、地域福祉の拠点を中心とし、地域の実情に応じた地域包括支援ネットワークシステムの構築が進んでいる。</p>	<p>中長期的な視点 (概ね10年先)</p> <p>○計画のもと地域で住民も参加した話し合い、ネットワークの形成が図られ地域の支え合い活動が活性化している</p> <p>○福祉サービスを必要とする人が身近な地域で支援が受けられる仕組み(地域包括支援ネットワークシステム)ができている</p>
<p>●地域包括支援ネットワークシステムの構築</p> <p>小地域ケア会議の開催への支援 モデル地域(各福祉保健所管内1箇所程度)</p> <p>小地域ケア会議の開催地域の拡大 ネットワークに繋げていくための支援</p> <p>地域福祉の拠点を中心に地域の実情に応じた地域包括支援ネットワークシステムの構築の推進</p>						
<p>○地域包括支援ネットワークシステムの研究会の開催</p> <p>ネットワークシステムの必要性について学ぶ機会を持つことで、仕組みづくりを進めていく。(年間2回程度を予定)</p>						

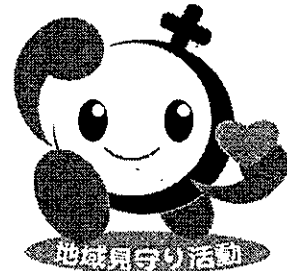
平成26年度 研修名(予定)	研修内容
あつたかふれあいセンター職員研修	
基礎研修	あつたかふれあいセンターの持つ機能や役割、基本的な対人援助スキルを学ぶ
課題別研修	高齢者支援や防災対策など地域福祉の課題について、概要や既存施策の現状を理解するとともに、課題に応じた具体的な支援について学ぶ
総合相談・生活支援研修	総合相談や個別援助の基本的なあり方と方法を学ぶ
地域支援(知識編)	地域住民のニーズをキャッチし、関係機関のネットワークを構築しながら、住民と一緒に地域の生活課題を解決する仕組みづくりに関する知識、技術について学ぶ
地域支援(実践編)	住民と協働した地域づくりや住民活動の活性化等、住民に働きかけるうえで重要な具体的なスキルを身につける

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手くできなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者		
						区分	年齢	
1	ともに支え合う地域づくり 1 誰もが安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり (1) 地域で支え合う仕組みづくり	<p>◆人口減少と高齢化 (国勢調査7年～22年) ・人口816千人→764千人(▲52千人) ・高齢化率20.6%→28.8%(+8.2%)</p> <p>◆地域での支え合いの力が弱まっている ・H21県民世論調査では55.8%の人が感じている</p> <p>◆中山間地域では全国一律の編割りの福祉サービス基準では子育てや介護、自立支援など多様なニーズがありながらも、それぞれのサービスが提供されにくい状況となっている</p>	<p>◆あつたかふれあいセンターの整備促進(H21～)</p> <p>H21-22市町村28箇所(新規雇用 76人) H22-30市町村39箇所(新規雇用 113人) H23-31市町村40箇所(新規雇用 121人) H24-27市町村35箇所(雇用人数 129人) H25-27市町村36箇所(雇用人数 約140人役) H26-28市町村38箇所(雇用人数 約148人役)</p> <p>[H22] ・厚生労働省及び内閣府への政策提言(5/10～11、10/19、12/6) ・あつたかふれあいセンター推進協議会開催(7/7、11/29) ・事業分析にあつたてのデモ型5ヶ所実施(宿毛、西土佐、北川、馬路、中土佐(つどい)) ・他県でのフレキシブル支援センターの取組見学会(7月) ・あつたかふれあいセンター等全国セミナー開催(8/11) ・日本福祉大学への事業分析等委託契約締結(8/27) ・事業分析利用者調査実施(8月、12月) ・事業分析中間報告(11/15) ・事業分析調査研究報告書(2/28) ・福祉保健所地域支援室との協議(1/7～2/4、3/8～16)</p> <p>[H23] ・厚生労働省への政策提言(5/19、6/10、10/12) ・厚生労働大臣及び厚生労働省少子対策室あつたか視察(8/4、7) ・あつたかふれあいセンター推進協議会開催(7/7、1/5～11) ・新あつたかスキーム案財政協議及び市町村への概要説明 ・あつたか人材育成研修 ・地域福祉コーディネーター養成研修(8/3、4、9/20、21) ・スキルアップ研修(子育て支援11/24、25、障害者支援12/8、9) ・あつたかふれあいセンターの広報 ・広報特別番組(6/25、7/3再放送) ・地域福祉セミナーで取組紹介(●北海道) ・安芸WIC管内あつたか活動報告会(12/17) ・とびだせ!!ヘルプマン!(12/24土佐町) ・福祉保健所地域支援室との戦略会議(5/13～20)</p> <p>[H24] ◆H24から県単独事業として継続実施 3年間の成果を踏まえて機能を強化(必須機能) H23まで⇒「楽しい」 H24から⇒「楽しい」「訪問・相談・つなぎ」「生活支援」 ・厚生労働省への政策提言(5/14、6/11) ・あつたかふれあいセンター推進協議会開催(6/6) ・あつたかふれあいセンターの広報 ・広報特別番組(6/23、7/1再放送) ・福祉保健所地域支援室、県社協との地域支援戦略会議(7/12～20) ・あつたか人材育成研修 ・地域福祉コーディネーター養成研修(8/29、30、10/3、4) ・スキルアップ研修(子育て支援:11/8、9 障害者支援:12/20、21) ・中山間地における地域福祉施策のあり方に関する研究会(9/4) ・第1回町内・集落福祉全国サミット在湯沢 部長パネラー参加(9/8、9) ・厚生労働省との協議 高知県で開催(10/30、31) ・あつたかふれあいセンター全国セミナーの開催(2/16、17)</p> <p>[H25] ・あつたかふれあいセンター推進連絡会開催(7/5) ・あつたか人材育成研修 ・あつたかふれあいセンター職員研修(4/19、5/22) ・地域福祉の課題別研修(8/19～20) ・地域支援ワーカークンファレンス(マップづくり:10/3～4、ファンリテート技術:12/10)</p> <p>◆日本福祉大学との連携 高知県と日本福祉大学福祉社会開発研究所との「中山間地域における地域福祉のあり方」に関する研究協定締結(H24.6.27) <都道府県情報交換会> 第1回(H24.9.14 日本福祉大学) 参加県:富山県、鳥取県、島根県、山口県、熊本県、高知県 第2回(H25.2.17 高知県庁) 参加県:鳥取県、島根県、山口県、熊本県、高知県</p>	<p>○地域ニーズを把握し、柔軟に対応できる「小規模多機能支援拠点(地域福祉の拠点)」としての活動を充実させるため、24年度から訪問・相談・つどい等の機能強化を図っているが、適切な支援につなげていくためにも、あつたか職員のアセスメント能力の向上が求められる。</p>	<p>◆取組の充実強化・拡充に向けたフォローアップ ①こうち支え合いチャレンジプロジェクトとの一体的な展開により、課題解決のための機能を一層強化 ②介護保険制度の見直しに伴う介護予防給付(訪問介護・通所介護)の地域支援事業への移行や生活支援事業の拡充などへの対応を検討。</p>	<p>◆あつたかふれあいセンターの整備促進</p>	市町村・県民	
			<p>○制度提案に向けた全国発信</p> <p>○コーディネーターや新規雇用スタッフ等の人材育成</p> <p>人材育成研修については、受講者の経験年数や資格の有無等により、研修の理解度に差が出ている。段階別の研修課程となるよう見直しが必要。</p> <p>○集落活動センターの取組に関する県庁内での連携</p>	<p>◆国への制度提案による新たな制度化の実現 ⑥高知県から中山間地域等の課題、取組の成果等を元に、全国展開に向けた働きかけを行う(日本福祉大学と連携)</p> <p>◆プロジェクトを推進するための環境整備 ○安心生活基盤構築事業 住民参加による地域づくりを通じて、地域住民の社会的孤立を防止、安心して生活できる基盤づくりの構築 ◆人材育成に向けた取組 ①研修体系の見直し 人材育成研修の内容を拡充・強化するため、研修体系を整理。 H26年度からは、防災と地域福祉の一体的な取組を推進する職員を育成するための防災研修を実施。 ②研修機会・情報の提供</p> <p>◆集落活動センターとの役割分担・連携の仕組みづくり ⑧それぞれのセンターの取組・人材を活かした、地域でのしくみづくりへの支援を行う</p>	<p>○国への政策提言による新たな制度化の実現</p> <p>○福祉専門職や地域福祉の担い手が質的・量的に増えている</p> <p>○あつたかふれあいセンターと集落活動センターの機能が融合した取組が一部で行われている</p> <p>○あつたかふれあいセンターの事業展開が拡大し、「泊り」「移動手段の確保」「配食」などの支援が拡大するとともに、地域の地産品の加工販売などにも集落活動センターと融合した取組が行われるようになっている</p>			

H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿
◆全市町村での取組を進める					<p>短期的な視点 (平成27年度末)</p> <p>○サテライトを含めて旧市町村単位(平成の合併前53ヶ所)で取組が実施されている</p> <p>中長期的な視点 (概ね10年先)</p> <p>○県下全域であつたかふれあいセンターを拠点とした新たな官民協働の支え合い活動が継続的に行われる</p>
◆取り組みの充実強化・拡充に向けたフォローアップ ①事業内容の充実強化・拡充に向けた支援			53ヶ所を実施		<p>○市町村の地域福祉計画に、地域福祉の拠点として位置づけられ、さらに全体的に「楽しい」「訪問・相談・つなぎ」「生活支援」等の基本機能が強化されている。また、「移動手段の確保」「配食」等の機能の前方展開が図られている。</p>
◆官民協働による仕組みづくり ②こうち支え合いチャレンジプロジェクトによる支援					<p>○市町村の地域福祉計画に、地域福祉の拠点として位置づけられ、さらに全体的に「楽しい」「訪問・相談・つなぎ」「生活支援」等の基本機能が強化されている。また、「移動手段の確保」「配食」等の機能の前方展開が図られている。</p>
◆国への制度提案による新たな制度化の実現 ⑥課題先進県として国へ新しい制度・仕組みを発信					<p>○国への政策提言による新たな制度化の実現</p>
◆安心生活基盤構築事業					<p>○福祉専門職や地域福祉の担い手が質的・量的に増えている</p> <p>○あつたかふれあいセンターと集落活動センターの機能が融合した取組が一部で行われている</p> <p>○あつたかふれあいセンターの事業展開が拡大し、「泊り」「移動手段の確保」「配食」などの支援が拡大するとともに、地域の地産品の加工販売などにも集落活動センターと融合した取組が行われるようになっている</p>



予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
1	ともに支え合う地域づくり	◆人口減少と高齢化 (国勢調査17年→22年) ・人口796千人→764千人(▲32千人) ・高齢化率25.9%→28.8%(+2.9%)	◆民生委員・児童委員の活動支援 ○活動費の助成の拡充 ○活動ジャンパーの作成・貸与(H22.5) ○活動ハンドブックの作成・配布(H22.12) ○研修(会長・中堅・1期目の新任・ブロック別)の実施(体系的研修の実施:H25の状況) ・会長等研修(1/28 154名参加) ・中堅研修(8/1,2 144名参加) ・新任研修 1年目研修(H26.1.20~H26.1.30 6ヶ所 422名参加) 2年目研修(H25.9.4 28名参加) 3年目研修(H25.6.7 43名参加) ・新任主任児童委員研修(H26.1.20~H26.1.30 6ヶ所 23名参加) ・ブロック別研修 7ヶ所開催(6月~9月) ○民間事業者との地域見守り協定の締結(7協定) H19 (4協定) 高知新聞社・高新会(株)サンプラザ こうち生活共同組合 高知ヤクルト販売(株) H20 (1協定) 四国電力(株) H21 (1協定) 県下16JA・中央会 H22 (1協定) 高知医療生活協同組合 H26 (1協定) 株式会社サニーマート ※各地域で市町村社協(民児協)、市町村、業者で見守り協定の締結を結んでいるところあり。(10箇所) また、H22に県民児童と県本部との協定も締結されている。 ・地域見守り協定ロゴマークの作成(H21.11)と活用	○地域での見守りや支え合いの仕組みの充実 ○民生委員・児童委員活動の住民への周知 ○民生委員活動の温度差 ○後継者不足	◆民生委員・児童委員活動の充実 ○活動しやすい環境づくり ①民生委員・児童委員活動に対する助成 ②活動ハンドブックの活用による活動支援 ③民生委員・児童委員と行政等との意見交換会の開催 ④民生委員・児童委員を支援する体制づくりへの支援(民生委員・児童委員の負担感についてとりまとめ、支援策を具体化) ⑤地域見守りネットワークの拡大 ⑥民生委員・児童委員活動の学校関係者や児童・生徒への周知		
	(1)地域で支え合う仕組みづくり	◆無落の減少(H7~H17) 2,418→2,360(▲58) (H17では50世帯未満の無落の割合58%) ◆高齢単身世帯の増加(H22) 40,918→44,773世帯 (+3,855世帯)	○地域見守りフォーラムの開催 H26.2.13 165名参加	○民生委員・児童委員の定数の状況(H26.3.31現在) ※定員 2,471人 → 実人員 2,391人(▲80) 高知市以外 36人(安芸市2、土佐市8、須崎市1、土佐清水市3、四万十市8、香美市4、芸西村1、土佐町1、いの町2、佐川町3、津野町1、四万十町1、大月町1) 高知市 44人	○民生委員・児童委員活動の周知 ⑨活動ジャンパーの活用による活動のPR ⑩県の広報媒体の活用による活動のPR ⑪民生委員・児童委員活動の学校関係者や児童・生徒への周知(再掲)	○民生委員・児童委員の確保 ⑫活動しやすい環境づくり、職務に必要な知識・技術の習得及び民生委員児童委員活動の周知 ⑬民生委員・児童委員の負担感を解消する新たな方策を検討	

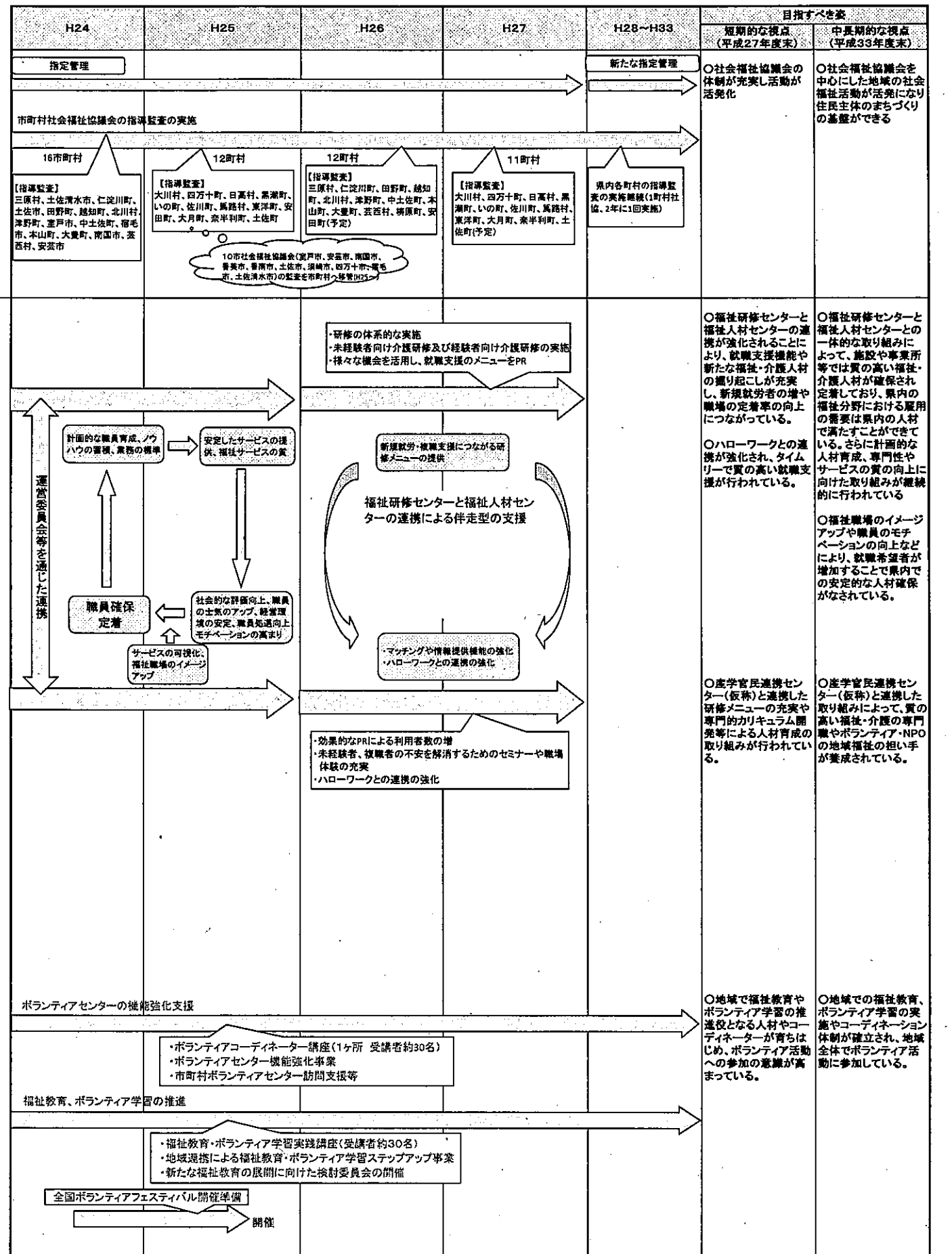


【1年目研修】
6地区で実施
・安芸地区(1/27)
・中央東地区(1/20)
・中央西地区(1/21)
・幡豆地区(1/23)
・幡北地区(1/30)
・須崎地区(1/29)

民生委員・児童委員

目指すべき姿							
H24	H25	H26	H27	H28~H33	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)	
○活動しやすい環境づくり ①活動に対する効果的な助成						○民生委員・児童委員を支援する体制が各市町村に定着しつつあり、民生委員・児童委員の負担軽減が図られ、活動が活発になっている。 ◆サポート体制の整備 市町村数 34(全市町村) ◆一斉改選時の欠員数の削減(H25.12.1 38人からの減)	○県・市町村・地域住民が一体となった活動が活発となり、2,500人のマンパワーが十分に発揮され、支え合いの力が向上している。 ◆民生委員・児童委員の定員充足率 100%
H24年度助成額 109,044千円 H25年度助成額 109,100千円 民生委員・児童委員定数等に応じて助成							
②活動ハンドブック活用による、地域ニーズへの迅速な対応						○研修の充実強化を図ることにより、民生委員・児童委員の方々が、自らのステージに応じて必要な知識・技術を着実に身につけることができるようになり、多様化、複雑化する地域ニーズに対し、迅速に対応できつつある。	○地域での民生委員・児童委員の認知度が向上し、その活動が理解され、地域で民生委員・児童委員活動に協力する気運が高まってきた。
適宜、ハンドブックの加除・修正 適宜、ハンドブックの加除・修正							
③民生委員・児童委員と行政等との意見交換会による、地域での連携の強化						○地域での民生委員・児童委員の認知度が向上し、その活動が理解され、地域で民生委員・児童委員活動に協力する気運が高まってきた。	○地域での民生委員・児童委員の認知度が向上し、その活動が理解され、地域で民生委員・児童委員活動に協力する気運が高まってきた。
平成27年度末まで、全市町村で意見交換会の実施 県内45地区民協会長との意見交換 適宜、意見交換会の実施の継続							
④民生委員活動をサポートする体制づくり支援事業費補助金の創設・実施による地域の支え合いの力の強化						○地域での民生委員・児童委員の認知度が向上し、その活動が理解され、地域で民生委員・児童委員活動に協力する気運が高まってきた。	○地域での民生委員・児童委員の認知度が向上し、その活動が理解され、地域で民生委員・児童委員活動に協力する気運が高まってきた。
民生委員活動をサポートする体制づくりを支援する事業を創設 支え合いの地域づくり事業費補助金による地域全体で見守る体制整備(こうち支え合いチャレンジプロジェクト) 全市町村で民生委員のサポート体制の整備 継続したサポート体制の充実・強化							
⑤県域や各地域での見守り協定の拡大による、見守りネットワークの充実						○地域での民生委員・児童委員の認知度が向上し、その活動が理解され、地域で民生委員・児童委員活動に協力する気運が高まってきた。	○地域での民生委員・児童委員の認知度が向上し、その活動が理解され、地域で民生委員・児童委員活動に協力する気運が高まってきた。
県域または地域での見守り協定の締結に向けた取り組みの実施(独居高齢者への配達サービス事業所等、新たな協定先の開拓) 【事例等】・地元商店やJAなどと市町村社協・市町村との協定の締結							
○職務に必要な知識・技術の習得(レベルアップ)						○地域での民生委員・児童委員の認知度が向上し、その活動が理解され、地域で民生委員・児童委員活動に協力する気運が高まってきた。	○地域での民生委員・児童委員の認知度が向上し、その活動が理解され、地域で民生委員・児童委員活動に協力する気運が高まってきた。
⑦活動ハンドブック等を活用した、研修の実施に伴う知識・技術の向上による、地域でのニーズに対する迅速な対応							
会長研修、中堅研修、新任研修、ブロック別研修など、体系的な研修の実施						○地域での民生委員・児童委員の認知度が向上し、その活動が理解され、地域で民生委員・児童委員活動に協力する気運が高まってきた。	○地域での民生委員・児童委員の認知度が向上し、その活動が理解され、地域で民生委員・児童委員活動に協力する気運が高まってきた。
【会長研修】会長としての役割を理解し、今後の民児協のあり方や運営のための知識・技術・技能の習得 【中堅研修(2期目以上)】中心となる担い手として民児協における個々の役割を認識し、日常の活動に期待される役割や活動原則を再認識 【新任研修】改選後、1年目の民生委員・児童委員については、「活動ハンドブック」を用いた基本的技法の習得。2~3年目は「積極技法」の習得や「事例演習」等、より高度な研修の実施							
○民生委員・児童委員活動の周知						○地域での民生委員・児童委員の認知度が向上し、その活動が理解され、地域で民生委員・児童委員活動に協力する気運が高まってきた。	○地域での民生委員・児童委員の認知度が向上し、その活動が理解され、地域で民生委員・児童委員活動に協力する気運が高まってきた。
⑩県民や学校関係者への民生委員活動の周知による、民生委員・児童委員活動への協力に対する機運づくりの推進							
学校関係者や児童・生徒への民生委員・児童委員活動周知(各ブロック校長会等での活動の説明など) 「おはようこうち」「さんSUN高知」など、県の広報媒体を通じての民生委員・児童委員活動のPR						○地域での民生委員・児童委員の認知度が向上し、その活動が理解され、地域で民生委員・児童委員活動に協力する気運が高まってきた。	○地域での民生委員・児童委員の認知度が向上し、その活動が理解され、地域で民生委員・児童委員活動に協力する気運が高まってきた。
○民生委員・児童委員の確保							
⑫活動しやすい環境づくり等を通じた民生委員・児童委員の確保 定数に関する条例制定(定数の精査)						○地域での民生委員・児童委員の認知度が向上し、その活動が理解され、地域で民生委員・児童委員活動に協力する気運が高まってきた。	○地域での民生委員・児童委員の認知度が向上し、その活動が理解され、地域で民生委員・児童委員活動に協力する気運が高まってきた。
活動しやすい環境づくり、職務に必要な知識・技術の習得及び民生委員・児童委員活動周知の推進 平成25年12月1日民生委員・児童委員一斉改選時における定数不足数(38名)より削減(平成27年度末) 民生委員の定数の充足率 100% (平成33年度末)							
⑬民生委員・児童委員の負担感の解消						○地域での民生委員・児童委員の認知度が向上し、その活動が理解され、地域で民生委員・児童委員活動に協力する気運が高まってきた。	○地域での民生委員・児童委員の認知度が向上し、その活動が理解され、地域で民生委員・児童委員活動に協力する気運が高まってきた。
負担感解消について検討 負担感解消のための新たな施策の実施							

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢															
(2)地域福祉推進の基盤づくり			<ul style="list-style-type: none"> ◆社会福祉協議会を通じた基盤づくり ○社会福祉協議会の活動支援 <県社協> <ul style="list-style-type: none"> 運営活動費の助成 ふくし交流プラザ管理運営委託(H20~23) プラザ駐車場の確保(H21) <市町村社協> <ul style="list-style-type: none"> 活動ステップアップ実践研修の実施(H20~21 9市町村) 	<ul style="list-style-type: none"> ○県社協 <ul style="list-style-type: none"> 組織機能の強化 地域福祉推進の拠点としてのプラザの利用拡大 ○市町村社協 <ul style="list-style-type: none"> 組織機能の強化 地域福祉の推進役となるためのステップアップ(地域福祉の推進役を担う社会福祉協議会の意識、体制の弱さに加え職員にも現業務での手一杯感) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆活動の活性化支援 ○県社協 <ul style="list-style-type: none"> 人事交流等組織機能強化支援 ○市町村社協 <ul style="list-style-type: none"> 組織機能強化支援 指導監査による体制と事業内容の協議等 意欲的な社協の集約支援 地域福祉計画と連携した地域福祉活動計画の策定支援等 	県社協・市町村社協															
(3)地域福祉を支える人づくり		<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少と高齢化の進展(H17~H22) 人口 816千人→764千人(▲52千人) 高齢化率 20.6%→28.8%(▲+8.2%) ・要介護認定者の増加(H14→H26推計) 30千人→45千人(+15千人) ・福祉・介護の仕事はきつ収入も少ないというネガティブイメージがあり、人材確保が厳しい状況にあることから、介護福祉士養成校の定員割れによる若い人材の減少や離職率増加として高い状況 	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉を支える担い手の育成と確保 ○福祉人材の育成・確保に向けた支援 【福祉研修センター】 H24年度 延べ研修日数:326日 延べ参加者数:8,065人 H25年度 延べ研修日数:340日 延べ参加者数:8,743人 ・体系的な研修の提供 ・研修体系図・研修一覧の関係機関への配布 ・研修成果を高める取り組みの実施(コレスパ福祉の高知の開催、研修受講履歴システムの構築・活用) ・ホームページの開設(H23.11~)、研修情報の提供 ・小規模事業所、地域性に配慮した出張研修の実施 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> <tr> <td>新規求職者数(a)</td> <td>808</td> <td>844</td> </tr> <tr> <td>新規求人数(b)</td> <td>1,505</td> <td>1,775</td> </tr> <tr> <td>就職人数(c)</td> <td>109</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>充足率(c)/(a)</td> <td>13.5%</td> <td>14.5%</td> </tr> </table> 【福祉人材センター】 H25年度 <ul style="list-style-type: none"> 無料職業紹介事業の実施(求職者の開拓) 資格取得講座でのPR(6講座、求職登録102名) 県外福祉系大学での就職セミナー(受講者23名、内求職登録10名) 保育士人材育成確保事業での潜在保育士の掘り起こし 関係団体と連携したPR(8事業所) (求人開拓) ・事業所訪問の実施 施設、事業所への訪問による求人開拓や採用への助言、巡回指導(25か所) マッチングの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア支援専門員によるキャリア相談 ・ふくし就職フェアの開催(3回、延145か所、参加者467名) ・中山間地域等における就職面接会の開催(5地域、7回開催、38事業所・参加者64名が参加) 福祉職場への関心を高める取組み <ul style="list-style-type: none"> ・高校生福祉のしごとセミナーの開催 ・中高生等福祉の仕事はじめの一步セミナー ・福祉職場体験(56名、270日) ・高校用福祉・介護の仕事ガイドブックの改訂・配布、啓発リーフレットの作成・配布 関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークでの「福祉・介護職業セミナー」の開催(71回、544名) ○ボランティアセンターの機能強化支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター研究会の開催(H23.H24 計5回) ・ボランティア受入のための実践講座 →ボランティアコーディネーター講座(H25~) ・地域のボランティアコーディネーション機能強化事業(社協) H21:四万十市 H22:南国市 H23:香南市 H24:佐川町 →ボランティアセンター機能強化事業(社協) H25:土佐清水市、大豊町 ○福祉教育、ボランティア学習の推進の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育・ボランティア学習実践講座 ・福祉教育・ボランティア学習ステップアップ事業 H21:香南市、北川村 H22:香南市、土佐清水市 H23:土佐清水市、南国市 H24:南国市、馬路村 H25:馬路村 ・新たな福祉教育の展開に向けた検討委員会の開催(H25~) ○全国ボランティアフェスティバル開催(H25)		H24	H25	新規求職者数(a)	808	844	新規求人数(b)	1,505	1,775	就職人数(c)	109	122	充足率(c)/(a)	13.5%	14.5%	<ul style="list-style-type: none"> 【福祉研修センター】 ○未経験者・復職希望者を対象に、新規就労・復職支援につながる研修メニューを提供 ・未経験者研修:福祉介護の理念、ケア技術の体験など ・経験者向け介護研修:講義、実技 ・県民介護講座:年10回、一般向け 【福祉人材センター】 ・効果的なPRによる福祉人材センターの利用者の増に向けた取組み ・アンケート調査によるPR方法の検討と対策 対象:センター来所者、一般求職者(ハローワーク、ジョブカフェ等) ・福祉人材センターのホームページのリニューアル(9月~) ・資格取得講座等でのPR ・未経験者・復職希望者を対象に、新規就労・復職支援につながる研修メニューを提供 ・介護の仕事ワンポイントセミナー(概ね1時間、随時) ・福祉の職場体験:県内各地、随時 ・学校、専門学校等での説明会 ・ふくし就職フェア、福祉の仕事セミナーの開催 ○ハローワークとの連携が十分でない ○求人・求職者情報の提供機能が弱い ○求人・求職者情報の提供機能が弱い 	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉を支える担い手の育成と確保 【福祉研修センター】 ・未経験者・復職希望者を対象に、新規就労・復職支援につながる研修メニューを提供 ・未経験者研修:福祉介護の理念、ケア技術の体験など ・経験者向け介護研修:講義、実技 ・県民介護講座:年10回、一般向け 【福祉人材センター】 ・効果的なPRによる福祉人材センターの利用者の増に向けた取組み ・アンケート調査によるPR方法の検討と対策 対象:センター来所者、一般求職者(ハローワーク、ジョブカフェ等) ・福祉人材センターのホームページのリニューアル(9月~) ・資格取得講座等でのPR ・未経験者・復職希望者を対象に、新規就労・復職支援につながる研修メニューを提供 ・介護の仕事ワンポイントセミナー(概ね1時間、随時) ・福祉の職場体験:県内各地、随時 ・学校、専門学校等での説明会 ・ふくし就職フェア、福祉の仕事セミナーの開催 ○ハローワークとの連携強化 ・ハローワークの求人端末を設置 ・ハローワーク高知に定期的相談窓口を設置し、福祉人材センターの職員を配置 ・ハローワークでの福祉職業セミナーの実施 ・事業所訪問の強化 相談:求人掘り起こし・定着支援 ⇒福祉研修センター、福祉人材センターとの連携・パス回しの強化により、相談から就職と離職防止、さらにはキャリアアップまで、福祉研修センターと人材センターとの連携による伴走型の支援を実施 ○ボランティアセンターの機能強化支援 ○受け入れ施設、仲介機関、送り出し機関の各分野におけるボランティアコーディネーターの育成・支援 ○小・中・高等学校との連携した取組 ○教育委員会等と連携した福祉教育ボランティア学習の推進 	県社協・市町村社協
	H24	H25																			
新規求職者数(a)	808	844																			
新規求人数(b)	1,505	1,775																			
就職人数(c)	109	122																			
充足率(c)/(a)	13.5%	14.5%																			



予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者		H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿		
						区分	年齢						短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)	
			<p>○災害ボランティアセンター等体制づくりの支援 ・災害ボランティアの育成、市町村の体制づくり支援 H19: 3市町村(安芸市、須崎市、四万十市) H20: 5市町村(高知市、南国市、香美市、中土佐町、黒潮町) H21: 7市町村(土佐市、土佐清水市、東洋町、大豊町、四万十町、大月町、三原村) H22: 8市町村(香南市、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、佐川町、津野町) H23: 5市町村(本山町、土佐町、大川村、室戸市、越知町) H24: 6市町村(宿毛市、芸西村、いの町、仁淀川町、日高村、橋原町)</p> <p>・「大規模災害時における広域連携によるボランティア活動支援のガイドライン」の策定(H25)</p> <p>【H25 上半期 実績】 ・「大規模災害時における広域連携によるボランティア活動支援のガイドライン」の策定のため、県域支援ガイドライン検討会の設置及び開催(3回)</p> <p>【H25 下半期 実績】 ・県域支援ガイドライン検討会の開催(1回)、市町村社協との意見交換会(ブロック単位) ・市町村災害ボランティアセンター運営模擬訓練の開催支援(室戸市、仁淀川町、高知市、いの町、橋原町、宿毛市、中土佐町、香南市、日高村、南国市、香美市、津野町) ・災害ボランティアセンター中核スタッフ実践講座の開催(共催：内閣府) 2/20～21 参加者75名 ・シニア災害ボランティアシンポジウムの開催(2/14 参加者125名) ・「高知県災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議」の開催(3/5)</p> <p>○バーチャルボランティアセンターの運営助成 ・訪問者(ページビュー)と登録のボランティア団体数の増加 H22: 14,150/月・588団体 H23: 14,337/月・612団体 H24: 14,668/月・631団体 H25: 15,589/月・649団体</p>	<p>○大規模災害発生時に被災市町村の社会福祉協議会等と地域団体が、自力で「災害ボランティアセンター」を設置・運営するためのノウハウの習得</p> <p>○東日本大震災の教訓を踏まえ、単独市町村が機能しない場合を想定し、広域的な連携のしくみづくりや、迅速な初動を行うための、予めの初期行動計画の策定等が必要。</p>	<p>○災害ボランティアセンターの立ち上げに係る全市町村での体制づくり支援</p> <p>○H26の取り組み ・市町村災害ボランティアセンター初期行動計画ガイドラインの策定 →市町村社協の初期行動計画の作成及び訓練の支援 ・市町村災害ボランティアセンター運営模擬訓練の開催支援 ・災害ボランティアセンター中核スタッフ研修会の開催 ・被災者支援フォーラムの開催</p>										<p>短期的な視点 (平成27年度末) ○災害ボランティアセンターの立ち上げのフォローアップや設置マニュアルの充実による、市町村社協の機能強化</p> <p>中長期的な視点 (平成33年度末) ○各市町村での災害ボランティアセンターの運営による、災害への迅速な対応 ○災害ボランティアセンターから生活復興支援センターへの円滑な移行 ○県や市町村との災害ボランティアセンターの連携強化</p>
								<p>災害ボランティアセンター体制づくり</p> <p>6市町村 宿毛市、芸西村、いの町、仁淀川町、橋原町、日高村(H19～H24で全市町村の体制づくりを支援)</p> <p>「大規模災害時における広域連携によるボランティア活動支援のガイドライン」の策定</p> <p>「大規模災害時における広域連携によるボランティア活動支援のガイドライン」を活用したブロック単位での運営模擬訓練の支援</p> <p>「市町村災害ボランティアセンター初期行動計画」の策定</p> <p>「市町村社協の初期行動計画の作成及び訓練の実施支援」</p> <p>災害ボランティア活動支援マニュアルの改訂</p> <p>県ボランティア・NPOセンターによる「災害ボランティア活動支援マニュアル」の一部改訂</p> <p>各市町村の災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直し・訓練等の支援</p> <p>バーチャルボランティアセンターの訪問者数と登録団体の拡大</p> <p>訪問者(ページビュー数) 14,668/月 登録 631団体</p> <p>訪問者(ページビュー数) 15,589/月 登録 649団体</p>							

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：地域福祉政策課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組みできたか)	課題 (今までなぜ上手くできなかったのか)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
(4)遺家族等の支援対策		<p>○中国残留邦人 62人 中国からの帰国時における年齢が30代、40代以上であり、現在、高齢化が進む。(H26.2.1現在) 居住地：高知市51人、安芸市4人、香南市1人、四万十市3人、土佐清水市1人、仁淀川町1人、佐川町1人(平均年齢73歳)</p> <p>(参考)支援の対象となる 因費同伴帰国した親族 約90名</p> <p>◆収入や資産形成が不十分</p> <p>◆社会への適応が不十分 ①日本語が不自由な方が多い。</p> <p>②市町村役場のサポートが不十分</p> <p>③就労問題、生活上の問題がある。</p>	<p>◆中国帰国者の生活支援 国の支援対策を基本にした支援</p> <p>・高齢基礎年金の満額支給と併せての生活支援給付金の支給 (H20～)(国3/4)</p> <p>・日本語教室の開催 瀬江南教室 2コース 入門、初級 北竹島教室 2コース 初級、中上級 横浜教室 初級 朝倉教室 初級 計4教室 8コース (H21～国10/10)</p> <p>・自立支援通訳の派遣 5名 (H20～)(国10/10)</p> <p>市町村職員に対する研修 (H20～)(国10/10)</p> <p>就労生活相談室の設置 場所：県保健衛生総合庁舎2階 週4日 10時～16時 相談員2名</p> <p>支援・相談員の派遣 2名(高知市以外を担当) (H20～)(国10/10)</p>	<p>帰国者は、中国において受けた教育のレベルや日本語の習熟の程度にバラつきがあり、一人一人の状況に応じたきめ細かい対応が必要</p> <p>市町村職員の残留邦人に対する理解が十分と云えない</p>	<p>生活支援給付金支給の継続 ※各市福祉事務所、県福祉保健所において支給</p> <p>日本語講師(十ボランティア)による個人ごとの習熟の程度に応じた、きめ細かい教育の継続</p> <p>市町村職員は人事異動により交替していくので研修を継続していく。支援が必要な帰国者が多数居住している高知市において、高知市による地域生活支援事業(国10/10)の充実を進める。</p> <p>相談事業の継続</p>	中国残留邦人(高齢者)	63～96
		<p>◆高齢化と会員の減少 法人としての活動も難しくなりつつある。 (H26.3現在) ・(公財)高知県遺族会 正会員(妻) 539人 準会員(子等) 5,021人</p> <p>・(財)高知県遺族会連合会 (H25法人解散)</p> <p>・高知県軍恩連盟 (H24解散)</p>	<p>◆戦傷病者、戦没者遺族等支援(H24年度) ・全国戦没者追悼式 参列 8/15 参列者84名 ・高知県戦没者追悼式 実施 11/1 参列者約740名 ・沖繩「土佐之塔」慰霊祭 参列 11/18 参列者34名 ・団体等慰霊祭へ参列 護国神社慰霊祭 (4/2、11/2) 2回 海洋会等団体主催 9回 市町村等主催 42回 ・支援団体へ事業費助成</p> <p>・特別弔慰金、特別給付金等の支給 ・相談員の配置 戦傷病者相談員 11名 戦没者遺族相談員23名</p>	<p>関係者の高齢化に伴う対象者及び行事等参加者の減少</p> <p>高齢化により特別弔慰金等の請求行為が十分でない方がいる。</p>	<p>遺族等支援事業の継続</p> <p>・戦没者追悼式等の慰霊事業の実施、他団体主催事業への参加を継続</p> <p>・戦傷病者、戦没者遺族等を対象とする特別給付金・特別弔慰金制度の広報・個別案内の継続実施と請求に対する丁寧な指導</p>		

H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
					短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
生活支援給付金の支給継続				生活支援給付金の支給継続	生活支援給付金の支給継続	帰国者の不安が解消され、生活が安定する。
きめ細かい教育の実施 習熟度に応じた日本語教室 3教室6コース	習熟度に応じた日本語教室 4教室8コース			きめ細かい教育の継続	きめ細かい教育の継続	帰国者の不安が解消され、生活が安定する。
通訳の派遣				通訳の派遣	通訳の派遣	
市町村職員研修の実施				市町村職員研修の継続	市町村職員研修の継続	
高知市における地域生活支援事業の実施 ・歌による日本語習得教室 ・家庭料理、屋外行事参加などの交流事業				高知市における地域生活支援事業の充実	高知市における地域生活支援事業の充実	
就労生活相談室、支援・相談員による相談事業の実施				就労生活相談室、支援・相談員による相談事業の継続	就労生活相談室、支援・相談員による相談事業の継続	
遺族等支援事業の継続				遺族等支援事業の継続	遺族等支援事業の継続	県を挙げての追悼と県民の平和を祈念する意識が向上する。
戦没者追悼式等の慰霊事業の実施、他団体主催事業への参加				戦没者追悼式等の慰霊事業の実施、他団体主催事業への参加	戦没者追悼式等の慰霊事業の実施、他団体主催事業への参加	県を挙げての追悼と県民の平和を祈念する意識が向上する。
戦傷病者、戦没者遺族等を対象とする特別給付金・特別弔慰金制度の広報・個別案内の継続実施と請求に対する丁寧な指導				戦傷病者、戦没者遺族等を対象とする特別給付金・特別弔慰金制度の広報・個別案内の継続実施と請求に対する丁寧な指導	戦傷病者、戦没者遺族等を対象とする特別給付金・特別弔慰金制度の広報・個別案内の継続実施と請求に対する丁寧な指導	

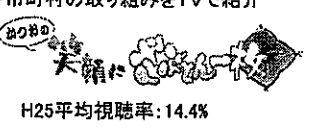
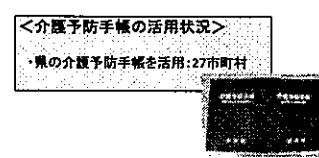
予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H24 H25 H26 H27 H24～H33					目指すべき姿	
							短期的な視点 (平成27年度末)		中長期的な視点 (平成33年度末)				
3	セーフティネット施策の充実・強化 (1)低所得者等の生活支援の充実・強化	◆生活保護世帯数(県内) H21:13,679世帯 H22:14,663世帯 H23:15,535世帯 H24:15,786世帯 H25:15,757世帯	◆セーフティネット機能の充実(生活自立支援) ○生活福祉資金の貸付(低所得者・障害者・高齢者世帯) H20貸付決定 67件 80,312千円 H21貸付決定 479件 266,735千円 H22貸付決定 538件 351,481千円 H23貸付決定 475件 331,977千円 H24貸付決定 448件 226,795千円 H25貸付決定 319件 213,168千円 高知県生活福祉・就労支援協議会 H22.5.31 H23.5.23 H24.5.28 H25.5.28 生活福祉資金窓口の各市社協に相談員10名を配置(9市10人、高知市2名) 県社協窓口に貸付相談員を配置(1名) ※H21.10制度改正 ・資金種類の整理、統合(10種類→4種類) ・連帯保証人要件の緩和 ・貸付利率の引き下げ ○日常生活自立支援事業(認知症高齢者、精神・知的障害者の日常の金銭管理等) H22 専門員10名 H20契約 94人 H21契約 132人 H22契約 124人 H23契約 123人 H24契約 154人 H25契約 95人 ○介護福祉士等修学資金の貸付 (H21～23.25～事業主体:県社協、H24事業主体:県) 21年度貸付21人、22年度貸付27人、23年度貸付31人、24年度貸付20人、25年度貸付42人	○制度が十分知られているとは言えない ○必要な援助となるまでに時間を要する ◆成年後見人制度への移行	◆セーフティネット施策の利用促進 ・国等と連携した円滑な利用促進 ◆制度の周知と利用促進 ・積極的な広報 ・市町村社協の相談支援体制の強化 ○今後の取り組み 国の相談体制への支援が補正予算によりH24も継続となった。また、H25は財源が復興財源となり、引き続き、生活福祉資金の窓口、相談員 ◆市町村社会福祉協議会が主体となり、利用者のより身近なところで日常生活自立支援事業が実施される ◆市町村社協における法人後見人受任等を含めた検討 ◆介護福祉士等修学資金の貸付	県社協・市町村社協	<p>生活福祉資金貸付制度の周知徹底及び関係機関との連携強化</p> <p>【事例等】 ・ワンストップサービスの実施 ・県の広報紙への掲載 ・コンビニや市町村等での制度改正のチラシの配布</p> <p>【事例等】 ・高知県多重債務者対策協議会への出席 ・高知県生活福祉・就労支援協議会への出席 など</p> <p>相談支援体制の充実・強化(市町村社協の相談員の充実)</p> <p>国の高金事業の継続による、市町村社協の相談支援体制の充実 H24:9市社協に10名配置</p> <p>相談支援体制の充実</p> <p>市町村社協実施体制への移行(H23まで3市に移行済) 成年後見制度との連携についての検討</p> <p>H24年度:11市町に移行 H25年度:20市町村に移行</p> <p>市町村社協における法人後見人受任の取り組みの推進</p> <p>市町村社協による、日常生活自立支援事業の実施</p> <p>市町村社協における法人後見人受任の取り組みの推進</p> <p>介護福祉士等の養成(修学資金貸付) 20人</p>	<p>○制度が十分に周知されるときに円滑で迅速な対応が図られる</p> <p>○市町村社協に日常生活自立支援事業が円滑に移行し、対象者への迅速な対応が可能となる。また、市町村社協における法人後見人受任の取り組みの推進等、成年後見制度との連携が進む。</p>	<p>○生活福祉資金や生活保護を必要とする人が利用しやすくなる</p> <p>○日常生活自立支援事業の円滑な実施が行われるとともに、成年後見制度との連携が図られ、利用者が適切な制度が利用できる。</p>				

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	目指すべき姿				
						H24	H25	H26	H27	H24～H33
4 災害援護対策の推進 (1)災害救助対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害救助基金(H26.4.1) <ul style="list-style-type: none"> ○残高 283,077千円 ・現金 237,312千円 ・物資 45,765千円 ◆県との供給協定の締結 <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水:7事業者 ・食品等:19協定 	<ul style="list-style-type: none"> ○基金運営と流通備蓄の促進 <ul style="list-style-type: none"> ＜基金＞ ・災害救助法第23条に定められた基金額の積立 ・会計管理課による基金運用及び給与品の現物備蓄 ※備蓄物資…食料、水、毛布、日用品セット、学用品 ＜現備蓄＞ ・食糧 70,500食、水70,500リットル、毛布 7,000枚、日用品セット 6,200セット、その他ノート等の学用品 ＜食糧、水について＞ ・平成17年の避難者予測に基づき1日分の20%分を県備蓄の目標値とし、平成23年度に目標値の全量を購入した。 ・平成25年5月15日に公表された南海トラフ巨大地震における被害想定をふまえ、L2想定避難者予測1日分の20%を新たな目標とした。(食糧178,200食、水178,200リットル) ○市町村備蓄の促進要請 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当者会の開催 H22年度…H22.6.25 H23年度…H23.8.29 H24年度…H24.6.22 H25年度…H25.7.26 ○災害発生時における飲料水の調達に関する協定(流通備蓄)の締結 <ul style="list-style-type: none"> H17年度…5事業者 H19年度…1事業者 H22年度…1事業者 ※協定事業者への提供量等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村備蓄が進んでいない ・県の備蓄物資の市町村への提供方法がマニュアル化されておらず、災害時の迅速な対応ができない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村と役割分担した計画的な備蓄 ・県としての一定量の備蓄の計画的な確保 ・市町村備蓄の促進要請 ・流通備蓄について、協力事業所の拡大 ・備蓄物資の配置・配送検討 	県民	<p>計画的な備蓄物資の購入・適正な更新</p> <p>新想定を踏まえた県有備蓄の場所、量の再検討等 →検証結果に基づく備蓄(水・食料)の確保</p> <p>新想定に基づく目標量の確保(水・食料の購入) →平成27年度に完了</p> <p>流通備蓄の拡大</p> <p>流通備蓄の協力事業所拡大のための働きかけの継続</p> <p>市町村備蓄の促進要請(継続)</p> <p>市町村担当者説明会での依頼 市町村への訪問による促進の依頼 など</p> <p>備蓄物資の搬送ルートや受援体制の仕組みづくり</p> <p>避難場所への搬送ルートや体制整備について市町村等、関係機関との協議、見直し。(継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○官民協働での備えが進む ○南海地震の避難者予測者数の見直しによる、必要な備蓄量の確保及び計画的な備蓄物資の管理や保管 ○搬送ルートや受援体制等の仕組みづくりの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○官民協働での備えが進む ○災害発生後において、十分な備蓄物資を確保かつ円滑に提供できる体制の確立 		
<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)の策定(H26.4現在) ・現策定率100% (策定済34市町村) ◆市町村災害時要援護者避難支援プラン(個別計画)の作成(H26.4現在) ・整備済 10市町村 ・着手済 24市町村 ◆要援護者台帳の整備状況(H26.4現在) ・整備済 23市町村 ・整備中 11市町村 ◆福祉避難所の指定・協定(H26.3現在) ・26市町村108施設(延べ126施設) 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難支援プラン策定支援 <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村訪問により、災害時要援護者避難支援プランや要援護者台帳の整備、福祉避難所の指定促進について依頼。 ・市町村福祉・介護保険担当者連絡会議において、災害時要援護者対策の取組促進について依頼 H22年度…H22.4.27 H23年度…H23.4.20 H24年度…H24.4.27 H25年度…H25.4.24 ○市町村災害救助担当者会において、災害時要援護者対策の取組促進について依頼 <ul style="list-style-type: none"> H22年度…H22.6.25 H23年度…H23.8.29 H24年度…H24.6.22 H25年度…H25.7.26 ○災害対策基本法の改正に伴う、市町村の取組の周知等(説明会:H26.1.24、H26.3.24) ○「避難支援ガイドライン」「避難支援の手引き」「リーフレット」の策定(H26.3月) ○福祉避難所の指定促進 <ul style="list-style-type: none"> ・こうちぎょうせいネット「災害対策支援のページ」による市町村への情報提供(H22.9月開設) ・社会福祉施設状況の調査結果を掲載(H22.9月、H23.3月) ・「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」の策定(H22.9月)及び周知 ・宮城県庁職員を講師とした、設置運営研修会(講演会)を開催(H24.11.2)(行政、施設関係者等約150名が参加) ・指定促進等事業費補助金の創設(H24～) ・社会福祉施設に対し、指定可能調査の実施(H25) ・運営に必要な人材の育成及び確保の検討(H25) ・手話、点訳等ボランティアの養成 ・啓発用ビデオの作成 ・在宅要医療者災害支援マニュアルの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者情報の地域での共有が進まない。 ・支援者が決まらない。 ・福祉部門と危機管理部門の連携 ・新想定や国の対策の強化に対応した取組が必要。 ・想定される要配慮者に対する福祉避難所の受入可能数の不足 ・運営する際の専門的な人材の育成・確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時要援護者の避難支援対策 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対し、災害対策基本法の改正に基づいた避難行動要援護者名簿の作成や、「避難支援の手引き」を活用した個別の避難計画(個別計画)の策定を関係機関と連携し支援する。 ○今後の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・こうち支え合いチャレンジプロジェクト研究会や市町村訪問等で日頃の見守りとの一体的な個別の避難支援体制の構築(個別計画の策定)を支援 ・あつたかられあいセンター職員等へ防災研修を実施し、防災と地域福祉の一体的な取組を推進する職員を育成 ○福祉避難所の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金や指定可能調査の結果を活用した指定促進を行うとともに、運営ができる体制づくりの支援を行う。 ○今後の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所を運営する上で最低限必要な物資等の購入補助金の活用 ・指定可能調査結果の市町村への提供 ・福祉避難所を運営し、要配慮者を支援する体制整備 →「運営訓練マニュアル」の作成 ・モデル3市町(黒潮町、中土佐町、安芸市)での運営訓練の実施 → マニュアルに反映 ・ブロック別の運営研修会の実施 → マニュアルの周知及び市町村の要請に応じた訓練の支援 ・福祉避難所として活用可能な地域交流スペースの整備促進 ・情報伝達に配慮を要する方への支援体制の整備 ・災害時要援護者等への啓発の推進 	市町村等	<p>災害時要配慮者の避難支援対策</p> <p>研究会実施等による支援</p> <p>新想定を踏まえ、沿岸のモデル3市町(高知市、香南市、須崎市、中土佐町、黒潮町)との協議</p> <p>福祉避難所の指定促進に向けた支援</p> <p>指定可能調査の実施 未指定市町村への訪問</p> <p>指定可能調査の提供 →指定の支援</p> <p>研究会の実施等による指定促進(絶対数不足の解消)</p> <p>福祉避難所の物資等の購入に係る補助金の整備・活用</p> <p>利用可能な施設一覧の提供</p> <p>新想定を踏まえた広域調整・連携のための取組</p> <p>福祉避難所の運営に関する支援</p> <p>宮城県庁職員を講師とした、設置運営研修会(講演会)を開催</p> <p>運営に必要な人材の育成及び確保の検討</p> <p>運営訓練マニュアルの作成</p> <p>マニュアルを活用した各事業所での訓練の実施を支援(市町村の要請による)</p> <p>運営研修会の開催</p> <p>(障害保健福祉課連携)手話・点訳等のボランティアの事前登録、派遣要請の検討</p> <p>(健康政策課連携)災害時要援護者・在宅要医療者等への啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県内全市町村で個別計画の策定体制が構築され、見直し作業や新たな個別計画の策定作業が進んでいる。 ○地域での災害時要援護者対策に対する意識が醸成されている。 ○全市町村で福祉避難所が指定され、必要数を確保する取り組みが進んでいるとともに、必要な物資器具が確保され、福祉避難所としての機能が充実している。 ○各福祉避難所において、地域住民と協力した運営訓練を実施するなど、災害に備えた取組が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時における、地域での要配慮者に対する迅速かつ確実な支援対策の確立 			

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までで上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
						予防給付 介護予防事業	段階的な移行 ※H29～すべての市町村で 移行開始	新しい 総合事業	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)		
1 いつまでも元気で暮らせる 地域づくり (1) 介護予防の推進	<p>☆高齢者人口は増加傾向 二次予防対象者数は基本チェックリ スト実施率の低下に伴い減少して いるが、二次予防事業への参加者 数については増加 (H23→H24(国調査))</p> <p>・高齢者人口 221千人→227千人 ・二次予防事業対象者数 26,433人→17,118人 ・二次予防事業参加者数 579人→786人</p> <p>☆介護保険制度改正により、 平成29年4月までに、全ての市町村 において、要支援者に対する予防 給付(訪問介護・通所介護)の地域 支援事業への移行を開始する必要 がある。</p> <p>・介護予防・日常生活支援総合 事業実施市町村 (H25 → H26) なし → 四万十市</p> <p>☆住民主体の介護予防活動は年々 広がってきている</p> <p>・住民主体の取組(H24年度末) →29保険者で実施(1,110箇所) ・地域リーダー養成 →27保険者、3,072人(累計) ・地域リーダーフォローアップ →14保険者で実施</p>	<p>・市町村ヒアリングにて個別課題を把握</p> <p>【市町村のしくみづくりへの支援】 ・ワーキンググループ(10保険者)を設置 し、地域の課題を踏まえた介護予防事 業の実施を支援</p> <p>【地域リーダー養成・活動への支援】 ・地域リーダーを対象に、介護予防に関 する知識と技術の習得を目的として、地 域リーダーステップアップ講座を実施 H25受講者：74名 H25受講市町村：13保険者 (H24・25計 23保険者)</p> <p>【介護予防手帳の作成と活用】 ・介護予防の必要性や効果的なプログラ ム、効果検証結果等を掲載(参加者・ リーダー用) →オリジナルキャラクターを用いて リニューアル</p> <p>・民生委員・児童委員への配布 ・老人クラブ連合会との連携 モデル老連(室戸市、南国市、香南 市、土佐清水市、田野町、いの町、 津野町)にて介護予防リーダー養成 を実施</p> <p>・口腔機能、運動機能向上カレンダーを 作成し、具体的な取組の参考になる内 容を追加</p> <p>【介護予防広報番組の制作放送】 ・市町村の取り組みをTVで紹介</p> <p>【介護予防従事者研修会の実施】 ・市町村職員対象研修 ・介護予防サービス従事者対象研修</p> <p>☆取り組みの少ない口腔機能向上や、 認知症予防をテーマに研修会を実施</p>	<p>【新しい介護予防のしくみづくり】 ①セミナーの開催とアドバイザーの派 遣</p> <p>市町村の高齢者のニーズ把握と 地域の実情やニーズに応じたサー ビス確保策の検討について支援す るため、全市町村を対象にしたセミ ナーを開催するとともに、圏域ごと に必要なアドバイザーを派遣</p> <p>②リハビリテーション専門職等の派遣</p> <p>地域ケア会議における個別事例や 介護予防事業の検討において、リハ ビリテーション専門職の助言を受 け、効果的な基盤整備ができるよう 支援</p> <p>【住民主体の介護予防のしくみづくり】 ③地域リーダーが継続的に取り組める 体制の整備 ・地域リーダーステップアップ講座</p> <p>地域で住民主体の介護予防の取 組に従事している地域リーダーを対 象に、介護予防に関する知識と技術 の習得を目的として実施 ☆介護予防手帳の活用 ☆サポーターリングの配布 ☆中央部以外の会場でも実施</p> <p>④介護予防手帳の活用</p> <p>地域リーダーステップアップ講座や 市町村でのリーダー向け研修等にお いて積極的に配布 口腔機能、運動機能向上カレン ダーをより活用できるよう、積極的に 配布</p> <p>⑤介護従事者のスキルアップ</p> <p>口腔機能向上、栄養改善等、介護 予防に関する知識や技術の普及を 目的として研修会を実施</p>	<p>【新しい介護予防のしくみづくり】 ①セミナーの開催とアドバイザーの派遣</p> <p>②リハビリテーション専門職等の派遣</p> <p>サービス単価の決定等の広域調整 (意見交換会等)</p> <p>新しいサービスの段階的な開始</p> <p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>住民主体の介護予防未実施市町村(2町村)への支援</p> <p>③地域リーダーが継続的に取り組める体制の整備</p> <p>地域リーダーステップアップ講座の開催 ※1クール実施</p> <p>地域リーダーステップアップ講座の開催 ※2会場実施</p> <p>④介護予防手帳の活用</p> <p>オプションの追加 ・リニューアル版の作成</p> <p>民生委員・児童委員、老人クラブ、あったかられあいセンター等の関係団体における活用</p> <p>介護予防広報番組</p> <p>既存の広報番組の活用等</p> <p>【再掲】 生きがいづくり広報番組</p> <p>⑤介護従事者のスキルアップ～市町村職員・介護予防サービス従事者の質の向上～</p>	<p>新しい総合事業への移 行を開始する市町村が 増え、地域の実情や ニーズに応じたサービ スを提供する体制が整 いつつある</p> <p>全ての市町村で、住民 主体の介護予防の取 組が実施される</p> <p>H23 27保険者 →H27 30保険者</p> <p>地域リーダー養成を 実施する市町村が増える</p> <p>H23 24保険者 →H27 30保険者</p> <p>全ての市町村において 介護予防手帳(リー ダー用)を活用する</p> <p>H23 7保険者 →H27 30保険者</p> <p>介護予防手帳(参加者 用)を活用する市町村 が増える</p> <p>H23 2保険者 →H27 20保険者以上</p> <p>ほとんどの介護保険施 設に、介護予防に関す る知識や技術を持った 人材の育成ができる</p> <p>運動器の機能向上以 外のプログラムに関す る知識や技術を持った 人材の育成ができる</p>	<p>全ての市町村が新しい 総合事業に取り組み、 地域の実情やニーズに 応じたサービスを提供す る体制が整備されている</p> <p>住民主体の介護予防の しくみ及び広域での支援 体制が整備されている</p> <p>高齢者人口の5%が二次予 防事業対象者(国予測) → 約11千人 H23 2,743人 二次予防事業対象者の3～4人 に1人のリーダーを養成 → 約3,600人必要 → 茨城県の実績を参考</p> <p>住民主体の介護予防の必 要性が理解されている</p> <p>全ての介護保険施 設に、介護予防に関す る知識や技術を持った 人材がいる</p> <p>全ての市町村に、 運動器の機能向上以 外のプログラムに関す る知識や技術を持った 人材がいる</p>						

～市町村ヒアリングより～

・住民主体の取り組み箇所数は増
えたが、何箇所になれば十分な
かわからない。
・地域リーダーの数は充足してき
たが、実際活動してくれる方は少
ない(活動率が低い)。
・地域リーダーの活動が長続きし
ない。
・地域リーダーも高齢化している
(若い世代への引き継ぎ困難)。



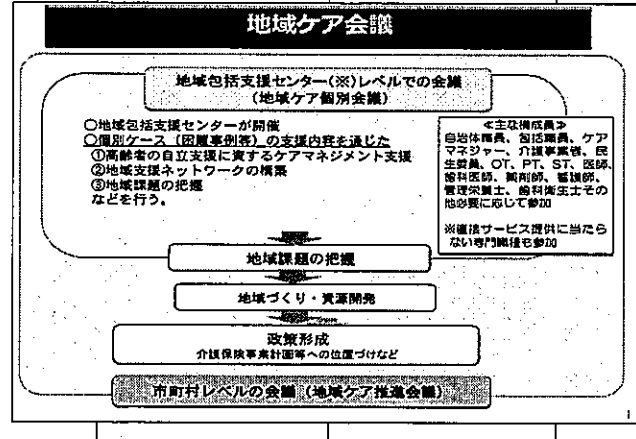
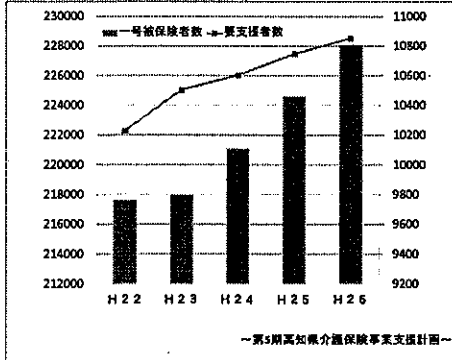
予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今までに何に取り組んできたか)	課題 (今までになかなか進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	目指すべき姿																												
						H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)																						
1 いつまでも元気で暮らせる地域づくり (2) 生きがいづくりと在宅生活の支援	<p>高知県の高齢化率は、全国平均より先行している。 高知県 28.4% 全国 23.1%</p> <p>高齢者の約8割は要介護(要支援)認定を受けていない元気な高齢者である。</p> <p>百歳以上高齢者(人口10万人当たり)は全国第2位(H25)</p> <p>55歳から64歳の就業者に占める雇用の割合は上昇しており、退職者が増加することが見込まれている。</p>	<p>○高齢者の生きがい・健康づくり</p> <p>県社会福祉協議会が実施する健康と生きがいづくり事業への支援</p> <p>①こうちシニアスポーツ交流大会の開催 (H22) 1,032名 (H23) 1,087名 (H24) 1,292名 (H25) 1,470名 * 種目の増</p> <p>②ねんりんピックへの選手派遣 (H22) 123名 (H23) 126名 (H24) 98名 (H25) 547名</p> <p>③シニア健康づくりリーダー講習会の開催(H22まで)</p> <p>④オールドパワー文化展の開催 (H22) 506作品 4,468名来場 (H23) 471作品 4,396名来場 (H24) 467作品 3,763名来場 (H25) 471作品 4,573名来場</p> <p>⑤高齢者情報誌「五手箱」の発行部数:5,000部×4回</p> <p>⑥生きがい活動情報の拠点機能整備</p> <p>⑦地域生きがい活動推進事業</p> <p>・「退職前世代の生きがいに対する意識調査」(H25年度)</p>	<p>高齢者の価値観が多様化し、生きがい活動について様々なニーズがある。</p> <p>地域ごとに盛んな活動があり、地域の特性に応じた活動を活性化していく必要がある。</p> <p>地域では既に様々な活動が存在するが、活動に参加したい方に情報が届いていない。</p>	<p>○県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくり事業への支援</p> <p>・生きがい健康づくり活動への参加支援、生きがいに関する相談体制づくり</p> <p>・退職前世代に対する退職に向けた準備支援</p> <p>(退職準備に関するセミナー)の開催、退職準備に関するハンドブックの作成・配布</p> <p>・生きがい活動団体の実態把握と情報発信の強化</p> <p>・市町村社会福祉協議会や総合型地域スポーツクラブと連携した生きがい活動団体の把握、高知いきがいネットによる広報と情報発信の充実</p> <p>○生きがいづくりを推進するための普及啓発</p> <p>・生きがいづくりの介護予防面での重要性等に関する番組を制作し放送</p>	<p>対象者: 高齢者</p>	<p>スポーツや趣味を活かした健康と生きがいづくりの推進</p> <p>ねんりんピックよさこい高知2013</p> <p>シニアスポーツ交流大会・オールドパワー文化展の開催</p> <p>競技人口増への取組み</p> <p>選手・指導者・ボランティアとしての活動を支援・競技者の掘り起し</p> <p>競技種目の増大会のPR</p> <p>地域ごとに</p> <p>地域に出向いて高齢者の活動の支援</p> <p>生きがいに関する情報の提供</p> <p>ホームページ開設</p> <p>ホームページ運営・情報発信</p> <p>退職前世代の生きがいに関する調査実施</p> <p>退職前世代に対する退職に向けた準備支援</p> <p>生きがいづくりを推進するための普及啓発</p> <p>生きがいづくりに関する番組の制作・放送</p>					<p>・ねんりんピックを契機としてスポーツや趣味活動に参加する高齢者が増加する。</p> <p>◆シニアスポーツ交流大会等の参加者が増加する。 シニアスポーツ交流大会参加者 H23 1,087名 →H27 1,400名以上 オールドパワー文化展出版数 H23 471作品 →H27 500作品以上</p>	<p>・高齢者が生きがいを抱えていきいきと生活できる</p>																						
						<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H23</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入率</td> <td>18.7%</td> <td>18.5%</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>市町村老連数</td> <td>32</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>クラブ数</td> <td>824</td> <td>785</td> <td>724</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td>31,654</td> <td>29,621</td> <td>25,545</td> </tr> </tbody> </table> <p>高齢者人口は増えているが、老人クラブ加入者・加入率は減少している</p>		H21	H23	H25			加入率	18.7%	18.5%	15.0%	市町村老連数	32	31	32	クラブ数	824	785	724	会員数	31,654	29,621	25,545	<p>○老人クラブの活動助成</p> <p>・概ね60歳以上の高齢者によって組織された老人クラブの活動を支援することで、高齢者の就業の向上、健康の増進、地域社会との交流活動を促進し、高齢者福祉の向上を図った。</p> <p>【地域老人クラブ活動】 補助先:市町村(中核市を除く) 補助対象事業:単位老人クラブへの活動助成、市町村老人クラブが実施する、介護予防支援事業、地域支え合い事業等に対する助成</p> <p>【高知県老人クラブ連合会活動】 補助先:(財)高知県老人クラブ連合会 補助対象事業:県老連が実施する、活動推進員設置(人件費)、健康づくり・介護予防事業、地域支え合い事業等に対する助成</p> <p>・H23から市町村老連での介護予防への取組みを支援</p> <p>(H23) 7老連での取組み (H24) 6老連での取組み (H25) 13老連での取組み</p>	<p>60歳代から90歳以上までの高齢者が一緒に活動しており、ニーズが合わない。</p> <p>→若手高齢者のニーズにあった事業展開により、加入率の増加を図っていく必要がある。</p> <p>リーダーの後継者が育っていないために、クラブの存続が困難な場合がある。地域で動いている個々の人をどうリーダーに育成するかという課題もある。</p> <p>→若手リーダーの養成・地域リーダーステップアップ講座など、老人クラブの活動基盤の強化が必要</p> <p>・ねんりんピックの開催を契機に、活動を広くPRしていく必要がある。</p>	<p>○老人クラブ活動の活性化への支援</p> <p>県老人クラブ連合会への支援による市町村老人クラブ連合会、地域老人クラブ活動の活性化</p> <p>・若手委員会の設置及び活動促進</p> <p>若手委員の企画立案力を活かし、若手が活動に参加しやすくなる事業を各地域で実施。県社協と共同して、若いシニアへのアプローチを行う。</p> <p>健康づくりや介護予防への取組みへの支援</p> <p>地域での健康づくりや介護予防活動の推進 →地域での老人クラブ活動への参加者の増加</p> <p>・リーダー養成への支援</p> <p>・ねんりんピック開催を契機とした新たな取組や参加者を継続していきける取組への支援</p> <p>芸術活動の発表の場やスポーツを通じた交流の場づくり</p>	<p>地域老人クラブ、市町村老人クラブへの助成と活動活性化への支援</p> <p>単位老人クラブ実態調査</p> <p>単位老人クラブ離散防止にむけた対応</p> <p>若手委員会の設置と加入の促進</p> <p>健康づくりリーダーの養成</p> <p>介護予防研修会の開催</p> <p>地域での健康づくり・介護予防活動</p> <p>リーダー後継者の養成</p> <p>元気ハツラツ交流会の開催</p> <p>若手スポーツ交流大会の開催</p> <p>ろうれんピックの拡充</p>	<p>・老人クラブ加入者の減少傾向が改善される</p> <p>・老人クラブでの健康づくり、介護予防への取組みが増加する。</p> <p>◆介護予防に取り組む老人クラブ連合会数 H23 7老連 → H27 31老連</p>	<p>・老人クラブ会員が地域で多様な活動ができ、会員が増加する</p>
							H21	H23	H25																									
加入率	18.7%	18.5%	15.0%																															
市町村老連数	32	31	32																															
クラブ数	824	785	724																															
会員数	31,654	29,621	25,545																															
<p>高齢者のいる世帯の持家率は、全国平均を上回る。(平成20年国勢調査) 全国83.3% 高知県86.5%</p> <p>平成19年度の県民世帯調査では、「高齢になって介護が必要になった場合、住まいはどのようにしたいか」の問いに対して「現在の住宅を改造して住みやすくする」が26.3%で、最も高かった。</p> <p>介護保険制度の住宅改修は、金銭的にも工事内容的にも制約が多く、ニーズに応えることが困難</p> <p>郡部では昔ながらの家が多く、風呂トイレが別棟、台所が土間など、バリアフリー化にかなりの経費を要する。</p>	<p>○高齢者に配慮した「住みよきまちづくり」の推進</p> <p>【住宅等改修支援】 補助先:市町村(中核市を除く) 補助対象事業: ①在宅での日常生活に支障のある方で、介護保険制度の要支援1～2、要介護1～5のいずれか認定された方が居住する建築物の改修や改築を行う場合 ②地域での総合的な在宅生活支援等に必要建築物の改修や改築を行う場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施市町村数</th> <th>件数</th> <th>決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>20</td> <td>66</td> <td>17,157千円</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>21</td> <td>78</td> <td>20,731千円</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>20</td> <td>74</td> <td>18,923千円</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>19</td> <td>62</td> <td>15,352千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【住宅改修アドバイザーの派遣】 H22より実施</p>	実施市町村数	件数	決算額	H22	20	66	17,157千円	H23	21	78	20,731千円	H24	20	74	18,923千円	H25	19	62	15,352千円	<p>要介護者が住みながら自宅で暮らしていることができるよう、身体状況に応じた住宅改修の支援が必要。</p> <p>適切な改修・改築について、担当者やケアマネジャーに知識を深めてもらう必要がある。</p> <p>→アドバイザーについてさらに周知する必要がある。</p>	<p>○市町村により住宅改修事業への支援</p> <p>・市町村が実施する住宅改修事業への助成の継続</p> <p>Q&Aの作成など、市町村担当者の事務負担の軽減の検討</p> <p>・住宅改修アドバイザーの派遣と研修会開催への支援</p>	<p>市町村説明会での広報 必要事例への活用助費</p> <p>市町村が実施する住宅改修事業への助成</p> <p>Q&Aの作成</p> <p>住宅改修アドバイザーの派遣</p>	<p>各市町村において、必要な住宅改修が行われ、在宅生活継続の支援ができる</p>	<p>各市町村において、必要な住宅改修が行われ、在宅生活継続の支援ができる</p>									
実施市町村数	件数	決算額																																
H22	20	66	17,157千円																															
H23	21	78	20,731千円																															
H24	20	74	18,923千円																															
H25	19	62	15,352千円																															

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までで上手くできなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	目指すべき姿				
							H24	H25	H26	H27	H28～H33
2 介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり	(1)地域包括ケアシステムの構築 ・医療・介護・福祉のネットワークづくりの推進	<p>○H22県民世論調査 介護が必要になっても約6割の方が自宅や住まいで生活したいと答えている。</p> <p>※H19県民世論調査 地域や住まいで安心安全に生活するために必要なことは？ 「入院から退院、在宅での療養まで医療や介護従事者が連携して対応すること。」との回答が最も多い。</p> <p>○在宅での医療と介護の連携強化 ・ケアカンパニース体制の確立 病院の医師や、在宅医療を担う医師、訪問看護師、ケアマネジャー等による在宅生活継続に向けた検討体制の構築が必要。 徐々に県内各地域に広がってきているが、全域には至っていない。</p> <p>○在宅医療の充実強化 ・高齢者の在宅療養を支える訪問看護ステーションが数減傾向にある。 (H12: 53事業所→ H26.4: 50事業所)</p> <p>○在宅介護の充実強化 ・高齢者の多様なニーズに応える在宅サービスが、県内どこでも充実していることが必要 ・ショートステイや小規模多機能型居宅介護等の24時間対応サービスが少ない地域がある。 ・サービスを担う人材育成も必要</p> <p>○緊急ショートステイ施設から遠いことや、医療依存度が高いため、利用しづらい要介護者もいる。</p>	<p>○地域ケア体制整備の推進に向けた市町村・各種団体の地域での取組に対する補助金の創設 ・H20=11団体12事業 ・H21=15団体17事業 ・H22=9団体9事業 ・H23=5団体5事業</p> <p>○団体を支援するため、フォローアップ会議の開催 ・H20～23:年間3回程度</p> <p>○地域ケアの土台づくりとして、地域ケア構想の県民への普及・啓発 ・H20～H23:シンポジウム、住民座談会の開催(高齢者福祉課、各福祉保健所で実施)</p> <p>○医療・介護福祉ネットワークづくり補助金 ・H24=1団体1事業 ・H25=4団体4事業</p> <p>○訪問看護支援体制の支援 H20-21:地域ケア体制整備推進事業 H22:地域医療再生計画 H23-24:介護保険事業(国費10/10) H25:医療提供体制推進事業(国費1/2) H25実績 利用者から相談:7件 訪問ST、ケアマネ等から相談:99件 訪問STへのコンサルテーション:19件</p> <p>○緊急用ショートステイ体制づくり事業 ◆22年度 ・緊急用ショートステイベッドの確保事業開始(8月1日14施設17床) ・相談窓口の開設(10月1日) ・利用実績:利用者89名、利用日数569日 ◆23年度 ・利用実績:利用者173名、利用日数994日 ・老健の空床状況提供の拡充 ◆24年度 ・緊急用ベッド確保数の見直し(12施設15床) ・利用実績:利用者148名、利用日数908日 ◆25年度 ・緊急用ベッド確保数の見直し(11施設13床) ・利用実績:利用者122名、利用日数685日</p> <p>○より身近なショートステイ事業 ◆24年度 ・通所介護事業者への説明会実施 ・整備実績:3事業所18床 ※H25繰越(4月完了)含む ◆25年度 ・整備実績:5事業所28床</p> <p>○中山間地域における在宅介護サービスの充実確保 (→別紙参照)</p>	<p>○療養病床数が全国一多く、施設への依存度が高い。(介護保険施設合計も全国9位)</p> <p>○地域包括支援センターは、プランづくりに追われ、包括的・継続的ケアマネジメントができていない場合がある。</p> <p>○ケアマネジャーは、医師の数が多く感じており、高齢者の状態等に関する相談がしにくい。</p> <p>○医療処置が必要な場合、「病院内で対応すべき」との意識が医療及び利用者があり、訪問看護を選択することが考えられていない。</p> <p>○自己負担が高額となることから、訪問看護サービスの必要があるにもかかわらず利用していない場合がある。また、ケアプランを作成するケアマネジャーに訪問看護に関する十分な認識がない場合がある。</p> <p>○老健にはショートステイ専用ベッドがないため、緊急用として確保することが困難。</p> <p>○基準該当ショートステイ開設にあたって、通所介護事業所に居室を設けるためのスペース確保及び夜勤可能な人員の確保が課題となっている。</p> <p>○地震・津波対策あるいは経営上の不安等の理由により早期の設備投資が困難と考えている通所介護事業所が多い。</p>	<p>○これまでの連携体制づくりをもとに、その成果を拡大するため、県内各地における在宅医療と在宅介護の連携体制づくりを支援する。</p> <p>・医療・介護・福祉のネットワークづくり補助金による、多職種連携に取り組む団体への活動支援</p> <p>・福祉保健所による、医療・介護・福祉の連携体制整備の推進(講演会、研修会等の開催)</p> <p>・地域医療連携体制整備モデル事業の活用(中央西園域)等</p> <p>○地域包括支援センターの機能向上のための研修会の開催や関係機関との協議等によるサポートを行う。 (※次頁参照)</p> <p>○訪問看護ステーションに対するコンサルテーション、訪問看護マニュアル作成等、訪問看護の質向上への支援を継続。 ○ケアマネジャーへの研修。</p> <p>○高齢者が地域で24時間365日安心して暮らせるよう、利用しやすい身近な場所に必要数だけショートステイベッドの整備を進めるとともに、必要な数が整備されるまでの間、緊急時に対応できる体制を確保することにより、在宅介護の安心を高める。</p> <p>○老健にはショートステイ専用ベッドがないため、緊急用として確保することが困難。</p>	<p>高齢者とその家族</p>	<p>市町村や医師会等各種団体が行う医療・介護の連携の取組を地域へ広げていくための当該団体の連携体制づくりへの支援</p> <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域リハビリテーション連絡網を活用した在宅復帰の事例検討(医療・介護施設・利用者等の連携) ・地域リハビリテーション連絡網の普及、医療と介護等の連携の重要性を共有し、安心して在宅介護に取り組むことができる環境整備を根付かせる。 ・現在実施している地域は、近隣の地域へ普及する活動を実施し、これから実施する地域は、先行事例を参考とし、地域に相応しい仕組みづくりを検討し、根付かせる。 <p>取組の達成状況の確認、課題を次年度の事業に反映</p> <p>高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業支援計画との一体的推進(高齢者の「もしも」といつも)をサポートする体制づくり</p> <p>高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業支援計画</p> <p>県民への啓発、意識改革 → 住民座談会等の開催</p> <p>自分たちが住み慣れた自宅や住まいでその人らしい生活ができるようにしていくために、ご自身の暮らし方(理想)、地域の現状はどうか?一人ひとりの力を合わせて出来ることはないか?を住民と一緒に考える機会として実施。 ※各福祉保健所ごとに開催。</p> <p>訪問看護支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関と訪問看護ステーションの連携の支援 ・訪問看護の普及啓発、ケアマネへの利用促進 <p>訪問看護フォーラムの開催 訪問看護普及啓発グッズの作成等</p> <p>訪問看護サービスの必要な人に必要な訪問看護を提供できる体制を整備し、在宅療養環境を充実していく。 【事業内容】 ・コールセンター支援事業(利用者や関係者からの相談対応、訪問看護ステーションへのコンサルテーションの実施、訪問看護の普及啓発→ステーションの業務の効率化・能力向上支援、訪問看護の利用促進) ・研修事業(ケアマネジャーに対する、訪問看護への理解を深めるための研修→ケアプランにおける訪問看護</p> <p>より身近な場所でのショートステイ整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各介護保険者による地域のニーズに応じたショートステイ整備 ・ショートステイ空床情報の提供 <p>在宅での介護における「もしも」に備え、 ・緊急用ショートステイ受入に向けた相談・紹介を行う窓口の設置 ・特別養護老人ホームのショートステイ用ベッドを緊急用として確保 ・通常のショートステイ(老健含む)の空床情報をインターネット上で提供 ※ショートステイの不足により、緊急にショートステイを利用したくても利用できない現状に緊急に対処することを目的とした事業</p> <p>ショートステイベッドの整備率が低く(全国44位)、恒常的に満床状態であり、サービスを十分に受けられない地域が多いため、より身近な地域でサービスが提供されるよう、基準該当サービスによる通所介護事業所への併設など、簡易な施設の設置への補助を行う。 ※H24～26の3年間で、ショートステイ整備率を全国平均にまで引き上げる。(整備が終了するまでの期間は、緊急ショートステイ事業を継続し、不足による緊急的な利用の困難に対処する。)</p>	<p>【短期的な視点】 各圏域で、医療・介護・福祉の連携体制が根付き、各圏域で新たな連携の仕組みが構築されている。</p> <p>【中長期的な視点】 中山間地域でも医療、介護の資源が充実し、高齢者が介護が必要となっても、県内各市町村のどの地域でも住み慣れた自宅や住まいで介護や医療のサービスが受けられる。 全市町村で医療・介護・福祉のネットワークの体制ができていく。</p> <p>ショートステイの整備率は全国平均に達している。 ◆全国平均:要介護認定者千人当たり21.69床(H20) ◆ショートステイ550床→850床</p> <p>高齢者を24時間365日サポートする在宅介護サービスが県内に整備されつつあり、どこに住んでいても必要なサービスを受けられることができつつある。</p> <p>高齢者の「もしも」のときには、県内どこでもショートステイの利用ができるようになっている。</p>			

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：高齢者福祉課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手くできなかったか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	目指すべき姿					短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
							H24	H25	H26	H27	H28～H33		
療養病床転換推進計画に基づく療養病床の円滑な再編成の推進	<ul style="list-style-type: none"> 療養病床転換推進計画に基づく療養病床の円滑な再編成の推進 入院患者の医療や介護の必要性に即した施設への転換を促進する。 住み慣れた自宅や地域で暮らしたいという県民の希望にできる限り応える。 	<ul style="list-style-type: none"> 療養病床数 (H26.3月現在) 医療療養 3,969床 介護療養 2,097床 計 6,066床 介護療養病床からの転換は1医療機関33床。(現在建設中) 転換済み(医療療養病床から介護老人保健施設へ転換) ⇒4医療機関97床 (平成25年度末) 療養病床の転換意向等アンケート調査(平成25年12月時点)の結果、転換の予定はなし。(県内89の病院・診療所を対象) 介護療養病床廃止は平成29年度末まで延期 	<ul style="list-style-type: none"> 療養病床の再編に向けた医療機関との意見交換、個別面談等 国への提案・要望 <ul style="list-style-type: none"> 施設基準の緩和(老健、特養の面積基準) 老人保健施設の体制の強化 特別養護老人ホームの設置主体の規制緩和 介護療養病床を特別養護老人ホームへの転換を促進するため補助金の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 転換を具体的に進めるには、介護報酬、診療報酬の改定の動向を見極める必要がある。 ⇒H24年度の介護報酬改定で介護療養型老健の評価がプラスされるとともに、介護療養型医療施設の単位は減らされ、介護療養と介護療養型老健の報酬差は小さくなっていく。 ⇒医師不足によりやむを得ず老健へ転換する動きも見られる。 特別養護老人ホームへの転換は、社会福祉法人でなければ設置できないため、社会福祉法人立ち上げを要する医療機関は、時間的余裕を持った対応が必要となる。 介護療養病床の廃止期限が、H30年3月末まで延期となったため、様子見の傾向が一層高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 療養病床再編に関する国の動向を注視し、情報収集を行う。また、入手した情報を医療機関、福祉保健所、市町村へ提供していく。 	療養病床に関する医療機関及び市町村	<div style="text-align: center;"> <p>医療機関の転換意向調査を尊重した転換支援の実施</p> <p>医療機関の転換実施計画の確認と、国の動向を注視する。</p> <p>必要に応じて、転換施設種別が未定・検討中の医療機関との個別面談</p> </div>					<ul style="list-style-type: none"> 急性期病院から医療ニーズの高い患者の受け入れ、介護施設からの急性増悪の患者の受入機関としての役割を担う。 退院後に円滑に地域での生活へ移行することができるよう、関係の職種が連携して治療や退院調整に取り組むことができる。 	
							療養病床転換に関する国の動向の情報収集及び提供						
地域包括支援センターの機能強化		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者人口、要支援者数の増加に伴い、介護予防支援業務が増加している 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防支援業務の簡素化及び効率化 簡素化マニュアルの作成・配布及び研修会の開催 地域包括支援センターの職員の資質向上 地域包括ケアマネジメントリーダー研修の実施(H24年度で終了) 人材育成研修の体系化 研修企画会議の開催 体系化した研修の実施(初級・中級・上級) 地域包括ケア推進モデル事業の実施 H23: 南国市をモデルに、地域ケア会議の実践を通じたコーディネーター機能等の強化への取組 H24: 南国市に加え、中芸広域連合、いの町、土佐清水市における取組を実施 H25: 市町村の地域ケア会議立ち上げ等への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 職員のスキルアップへの支援 ○介護保険、保健衛生担当との役割分担と連携強化への支援 ○地域ケア会議推進に向けた人材育成への支援 ○在宅医療・介護連携や認知症施策の推進等新たな課題に対する支援 ○困難事例等への専門家のアドバイス 介護保険制度の見直しの方針性 ○地域包括支援センターを複合的に機能強化 現在の業務に加え、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスを担う事業主体の支援体制の充実・強化」、「全ての市町村における総合事業の実施」を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター職員のスキルアップ推進 * PDCAサイクルにより適切で効果的な研修を実施することにより、必要な知識、技術の習得を支援する 経験年数等に応じて研修を体系化 【初級・中級・上級】 初級・中級・上級研修 介護予防支援従事者研修 ○地域ケア会議開催等への支援 * 地域ケア会議の実践、研修会を通じて、ケアマネジメント能力、コーディネート機能等の向上を図る。 会議のコーディネーターの養成 地域ケア会議へのリハビリ専門職等の派遣 担当職員へのセミナーの開催 ○認知症高齢者の支援 * 「認知症初期集中支援連携体制構築モデル事業」の実施等を通じた新たな課題に対する支援を行う ○高齢者権利擁護等推進事業の実施 権利擁護に関する研修会の開催 事例検討の実施 弁護士等による専門相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター職員のスキルアップ推進 	<div style="text-align: center;"> <p>スキルアップのための効果的な研修の実施</p> <p>研修企画会議の開催による研修の見直しと改善</p> <p>圏域ごとに地域ケア会議の実践を支援 → 地域ケア会議の立ち上げの → 会議のコーディネーターの → コーディネーターのスキルアップへの支援</p> <p>地域ケア会議へのリハビリテーション専門職の派遣</p> <p>高齢者の権利擁護に関する研修会・事例検討、弁護士等による専門相談の実施</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> スキルアップのステージに対応した研修を受けることができる体制が整い、必要な知識、技術を身に付けることができる。 すべての市町村で地域ケア会議を開催し、ケアマネジメント能力や地域資源のコーディネート機能向上に向けた取組ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会資源の有効活用や業務の効率化により、地域包括支援センターの対応力が高まっている。 				



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか、できなかったのか)	これからの対策	対象者		H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
					区分	年齢						短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
<p>・中山間地域における介護サービス等の確保対策</p> <p>事業名</p>	<p>高知県の老年人口比率は、県全体で29.0%だが、町村部では37.1%にも達しており、地域での支え合いも限界。 (H24.4末 住民基本台帳)</p> <p>サービス提供の民間参入が十分でない市町村では、社会福祉協議会がサービスの提供を担っているが、平成19年度に介護保険サービスを実施した25社協のうち約8割の19社協が赤字。(制度導入時)</p> <p>住み慣れた地域で暮らしたくても、必要とするサービスが受けられないため、域外の施設の利用や都市部へ転出せざるを得ない。</p> <p>中山間地域における介護サービス確保のため、条件不利地域へサービス提供する事業者への支援を開始(H23～)</p> <p>平成25年度実績 18市町村 102事業所(家数) 延べ利用者数 750名</p> <p>【実施効果】 (H25.4～H25.11) ・利用者の27.3%でサービス充実(サービス回数増など) ・サービスの維持 92事業所(16市町村) ・サービス提供地域の拡大 10事業所(4市町村) ・営業日の拡大 1事業所(1市町村) ・雇用の増 8事業所:13名(4市町村)</p>	<p>○市町村社協の事業活動の実態把握(経費、移動時間等の調査実施)</p> <p>○市町村、社協等の関係機関と、中山間地域での課題整理、支援方法について協議。</p> <p>↓</p> <p>中山間地域における介護サービスの提供の確保と安定的な経営方法の検討</p> <p>H21までの調査検討を踏まえた、新たな支援策の創設等を図へ要望</p> <p>○県独自の支援策検討: ・中山間地域における介護サービスの現状把握のため調査実施(H22.6～9月)</p> <p>・調査内容: →訪問、通所サービスの提供状況、課題 →介護職員雇用状況</p> <p>・調査方法: →中山間地域の7市町村の在宅介護事業所にアンケート、ヒアリング等を実施</p> <p>↓</p> <p>○県独自の中山間地域での介護サービスの維持継続のための支援策開始 ・H23年度:13市町村 ・H24年度:16市町村 ・H25年度:18市町村</p> <p>○事業実施に向けたフォロー: ・市町村への事業説明会、意見交換等実施</p> <p>・事業実施効果検証調査実施(H23年度～年3回)</p> <p>○国へ政策提言実施 ・中山間地域における在宅サービスの強化</p>	<p>○背景: 道路事情等が悪く、夜間の対応や重度の在宅介護者を支えるしくみづくりが困難</p> <p>少子化、若年層の流出により、高齢化が進み、介護従事者の確保が困難</p> <p>○中山間地域介護サービス確保対策: ・事業実施が見込まれる市町村があるが、一部では実施できていない。 (理由) ・実施状況をみてから。 ・補助要件の設定に時間がかかっている。 ・対象者がいない。 など</p> <p>○国への提言: 制度化には財源確保が必要</p>	<p>○背景: 高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業支援計画における中山間地域の取組に基づき、関連する施策を実施</p> <p>○中山間地域において、ヘルパー養成に取り組む市町村への助成を引き続き実施</p> <p>○中山間地域介護サービス確保対策: ・市町村に対する事業の必要性の理解促進 ・補助対象となる事業者へ、遠距離地域での十分なサービス確保の働きかけ ・報酬改定に応じた補助制度の見直し調査検討</p> <p>○国への提言: 財源確保も含めた制度提案が必要</p>	中山間地域の高齢者、家族介護者、介護サービスを行う事業者		<p>中山間地域における介護サービス確保のための支援事業(補助金)実施</p> <p>調査結果等により、必要に応じて制度見直し検討</p> <p>報酬改定影響調査</p> <p>効果検証・分析</p> <p>報酬改定影響調査</p> <p>高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業支援計画における位置づけ ・中山間地域における在宅介護サービスを充実させ、医療・介護・福祉のネットワークづくりを推進し、介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう取り組んでいく。</p> <p>課題解決の進捗状況把握 次期計画へ対応方針反映</p> <p>第6期計画</p> <p>・次期計画における中山間地域での介護サービスの充実・確保 ・中山間地域における医療・介護・福祉のネットワーク化の推進</p>	<p>全ての中山間地域において、必要な訪問、通所介護サービスが行き届くようになっている。</p>	<p>全市町村で医療・介護・福祉のネットワークの体制ができており、中山間地域でもほとんどの地域で、高齢者の身体状況や生活環境に応じた迅速で的確な介護・医療のサービスが受けられ、介護が必要になっても、安心して暮らせるようになっている。</p>				

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名:高齢者福祉課 】

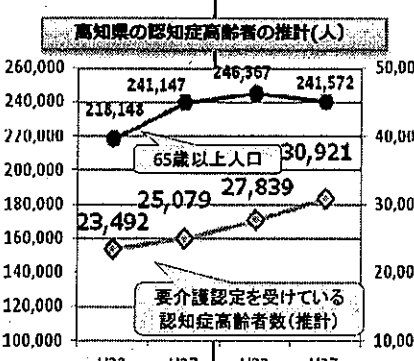
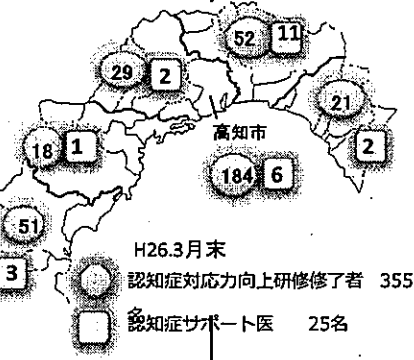
予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者		H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿					
						区分	年齢						短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)				
2 介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり (2)介護サービスの基盤整備 施設サービスの充実		<p>◆県内特別養護老人ホームの待機者 H25年10月末で、2,923人(うち在宅611人)</p> <p>◆県内の介護3施設の整備状況 介護療養型医療施設が全国一の反面、他の2施設は全国で下位と、アンバランスな状況 特別養護老人ホーム全国33位 介護老人保健施設 全国45位 介護療養型医療施設全国 1位 (平成23年3月末現在)</p> <p>◆個室ユニット型特養の整備状況 整備率 19.2%(H25.12)</p> <p>◆介護コストへのはね返り ○一人当たりのサービス費 全体 209.0千円 (全国 2位) 居室 121.3千円 (全国 16位) 施設 318.1千円 (全国 1位)</p> <p>(新想定H24.12.10) 浸水予想区域内の高齢者施設数 87施設(30%)</p>	<p>○高知県高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業支援計画の着実な推進</p> <p><計画>(H24～H26)791床 (混合型特定施設、養護含め921床)</p> <p><実績>(H24・H25) 115床 (内訳) 広域型特別養護老人ホーム 20床 認知症高齢者グループホーム 75床 地域密着型特定施設(介護専用型)20床</p> <p>【県の取組】 広域型特別養護老人ホームの整備【平成24年度】 ・広域型での公募を行うことについて、市町村に意見照会を実施(7月、11月) ・H24.12月発表の津波浸水予測や、H25.3月発表の被害想定を受け、事業者公募要綱等を検討</p> <p>【平成25年度】 広域型施設の事業者公募を実施(6月) →施設整備の補助金交付手続きの開始</p> <p>○その他の取り組み</p> <p>◇個室・ユニット施設の整備(再掲) 259床</p> <p>◇スプリンクラー等防火安全設備の整備 ※スプリンクラー、自動火災報知設備、消防機関通報設備 <実績> H24年度:9カ所 H25年度:4カ所</p> <p>◇グループホーム等防災改修整備 <実績> H24年度:7カ所 H25年度:1カ所</p> <p>◇特別養護老人ホームユニット化改修整備 <実績> H25年度:1カ所(20床)</p>	<p>●特養入所待機者の解消</p> <p>●バランスの取れた施設整備</p> <p>◇個人個人の状態に相応しい施設サービスの提供</p> <p>◇地域の実情に応じた施設整備</p> <p>●施設の居住環境の向上</p> <p>◇スプリンクラー等防火安全設備の整備</p> <p>◇個室・ユニット化の推進</p>	<p>○高知県高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業支援計画の着実な推進(H24～H26)</p> <p>広域型特別養護老人ホーム 324床 小規模特別養護老人ホーム 174床 認知症高齢者グループホーム 183床 広域型特定施設(介護専用型) 190床 地域密着型特定施設 20床</p> <p>◆「介護基盤緊急整備事業費補助金」の活用</p> <p>○防火安全設備の整備の推進</p> <p>◆「介護保険施設等スプリンクラー整備事業費補助金」の活用</p> <p>○個室・ユニット化の推進</p> <p>◆「認知症グループホーム等防災改修等支援事業費補助金」の活用</p>	<p>基金事業の延長</p> <p>公募等による事業者の選</p> <p>基金事業再延長を国へ要望</p> <p>施設整備→事業の開始</p> <p>市町村第6期介護保険事業計画の策定を支援</p> <p>第6期計画のスタート</p> <p>再延長</p> <p>PDCAサイクルによる計画の推進</p>	<p>基金事業の延長</p> <p>基金事業再延長を国へ要望</p> <p>スプリンクラー</p> <p><スプリンクラー> ・小規模多機能型 6カ所 ・認知症グループホーム 1カ所 ・ケアハウス 3カ所 <自動火災報知設備> ・小規模多機能型 1カ所 <消防機関通報設備> ・小規模多機能型 2カ所</p> <p>スプリンクラー</p> <p><スプリンクラー> ・認知症グループホーム 1カ所</p> <p>基金事業の延長</p> <p>基金事業再延長を国へ要望</p> <p>認知症グループホーム 3カ所</p> <p>認知症グループホーム 2カ所 ・ユニット化改修関係 1カ所</p>	<p>再延長</p> <p>再延長</p> <p>再延長</p>	<p>・老人福祉施設や居住系サービスが整備され、重度の要介護者等優先入所が必要な入所希望者が、長期に待機しなければならない状況は解消されている。</p> <p>・一人ひとりの意志と人格を尊重し、地域の中で、在宅でも施設でも個人の希望や状態に応じて必要な介護サービスが受けられる。</p>	<p>・全ての入所系施設の防火安全設備が整備されている。</p> <p>・全ての入所系施設の耐震補強等が完了している。</p>								

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名: 高齢者福祉課 】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までで上手くできなかったこと、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿								
							短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)												
2 介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり (3) 介護サービスの充実と質の向上 福祉・介護人材の確保対策		<p>◆今後さらなる高齢化の進行により介護ニーズの増大が見込まれ、将来にわたって質の高いサービスを安定的に提供するため福祉・介護を支える人材の安定的な確保、定着が必要。</p> <p>◆介護分野の仕事は、きつ、収入も少ないといったネガティブなイメージが先行している。</p> <p>◆介護分野の有効求人倍率は減少傾向にあり、最近では約1倍にまで下がり、全体としては人手不足感が小さくなっているものの、他の産業に比べると依然として倍率が高い。</p> <p>◆職種や雇用形態によって求人難の状態があり、特に訪問介護事業所のパート職員が不足している。</p> <p>◆地域により求職状況に偏在があり、中山間地域の事業所の職員確保が課題となっている。</p>	<p>1 福祉・介護の仕事のイメージアップを図るための普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉・介護の仕事広報・調査事業 啓発イベント実施、啓発パンフレット配布、広報番組制作放送、介護福祉士養成校の体験入学への支援、介護事業所等の実態調査を実施 福祉・介護人材確保推進協議会の立ち上げ(21年度) 関係機関が連携して啓発等を実施 <p>2 質の高いサービスを安定的に提供するための人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点分野雇用創造介護職員等養成支援事業 事業所が職員を外部研修等に派遣する場合に代替職員を派遣 キャリア形成訪問指導事業 養成校の教員等が事業所を訪問し、研修を実施 <p>3 多様な人材確保のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護職員処遇改善対策事業 21年10月～24年3月までの間、処遇改善交付金により、介護職員の給料を月額平均1万5千円改善→24年4月～介護職員処遇改善加算に移行 潜在的有資格者支援事業 再就業支援のための研修開催に対する補助 障害者就労・キャリアアップ支援事業 障害者の就労を支援するための研修や職場外研修参加が困難な事業所の従事者のキャリアアップ研修への補助 複数事業所連携事業 福祉人材センター(県社協)にコーディネーターを配置するとともに、複数事業所が共同で行うキャリアアップのための研修等に対して補助 進路選択学生等支援事業 養成校の専門員が高校等を訪問し、福祉・介護の仕事の説明や相談、指導をする費用への補助 福祉・介護人材マッチング支援事業 福祉人材センターに支援専門員を配置し、職場の開拓や事業所と求職者とのマッチングを実施 職場体験事業 福祉・介護の仕事に関心がある者に対して職場体験の機会を提供 緊急雇用創出「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業 中山間地域等福祉・介護就職面接(相談会)開催 (H25: 県内7か所 参加者64名のうち採用者12名) 介護! はじめの一歩セミナー (H25: 県内2か所 参加者96名) 中山間地域ホームヘルパー養成事業 中山間地域の市町村が実施するヘルパー養成研修への支援 (H23: 5市町村 71名養成) (H24: 7市町村 99名養成) (H25: 3町 36名養成) 外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業 	<p>◆国の基金事業が26年度末で終了するため、必要不可欠な取組は国の医療・介護の提供体制改革のための新たな財政支援制度を活用して継続する必要がある。</p> <p>◆福祉・介護の仕事のイメージアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民に仕事の内容や魅力を伝えるため、福祉・介護の仕事広報事業を継続。 イベント、広報番組、パンフレット 福祉・介護人材確保推進協議会の定期的な開催 <p>◆関係機関が連携した取組体制の継続</p> <p>◆重点分野雇用創造介護職員等養成支援事業(代替職員の派遣)の継続。</p> <p>◆福祉・介護人材キャリアパス支援事業</p> <p>福祉施設等の職員のキャリアパス、スキルアップため、職能団体等が行う研修への支援</p> <p>◆事業所の従事者のキャリアアップ</p> <p>下記事業を継続し、人材確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【処遇改善】 事業者の自主的な努力を前提に介護報酬で対応する。 介護人材の安定的確保・質の向上を図るため、処遇改善が確実・継続的に講じられることが必要であり、事業者における処遇改善を評価する。 【福祉・介護人材マッチング機能強化事業】 引き続き福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、求職者と介護職場を結びつける活動等を実施。 ・事業所訪問による指導助言 ・ハローワークでのセミナー開催 ・小中高校等での出前授業 ・教員用「介護分野への就職指導の手引書」を作成 ・介護職員初任者研修修了者への福祉人材センターの紹介や「福祉のお仕事探」パンフレットの配布 ・中山間地域等における就職面接会等の人材確保対策の取組 ・キャリア教育の充実・強化 など 【福祉・人材参入促進事業】 ・学生や主婦等の職場体験 ・進路選択学生支援 ・体験入学支援 ・福祉・介護就業環境改善(リフト等の導入)支援 【潜在的有資格者等再就業促進事業】 潜在的有資格者等に職場体験の機会を提供 【重点分野雇用創造介護資格取得支援事業】(「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム) 一基金事業終了後(24年度末)は、 ・修学資金貸付事業(H25: 43名)(地域福祉政策課) ・再就職訓練事業(H25: 20名)(雇用労働政策課)で支援 【中山間地域ホームヘルパー養成事業】 市町村のヘルパー養成研修を支援 【外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業】 27年度まで国補助事業継続予定 	<p>◆県民に仕事の内容や魅力を伝えるため、福祉・介護の仕事広報事業を継続。</p> <p>◆イベント、広報番組、パンフレット</p> <p>◆福祉・介護人材確保推進協議会の定期的な開催</p> <p>◆重点分野雇用創造介護職員等養成支援事業(代替職員の派遣)の継続。</p> <p>◆福祉・介護人材キャリアパス支援事業</p> <p>福祉施設等の職員のキャリアパス、スキルアップため、職能団体等が行う研修への支援</p> <p>◆事業所の従事者のキャリアアップ</p> <p>下記事業を継続し、人材確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【処遇改善】 事業者の自主的な努力を前提に介護報酬で対応する。 介護人材の安定的確保・質の向上を図るため、処遇改善が確実・継続的に講じられることが必要であり、事業者における処遇改善を評価する。 【福祉・介護人材マッチング機能強化事業】 引き続き福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、求職者と介護職場を結びつける活動等を実施。 ・事業所訪問による指導助言 ・ハローワークでのセミナー開催 ・小中高校等での出前授業 ・教員用「介護分野への就職指導の手引書」を作成 ・介護職員初任者研修修了者への福祉人材センターの紹介や「福祉のお仕事探」パンフレットの配布 ・中山間地域等における就職面接会等の人材確保対策の取組 ・キャリア教育の充実・強化 など 【福祉・人材参入促進事業】 ・学生や主婦等の職場体験 ・進路選択学生支援 ・体験入学支援 ・福祉・介護就業環境改善(リフト等の導入)支援 【潜在的有資格者等再就業促進事業】 潜在的有資格者等に職場体験の機会を提供 【重点分野雇用創造介護資格取得支援事業】(「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム) 一基金事業終了後(24年度末)は、 ・修学資金貸付事業(H25: 43名)(地域福祉政策課) ・再就職訓練事業(H25: 20名)(雇用労働政策課)で支援 【中山間地域ホームヘルパー養成事業】 市町村のヘルパー養成研修を支援 【外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業】 27年度まで国補助事業継続予定 	<p>県民</p> <p>介護事業者</p> <p>介護従事者</p> <p>介護の仕事に関心のある人</p>	<p>福祉・介護の仕事広報事業</p> <p>福祉・介護人材確保推進協議会</p> <p>重点分野雇用創造介護職員等養成支援事業(代替職員の派遣)</p> <p>福祉・介護人材キャリアパス支援事業</p> <p>介護報酬による処遇改善加算</p> <p>福祉・介護人材マッチング機能強化事業</p> <p>福祉・介護人材参入促進事業</p> <p>潜在的有資格者等再就業促進事業(有資格者等の職場体験)</p> <p>福祉・介護就業環境改善</p> <p>重点分野雇用創造介護資格取得支援事業(「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム)</p> <p>介護福祉士等修学資金貸付事業</p> <p>離職者等再就職訓練事業</p> <p>中山間地域ホームヘルパー養成事業</p> <p>外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業</p>						<p>基金事業終了後(26年度末)は新たな財政支援制度を活用して継続</p> <p>基金事業終了後(26年度末)は新たな財政支援制度を活用して継続</p> <p>基金事業終了後(26年度末)は新たな財政支援制度を活用して継続</p> <p>基金事業終了後(26年度末)は新たな財政支援制度を活用して継続</p> <p>基金事業終了後(26年度末)は新たな財政支援制度を活用して継続</p> <p>基金事業終了後(26年度末)は新たな財政支援制度を活用して継続</p> <p>基金事業終了後(26年度末)は新たな財政支援制度を活用して継続</p> <p>基金事業終了後(26年度末)は新たな財政支援制度を活用して継続</p> <p>基金事業終了後(26年度末)は新たな財政支援制度を活用して継続</p>	<p>・福祉・介護サービスの仕事は、少子高齢化社会を支える働きがいのある魅力ある職業として社会的な認知が広がっている。</p> <p>・若い世代を中心に、福祉・介護サービスの職業を選択する人材が増加している。</p> <p>・中山間地域でも必要な福祉・介護人材が確保できている。</p> <p>・中山間地域でも必要な福祉・介護人材がほぼ確保できている。</p>	<p>・増大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材の安定的な確保ができています。</p> <p>・中山間地域でも必要な福祉・介護人材が確保できています。</p>					

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今までに何に取り組んできたか)	課題 (今まででうまく進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分年齢	H24					H25					H26					H27					H28～H33					目指すべき姿																														
						H24		H25		H26		H27		H28～H33		短期的な視点 (平成27年度末)		中長期的な視点 (平成33年度末)																																											
2 介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり (4) 認知症高齢者対策の推進-1	<p>認知症高齢者が年々増加している</p> <p>H25.12月末 キャラバン・メイト 1,537人 認知症サポーター 25,345人</p>  <p>高知県の認知症高齢者の推計(人)</p> <table border="1"> <tr><th>年</th><th>推計値</th></tr> <tr><td>H22</td><td>218,148</td></tr> <tr><td>H27</td><td>241,147</td></tr> <tr><td>H32</td><td>246,367</td></tr> <tr><td>H37</td><td>241,572</td></tr> </table> <p>65歳以上人口 30,921</p> <p>要介護認定を受けている認知症高齢者数(推計)</p> <table border="1"> <tr><th>年</th><th>推計値</th></tr> <tr><td>H22</td><td>23,492</td></tr> <tr><td>H27</td><td>25,079</td></tr> <tr><td>H32</td><td>27,839</td></tr> <tr><td>H37</td><td>30,921</td></tr> </table> <p>認知症コールセンター 相談件数</p> <table border="1"> <tr><th>年</th><th>相談件数</th></tr> <tr><td>(H21)</td><td>315件</td></tr> <tr><td>(H22)</td><td>306件</td></tr> <tr><td>(H23)</td><td>422件</td></tr> <tr><td>(H24)</td><td>407件</td></tr> <tr><td>(H25)</td><td>410件</td></tr> </table> <p>かかりつけ医・サポート医の圏域別人数</p>  <p>H26.3月末 認知症対応力向上研修修了者 355 認知症サポート医 25名</p> <p>介護実践研修修了者数</p> <table border="1"> <tr><th>研修種別</th><th>H24</th><th>H25</th></tr> <tr><td>実践者研修</td><td>189</td><td>188</td></tr> <tr><td>実践リーダー研修</td><td>22</td><td>18</td></tr> <tr><td>管理研修</td><td>103</td><td>50</td></tr> <tr><td>小規模多機能計画作成担当者研修</td><td>3</td><td>9</td></tr> <tr><td>開設者研修</td><td>5</td><td>12</td></tr> <tr><td>計</td><td>322</td><td>277</td></tr> </table>	年	推計値	H22	218,148	H27	241,147	H32	246,367	H37	241,572	年	推計値	H22	23,492	H27	25,079	H32	27,839	H37	30,921	年	相談件数	(H21)	315件	(H22)	306件	(H23)	422件	(H24)	407件	(H25)	410件	研修種別	H24	H25	実践者研修	189	188	実践リーダー研修	22	18	管理研修	103	50	小規模多機能計画作成担当者研修	3	9	開設者研修	5	12	計	322	277	<p>認知症に関する正しい知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症キャラバン・メイトの養成 企業向け認知症サポーター養成講座の実施 テレビ・ラジオ等による普及啓発 啓発パンフレットの作成と配布(市町村、病院、コンビニ等へ約10,000部配布) 	<p>地域でのサポーターの活動の活性化が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> スーパー、コンビニ、金融機関以外の企業からもサポーター養成講座の希望があり、様々な業種での実施が必要 	<p>サポート者を対象とした活動活性化への啓発イベントの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業で活動するキャラバン・メイト養成への支援 パンフレット等を活用した普及啓発 	<p>認知症高齢者とその家族等</p> <p>おおむね六十五歳以上</p>	<p>キャラバン・メイト・サポーターの養成(H20～)</p> <p>新 サポーターを対象としたイベントの開催</p> <p>新 広報・啓発</p> <p>新 パンフレットによる啓発</p> <p>新 コールセンターの設置・運営</p> <p>新 介護家族等を対象とした交流会や講演会の開催</p> <p>新 介護家族支援スキルアップ研修研修の実施</p> <p>新 中央圏域に「基幹型」認知症疾患医療センターを設置</p> <p>新 中央圏域に地域型認知症疾患医療センターを設置</p> <p>新 他圏域に地域型認知症疾患医療センターを設置</p> <p>新 全圏域に認知症疾患医療 基幹型1 地域型5 センターを設置</p> <p>新 専門医の養成</p> <p>新 「こうちオレンジドクター」登録制度</p> <p>新 認知症サポート医の養成(H17～)</p> <p>新 かかりつけ医認知症対応力向上研修(H18～)の充実</p> <p>新 歯科医師等を対象とした認知症対応力向上研修の実施(H23～)</p> <p>新 薬剤師、社会福祉士等を対象とした研修の実施</p> <p>新 地域連携クリティカルバスの作成</p> <p>新 モデル事業の実施</p> <p>新 地域ごとに連携のための連絡会等を実施</p> <p>新 初期集中支援連携体制整備モデル事業の実施</p> <p>新 一般病院の医療従事者への研修の実施</p> <p>新 一般救急病院と精神科医療機関の連携検討会の実施</p> <p>新 認知症介護実践者研修等の実施</p> <p>新 フォローアップ研修の実施</p> <p>新 施設等の整備</p> <p>新 若年性認知症の方と家族への支援</p> <p>新 相談窓口の設置・成年後見制度等の普及啓発</p> <p>成年後見制度講演会の開催</p> <p>権利擁護担当者ブロック別意見交換会の開催</p>	<p>短期的な視点 (平成27年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーターの養成講座を開催する市町村が増え、正しい知識を持った県民が増える。 *認知症サポーター H23 12,649人 →H27 25,000人以上 地域の家族の集いの場が増える *家族の集い H23 14か所 →H27 20箇所以上 認知症疾患医療センターが全ての圏域に設置され、専門医療機関として相談応答、鑑別診断を行い、かかりつけ医等へ緊密な連携の役割を果たしている。 基幹型1 地域型5 	<p>中長期的な視点 (平成33年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する正しい知識が普及し、それぞれの地域で認知症の方とその家族を支える体制が構築される 介護家族が身近な場所で気軽に集うことができる 認知症コールセンターが活用され、相談から支援へつなぐことができる 認知症の早期発見、早期治療による進行予防及び地域生活ができるだけ維持するために必要な医療サービスの提供体制の構築 地域ごとに医療と介護の連携体制が構築される
		年	推計値																																																										
		H22	218,148																																																										
		H27	241,147																																																										
		H32	246,367																																																										
		H37	241,572																																																										
		年	推計値																																																										
		H22	23,492																																																										
		H27	25,079																																																										
		H32	27,839																																																										
H37	30,921																																																												
年	相談件数																																																												
(H21)	315件																																																												
(H22)	306件																																																												
(H23)	422件																																																												
(H24)	407件																																																												
(H25)	410件																																																												
研修種別	H24	H25																																																											
実践者研修	189	188																																																											
実践リーダー研修	22	18																																																											
管理研修	103	50																																																											
小規模多機能計画作成担当者研修	3	9																																																											
開設者研修	5	12																																																											
計	322	277																																																											
地域への支援体制構築	<p>介護家族の負担軽減のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> コールセンターの設置、運営 アルツハイマーデイ記念講演会の実施 家族の交流の場づくり 定例の集いの開催 地域ごとの家族の集いの場づくりへの支援 在宅介護サービス職員への介護家族支援のスキルアップのための研修の実施 	<p>相談件数の増加に向けて、さらなる広報が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 講演会の実施等が、新たな集いの場や参加者の増につながった。 	<p>様々な広報媒体を活用したコールセンターの広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな集いの場や参加者への増加に向けた講演会等の実施 ※H26年度から国庫補助事業により市町村が実施 	<p>認知症高齢者とその家族等</p>	<p>新 介護家族支援スキルアップ研修研修の実施</p>	<p>認知症疾患医療センターが全ての圏域に設置され、専門医療機関として相談応答、鑑別診断を行い、かかりつけ医等へ緊密な連携の役割を果たしている。 基幹型1 地域型5</p>	<p>認知症の早期発見、早期治療による進行予防及び地域生活ができるだけ維持するために必要な医療サービスの提供体制の構築</p>																																																						
認知症疾患医療の充実	<p>高知医科大学に認知症疾患医療センター・地域型の設置(H23.4.1)</p> <p>県立あき総合病院、一陽病院、渡川病院に地域型認知症疾患医療センターの設置(H25.10.1)</p> <p>高知大学医学部附属病院の基幹型認知症疾患医療センターの設置(H26.2.1)</p> <p>認知症専門医の養成支援</p> <p>サポート医の養成</p> <p>こうちオレンジドクター登録制度の創設</p> <p>かかりつけ医に対する認知症対応力向上研修の実施</p> <p>歯科医師を対象とした認知症対応力向上研修の実施</p>	<p>養成には時間がかかり、長期的な取組みが必要</p> <p>人材育成を中核的に行う機関の位置付けがなかった</p> <p>こうちオレンジドクター登録制度を創設し、かかりつけ医に相談しやすい体制が整ったが、県民に周知されていない</p>	<p>認知症専門医の養成支援を継続</p> <p>基幹型認知症疾患医療センターによる人材育成</p> <p>サポート医の養成</p> <p>こうちオレンジドクター登録制度の県民への周知</p> <p>フォローアップ研修の実施</p> <p>多職種を対象とした認知症対応力向上研修の実施</p>	<p>認知症高齢者とその家族等</p>	<p>新 認知症専門医の養成支援を継続</p> <p>新 基幹型認知症疾患医療センターによる人材育成</p> <p>新 サポート医の養成</p> <p>新 こうちオレンジドクター登録制度の県民への周知</p> <p>新 フォローアップ研修の実施</p>	<p>認知症疾患医療センターが全ての圏域に設置され、専門医療機関として相談応答、鑑別診断を行い、かかりつけ医等へ緊密な連携の役割を果たしている。 基幹型1 地域型5</p>	<p>認知症の早期発見、早期治療による進行予防及び地域生活ができるだけ維持するために必要な医療サービスの提供体制の構築</p>																																																						
医療と介護の連携体制の構築	<p>専門医療機関とかかりつけ医の連携バス(医療情報バスを作成)</p> <p>南国市・香美市・香南市において、医療と介護の連携体制の構築に関するモデル事業を実施</p>	<p>かかりつけ医、専門医等の連携のためのツールが必要</p> <p>認知症の早期発見、早期対応に向けた医療と介護の連携体制の整備が必要</p>	<p>地域連携クリティカルバスの作成</p> <p>認知症初期集中支援連携体制整備モデル事業の実施(香美市、四万十市)</p>	<p>認知症高齢者とその家族等</p>	<p>新 地域連携クリティカルバスの作成</p> <p>新 モデル事業の実施</p> <p>新 地域ごとに連携のための連絡会等を実施</p> <p>新 初期集中支援連携体制整備モデル事業の実施</p>	<p>地域連携クリティカルバスの地域での運用開始</p> <p>各圏域での連携のための連絡会等の開催</p>	<p>認知症の早期発見、早期治療による進行予防及び地域生活ができるだけ維持するために必要な医療サービスの提供体制の構築</p>																																																						
身体合併症等への対応	<p>一般救急病院と精神科医療機関の連携検討会の実施</p>	<p>一般病院で、職員の認知症への理解や対応力の不足から、身体合併症への対応ができない場合がある</p>	<p>一般病院の医療従事者向け認知症対応力向上研修の実施</p> <p>一般救急病院と精神科医療機関が、認知症高齢者の救急時の対応について検討</p>	<p>認知症高齢者とその家族等</p>	<p>新 一般病院の医療従事者への研修の実施</p> <p>新 一般救急病院と精神科医療機関の連携検討会の実施</p>	<p>認知症の早期発見、早期治療による進行予防及び地域生活ができるだけ維持するために必要な医療サービスの提供体制の構築</p>	<p>認知症の早期発見、早期治療による進行予防及び地域生活ができるだけ維持するために必要な医療サービスの提供体制の構築</p>																																																						
介護サービスの充実・確保	<p>認知症介護を担う介護施設等の職員の質の向上に向けた研修の実施</p> <p>実践者研修、実践リーダー研修</p> <p>小規模多機能計画作成担当者研修</p> <p>開設者研修、管理者研修</p> <p>第5期介護保険事業支援計画に基づく、施設等の整備</p>	<p>研修内容が、各施設における実践につながる支援が必要</p>	<p>各施設への出前型のフォローアップ研修の実施</p> <p>第5期介護保険事業支援計画に基づく、施設等の整備</p>	<p>認知症高齢者とその家族等</p>	<p>新 実践者研修、実践リーダー研修</p> <p>新 小規模多機能計画作成担当者研修</p> <p>新 開設者研修、管理者研修</p> <p>新 第5期介護保険事業支援計画に基づく、施設等の整備</p>	<p>認知症介護を担う介護施設等の職員の質の向上に向けた研修の実施</p>	<p>認知症の早期発見、早期治療による進行予防及び地域生活ができるだけ維持するために必要な医療サービスの提供体制の構築</p>																																																						
若年性認知症の人への支援	<p>若年性認知症に関する実態調査実施</p>	<p>地域の実情に応じた支援が必要</p>	<p>若年性認知症の人とご家族の交流会を実施</p>	<p>認知症高齢者とその家族等</p>	<p>新 実態調査の実施</p> <p>新 若年性認知症の方と家族への支援</p> <p>意見交換会を実施</p>	<p>若年性認知症の方と家族への支援</p>	<p>認知症の早期発見、早期治療による進行予防及び地域生活ができるだけ維持するために必要な医療サービスの提供体制の構築</p>																																																						
高齢者の権利擁護の推進	<p>高齢者総合相談窓口の設置</p> <p>虐待防止に関する研修会の開催</p> <p>権利擁護協議会の開催</p> <p>成年後見制度講演会の開催</p>	<p>今後認知症高齢者の増加が見込まれ、成年後見制度のさらなる活用に向けた啓発が必要</p>	<p>権利擁護担当者ブロック別意見交換会の開催</p>	<p>認知症高齢者とその家族等</p>	<p>新 相談窓口の設置・成年後見制度等の普及啓発</p> <p>成年後見制度講演会の開催</p> <p>権利擁護担当者ブロック別意見交換会の開催</p>	<p>権利擁護担当者ブロック別意見交換会の開催</p>	<p>認知症の早期発見、早期治療による進行予防及び地域生活ができるだけ維持するために必要な医療サービスの提供体制の構築</p>																																																						



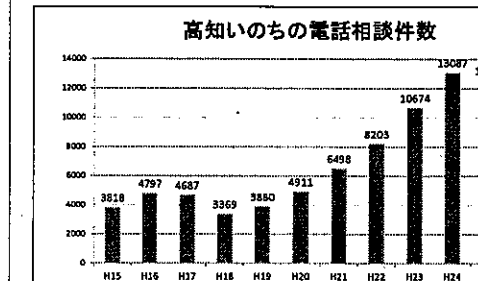
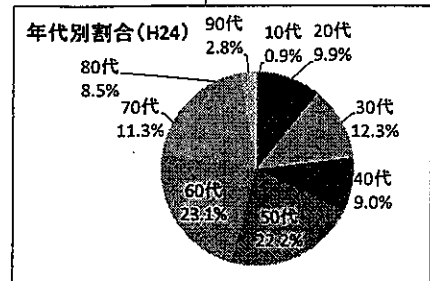
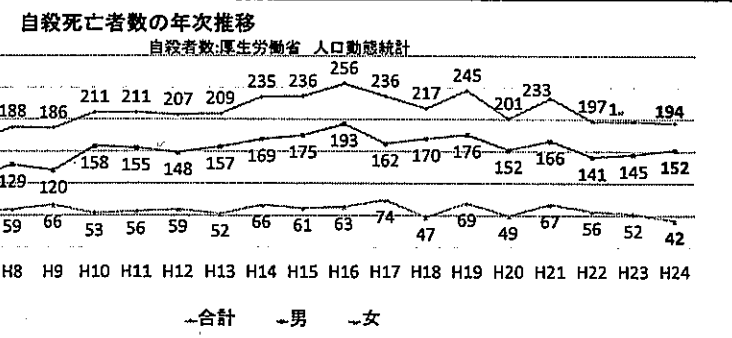
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 県名: 障害保健福祉課 】

事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まで以上に課題が顕著になった点)	これからの対策	対象者	
					区分	年齢
<p>1 ともに支えあう地域づくり</p> <p>○自殺・うつ病対策の推進</p> <p>■県内の自殺者数は、平成10年以降200人前後で推移しており、人口10万人当たりの自殺死亡率では、全国的にも高い水準にある。</p> <p>■平成21年の状況(人口動態統計) 自殺者数:233人 前年比32人増 自殺死亡率:30.5 (全国第5位)</p> <p>■平成22年の状況(人口動態統計) 自殺者数:197人 前年比36人減 自殺死亡率:25.9 (全国第9位)</p> <p>■平成23年の状況(人口動態統計) 自殺者数:197人 前年比1人減 自殺死亡率:26.0 (全国第8位)</p> <p>■平成24年の状況(人口動態統計) 自殺者数:194人 前年比3人減 自殺死亡率:25.9 (全国第3位)</p> <p>■自殺者数(警察庁統計) 平成21年:262人 平成22年:224人 平成23年:224人 平成24年:214人 平成25年:190人</p> <p>■精神保健福祉センターにおける自殺に関連した相談件数は、平成19年度電話3件、面談4件の合計7件、平成20年度電話11件、面談3件の合計14件</p> <p>■平成21年5月12日に開設した自殺予防情報センター相談件数 平成21年度 電話484件、来所29件 合計513件 平成22年度 電話665件、来所61件 合計726件 平成23年度 電話695件、来所21件 合計716件 平成24年度 電話448件、来所76件 合計524件 平成25年度 電話460件、来所42件 合計502件</p> <p>■高知のいのちの電話の相談件数 平成20年 4,911件 平成21年 6,488件 平成22年 8,203件 平成23年 10,043件 平成24年 13,087件 平成25年 12,552件</p> <p>■自殺の主な原因は、①健康問題(56.3%) ②経済・生活問題(14.1%) ③家庭問題(13.1%)で、特に健康問題ではうつ病によるものが最も多く、経済・生活問題では負債によるものが多かった。(H25高知県データ、不詳を除いた件数による)</p>	<p>◆自殺・うつ病対策の推進</p> <p>【自殺対策行動計画、自殺対策連絡協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉保健所モデル事業の実施(H18～20) ○自殺対策連絡協議会及び庁内連絡会の設置(H19～) ○高知県自殺対策行動計画の策定(H21.4) ○地域自殺対策緊急強化基金積立金 115,558千円(H21～23年度) ○高知県自殺予防情報センターの設置(H21.5～) <p>【思春期の自殺・うつ病対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○思春期精神疾患対応力向上研修(H23～) ○教育関係者心のケア対応力向上研修(H23～) <p>(課題) 若年層の自殺防止のためには、人材育成とともに自殺につながる疾病を早期に発見し、医療につなげる体制づくりを進める必要がある。</p> <p>【多重債務の相談機関と連携した取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多重債務相談と連携した心の健康無料相談会の開催(H20～) <p>【うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ医うつ病対応力向上研修(H20～) ○認知行動療法研修会の実施(H23～) ○かかりつけ医と精神科医ネットワークづくり事業、一般科医から精神科医への紹介システム(G-Pネット)の構築・拡充(H22～)及び医師相互交流会(H23～) <p>【高齢者と在宅介護者に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者こころのケアサポーターの養成(H22～) <p>【相談・支援体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自殺予防情報センターへの専門員の配置 ○自殺予防情報センターを核としたネットワークの構築 ○いのちの電話活動強化のための支援(H21～) ○自殺予防関係機関連絡調整会議(H21～) ○民生委員や行政機関担当者等対象の人材養成研修の実施(H19～) ○傾聴ボランティア(H21～) ○相談対応のための手引き作成(H22) <p>【自殺未遂者及び自死遺族支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自殺未遂者の再発の自殺を防ぐための支援体制づくりの検討(H22～) ○自死遺族の分かち合いの会の開催(H20～)、日曜開催(H21.9～) ○自死遺族のための講演会の開催(H23) <p>【アルコール関連の問題に対する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発(H24～) ○酒当座への支援(H24～) <p>【シンポジウム、パンフレット、マスメディア活用等による普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ、パンフレットによる啓発(H18～) ○シンポジウムの開催(H19～) ○高知県を舞台とした、自殺予防週間(3月)を中心とする普及啓発の促進(H21～) ○自殺対策シンポジウム ○テレビCM、ラジオCM、高知新聞広告 ○横断幕設置(県本庁舎、各合同庁舎、市町村庁舎) ○各種媒体を活用した啓発 ○自殺予防街頭キャンペーン <p>【自殺対策緊急強化基金を活用した市町村、民間団体等の取組に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域自殺対策緊急強化支援事業による支援 市町村(H21～) H21:1か所 H22:13か所 H23:17か所 H24:19か所 H25:15か所 民間団体(H22～) H22:5団体 H23:5団体 H24:8団体 H25:9団体 	<p>○自殺死亡率が全国的にみて高い状況が続いている。</p> <p>○改正後の自殺対策行動計画に基づく自殺対策の一層の推進</p> <p>○年代に応じた取組が必要</p> <p>○思春期・若年層の自殺・うつ病対策</p> <p>○自殺のハイリスク者に対する支援体制の充実</p> <p>○多重債務相談との連携した取組</p> <p>○自殺の大きな要因となる、うつ病対策・強化が必要</p> <p>○うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり</p> <p>○自殺のハイリスク者に対する支援体制の充実</p> <p>○高齢者と在宅介護者に対する支援</p> <p>○相談支援を行える人材の育成</p> <p>○いのちの電話の24時間相談体制確保に向けた相談員の養成</p> <p>○自殺のハイリスク者に対する支援体制の充実</p> <p>○自殺未遂者及び自死遺族に対する支援</p> <p>○自殺は個人の自由な意思や選択の結果である等の誤った認識、精神疾患に対する偏見</p> <p>○自殺やうつ病に関連のある生活習慣等についての正しい知識の普及</p> <p>○市町村及び民間団体における自殺対策の充実強化が必要</p> <p>○市町村及び民間団体の取組に対する支援の強化</p>	<p>精神障害者等</p> <p>全年齢</p>	<p>新計画に基づく自殺対策の一層の推進</p> <p>自殺対策行動計画の見直し</p> <p>「かかりつけ医思春期精神疾患対応力向上研修」 研修計画:H23～H28:50名×8年=300名</p> <p>「教育関係者等心のケア対応力向上研修」 研修計画:H23～H28:50名×8年=300名</p> <p>「多重債務」「心の健康相談」の合同相談会の開催(自殺予防週間) 開催地域や実施方法を検討・工夫</p> <p>「かかりつけ医うつ病対応力向上研修(200名) (受講者累計631名)」 研修計画:H20～H27:200名×8年=1600名</p> <p>「認知行動療法研修会(100名) (受講者累計200名)」 研修計画:H23～H27:100名×5年=500名</p> <p>「G-Pネット」の拡充</p> <p>「医師相互交流会」 県全域での実施</p> <p>「かかりつけ医と精神科医のネットワークづくりの充実・強化」</p> <p>「高齢者こころのケアサポーター養成研修の実施」 養成計画:H22～H28:100名×7年=700名</p> <p>「自殺予防情報センターや福祉保健所を中心とした相談支援体制の充実・強化」</p> <p>「自殺予防関係機関連絡調整会議」</p> <p>「関係機関合同研修会」</p> <p>「福祉保健所領域における関係機関のネットワークづくりと人材育成」</p> <p>「自殺予防・アルコール関連問題研修会及び相談会(中央西WHC)」</p> <p>「自殺対策担当者研修」</p> <p>「専門分野研修会」</p> <p>「自殺対策ゲートキーパー研修」</p> <p>「傾聴ボランティア養成研修」 養成計画:H21～H28:100名×8年=800名</p> <p>「いのちの電話の24時間化に向けた支援」</p> <p>「いのちの電話活動強化支援事業」(支援内容) 相談員養成講座開催等 相談員スキルアップ研修 相談員フォローアップ研修 相談員フォローアップ研修 リーフレット、相談員カードの作成・配布等</p> <p>「いのちの電話活動強化支援事業」(支援内容) 相談員養成講座開催等 相談員スキルアップ研修 相談員フォローアップ研修 リーフレット、相談員カードの作成・配布等</p> <p>「いのちの電話活動強化支援事業」(支援内容) 相談員養成講座開催等 相談員スキルアップ研修 相談員フォローアップ研修 リーフレット、相談員カードの作成・配布等</p> <p>「相談時間の24時間化」 月1回～月2回(H27～)</p> <p>「自死遺族の分かち合いの会の開催」</p> <p>「自死遺族のための講演会の開催(東部、幡多)」</p> <p>「自殺未遂者支援事業:支援体制づくり」</p> <p>「自殺予防週間等を活用した県民参加による普及啓発活動の展開」</p> <p>「自殺対策緊急強化基金を活用したテレビ・ラジオCM、新聞広告及び自殺予防キャンペーン事業等」</p> <p>「課題に応じた啓発」</p> <p>「自殺対策緊急強化基金を活用した広報等自殺予防キャンペーン事業等」</p> <p>「課題に応じた啓発」</p> <p>「自殺対策緊急強化基金を活用した市町村が実施する自殺対策事業への支援」</p> <p>「自殺対策緊急強化基金を活用した民間団体が実施する自殺対策事業への支援(公募による)」</p>	<p>目指すべき姿</p> <p>短期的な視点(平成27年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自殺死亡率が「高知県自殺対策行動計画」(H21年4月策定)の目標である、成17年比20%以上減少に近づいている。 【数値目標】自殺死亡率(人口10万人当たり) H17 29.7 →H28 23.7以下 自殺者数 H17 236人 →H28 176人以下 <p>中長期的な視点(平成33年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆生きづらさを感じる様々な問題を抱えた人が、身近な地域で相談支援を受けられるようになり、自殺以外の解決方法を選択できるようになっている ◆全国でトップクラスの自殺死亡率の低い県になっている 【数値目標】自殺死亡率(人口10万人当たり) 20.0以下 自殺者数 142人以下 ○うつ病の予防、早期発見・早期治療～社会復帰まで適切な医療サービスを提供できる連携体制が構築され、自殺者がさらに減少している ○多重債務等経済的に行き詰った人に対し、関係機関が連携してサポートする仕組みになっている ○県民一人ひとりが自殺予防の主体となり、自殺対策に取り組んでいる ◆自殺予防情報センターや福祉保健所を中心とした地域における関係機関のネットワークの構築により、重層的な相談支援体制が充実している。 ◆行政相談機関担当者や民生委員等の相談従事者の資質向上により相談支援体制が充実している。 ◆いのちの電話の24時間体制での電話相談が実施できている。 ◆再発防止に向けた支援体制の整備が進んでいる。 ◆全市町村で自殺対策事業への取組ができている。 ◆各団体の特徴に応じた様々な自殺対策が実行されている。 	

■自殺者の年齢別では、50歳代、60歳代が44人で最も多く、次いで70歳代が23人、30歳代が21人で続いている。

■自殺の主な原因は、①健康問題(56.3%) ②経済・生活問題(14.1%) ③家庭問題(13.1%)で、特に健康問題ではうつ病によるものが最も多く、経済・生活問題では負債によるものが多かった。(H25高知県データ、不詳を除いた件数による)



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名：障害保健福祉課 】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手くできなかったのか)	これからの対策	対象者																																	
						区分	年齢																																
2 ところの健康対策の推進	(1) 自殺・ひきこもり対策 ひきこもりの相談支援体制の充実・強化 ひきこもり自立支援対策費	■若年無業者(ニート)数:約3,400人(平成24年度就業構造基本調査)※15歳から34歳の2.5% ・平成24年度に病状や経済的な理由以外で学校を30日以上欠席した不登校の県内小中学生生徒数:小学生215人、中学生777人(出現率:1.73%、平成25年度学校基本調査) ・平成24年度県内公立高校の不登校生徒数:401人(出現率:1.95%、平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査) ■ひきこもりの背景には、精神障害や発達障害をはじめ、様々な要因があるため、「ひきこもり」問題に悩んでいる本人及び家族への援助は難しく、社会的な課題となっている。	■ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 ・ひきこもり地域支援センターの設置(H21.5) ・ひきこもり支援者連絡会議の開催(H21～) ・若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(H21～)	○「ひきこもり」は、様々な要因から生じるものであり、保健福祉・医療・教育・就労などの各関係機関が連携して取り組む必要があるが、支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。 ○専門的な支援ができる人材や、各地域で支援を行う人材が不足している。	■ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 ○ひきこもり地域支援センターにおいて、相談内容に応じた適切な支援を行うことができるよう連絡会議を定期的に開催し、県全体のネットワークの構築・強化を図る。 ○市町村や圏域ごとなど、地域でのネットワークの構築や支援の仕組みをつくる。 ○就業や就学支援などの関係機関との連携を図り、社会参加に向けてより効果的な支援を行う。 ■人材育成 ○市町村の保健師をはじめ各種相談機関を対象に相談機能を向上させるための研修会や講座を実施し、地域での人材育成を行う。	精神障害者等	全年齢																																
ひきこもり地域支援センターの相談件数推移		<p>(注) 1. H19～20年度は精神保健福祉センターで受けた件数 2. H21年度は5月12日～3月31日の件数 3. H22年度～25年度は4月1日～3月31日の件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>149</td> <td>189</td> <td>187</td> <td>91</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>面接</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>101</td> <td>295</td> <td>428</td> <td>581</td> <td>754</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14</td> <td>19</td> <td>250</td> <td>484</td> <td>615</td> <td>672</td> <td>821</td> </tr> </tbody> </table>							H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	電話	5	7	149	189	187	91	67	面接	9	12	101	295	428	581	754	計	14	19	250	484	615	672	821
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																																
電話	5	7	149	189	187	91	67																																
面接	9	12	101	295	428	581	754																																
計	14	19	250	484	615	672	821																																
ひきこもり地域支援センターの相談件数推移		<p>■居場所づくり ・家族サロンの開催(H21.4～、毎週火曜日のPM) ・青年期の集いの開催(H21.12～、毎月第1、3金曜日の午後、H22.9～、毎週金曜午後、H23.4～毎週水曜+第2・4金曜日(当事者中心で活動)に回数増加、月2回→月6回へ) ・圏域毎の集いの場の開設(親の会の活動への支援)(H23～)</p> <p>○本人や家族の社会参加や自立などにつながる居場所が不足している。</p> <p>■普及啓発の促進 ○ひきこもりに関する正しい理解や必要な情報が不足している。</p> <p>■居場所づくり ○各圏域におけるひきこもり本人及び家族の「居場所づくり」を行う。 ○本人の社会参加・自立につながる活動を行う小規模作業所を各圏域ごとに設置する。</p> <p>■普及啓発の促進 ○ひきこもりに関する正しい知識の普及や啓発や相談機関の周知を図る。</p>																																					
ひきこもり地域支援センターの概要																																							

H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
					短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)
ひきこもり自立支援対策費 H24予算:15,247千円					ひきこもり地域支援センターを中心とするひきこもり本人及び家族を支援する体制の強化・充実	ひきこもり状態になった方が、身近な地域でひきこもりの程度や回復の段階に応じた適切な支援を早期から受けられることで、早期の社会参加や自立につながっている。 ○ひきこもり本人及び家族に対する社会参加、自立に向けた支援システムが確立されている。
ひきこもり地域支援センターを中心とするネットワークの構築・強化						
・ひきこもり支援者連絡会議の開催(2回) ・若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(4回)	・ひきこもり支援者連絡会議の開催(2回) ・若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(4回)	・ひきこもり支援者連絡会議の開催(2回) ・若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(4回)	・ひきこもり支援者連絡会議の開催(2回) ・若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(4回)	・ひきこもり支援者連絡会議の開催(2回) ・若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(4回)		
市町村の保健師等の職員に対する人材養成研修の実施						
・ひきこもり対策担当者人材養成研修会の開催(4回)	・ひきこもり対策担当者人材養成研修会の開催(4回)	・ひきこもり対策担当者人材養成研修会の開催(4回)	・ひきこもり対策担当者人材養成研修会の開催(4回)	・ひきこもり対策担当者人材養成研修会の開催(4回)	全ての市町村の保健師、PSW、地域活動支援センター等に対する人材養成研修の実施による、地域での支援体制の充実	○身近な地域で早期に相談し、適切に対応できる仕組みができることで、ひきこもりの重症化や長期化が避けられている。 ○支援システムの充実と、ひきこもりに対する正しい知識の普及、相談窓口の周知の促進により、ひきこもり状態にもなっても、安心して自立に向けた再起が可能な社会になっている。
ひきこもり本人や家族への個別支援の充実						
・家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援 ・本人への社会技能訓練(ソーシャルスキルトレーニング:SST)の実施:第1・3金曜日(7月～12月、年10回) ・多職種チームによるアウトリーチ型支援の実施 ・データベース化事業の実施	・家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援 ・SSTや元気回復行動プラン(WRAP)による訓練の実施 ・多職種チームによるアウトリーチ型支援の実施 ・データベースを活用した支援方法の検討	・家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援 ・本人への社会技能訓練(SST)の実施:第1・3金曜日 ・多職種チームによるアウトリーチ型支援の実施 ・データベースを活用した支援方法の検討	・家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援 ・本人への社会技能訓練(SST)の実施:第1・3金曜日 ・多職種チームによるアウトリーチ型支援の実施 ・データベースを活用した支援方法の検討	・家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援 ・本人への社会技能訓練(SST)の実施:第1・3金曜日 ・多職種チームによるアウトリーチ型支援の実施 ・データベースを活用した支援方法の検討	適切な支援先や医療機関につなげることで、早期のひきこもりの解消や軽減	
ひきこもり本人が楽しい活動ができる場や家族が交流できる場の整備						
・「家族サロン」の開催(毎週火曜日のPM) ・「青年期の集い」の開催(毎週水曜(従来型)、第2・4金曜日(自主的活動)) ・(新)ひきこもり本人の居場所及び家族の交流の場の各圏域における整備(H24～、小規模作業所開催・活動のための支援、2カ所)	・「家族サロン」の開催(毎週火曜日のPM) ・「青年期の集い」の開催(毎週水曜(従来型)、第2・4金曜日(自主的活動))	・「家族サロン」の開催(毎週火曜日のPM) ・「青年期の集い」の開催(毎週水曜(従来型)、第2・4金曜日(自主的活動))	・「家族サロン」の開催(毎週火曜日のPM) ・「青年期の集い」の開催(毎週水曜(従来型)、第2・4金曜日(自主的活動))	・「家族サロン」の開催(毎週火曜日のPM) ・「青年期の集い」の開催(毎週水曜(従来型)、第2・4金曜日(自主的活動))	各圏域におけるひきこもり本人及び家族の「居場所づくり」	本人の社会参加や自立に向けたステップアップが可能な中間的・過渡的な居場所の各圏域ごとの整備
普及啓発の促進						
・相談機関リーフレット「ひきこもり相談について」の作成(増刷)・配布 ・ひきこもり普及啓発地域研修会の開催(対象者)当事者、家族、民生委員、各種相談機関の担当者	・普及啓発用冊子等の作成・配布 ・ひきこもり普及啓発地域研修会の開催(対象者)当事者、家族、民生委員、各種相談機関の担当者	・普及啓発用冊子等の作成・配布 ・ひきこもり普及啓発地域研修会の開催(対象者)当事者、家族、民生委員、各種相談機関の担当者	・普及啓発用冊子等の作成・配布 ・ひきこもり普及啓発地域研修会の開催(対象者)当事者、家族、民生委員、各種相談機関の担当者	・普及啓発用冊子等の作成・配布 ・ひきこもり普及啓発地域研修会の開催(対象者)当事者、家族、民生委員、各種相談機関の担当者	ひきこもりに関する正しい知識が普及(本人、家族、相談機関の職員、その他一般の方)することで、早期に相談・対応ができるようになる	

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手くできなかったのか)	これからの対策	対象者					目指すべき姿			
						区分	年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)
1 障害福祉サービスの確保・充実	(1)中山間地域のサービス確保 ①中山間地域におけるサービス拠点の整備	●サービスが不足している地域(H26.3現在) ●障害者施設がない地域 8町村 東洋町、中芸5町村(赤半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村)、大川村、六月町 ●障害者施設が1箇所のみ地域 8町村 芸西村、大豊町、土佐町、日高村、越知町、仁淀川町、津野町、三原村 ●市町村役場がある中心部に事業所があるが、周辺部にはないため、身近な地域でサービスを受けられない地域 いの町、仁淀川町など ●都市部に比べて高い入所率 都市部(高知市):周辺部(高知市以外)=1:1.55	●県独自の補助制度の創設 ●中山間地域小規模拠点事業所支援事業 送迎付きサービス事業を行う事業への助成 H21 1ヶ所(大豊町) H22 1ヶ所(大豊町) H23 1ヶ所(大豊町) H24 2ヶ所(大豊町、中芸広域連合) H25 1ヶ所(四万十市) ●国への要望等 利用者の少ない中山間地域にもサービス事業所が設置され、かつ事業継続ができる支援策の実施を要望 【成果】 ①中山間地域の事業所に係る報酬単価の大幅な引き上げ(H21.4～) ②多機能型事業所の最低定員及び職員配置基準の緩和(H21.7～) ③県独自の補助制度が地域生活支援事業「特別支援事業」として採択(H21.9)	●事業者の採算性 障害特性に応じて様々な福祉サービスを利用したい方がいるが、その人数が少ないため、現行の日額報酬では、事業所の運営が成り立たない。 ●利用者の交通手段 自宅から事業所まで通う交通手段が乏しいため、障害者が住み慣れた地域での生活を望んでも十分実現できない。	●中山間地域における支援拠点の整備促進 ●送迎付きサービス事業を行う事業への助成の継続 ●国に対する報酬の「特別地域加算」の要望の継続	全年齢層	障害者	中山間地域で新たに送迎付きのサービスを行う事業所へ助成 大豊町(3か月) 四万十市(旧西土佐村):H24～H26 びーす(あつたからふれあいセンターからの転換):就労継続支援B型 中芸5町村:H24～H26 ぶらうらんど中芸:放課後等デイサービス					●中山間地域にある事業所への支援などを通じて、いつでも身近な地域で必要なサービスがほぼ利用できるようになっていく。 ●通所系サービス定員 H23:2,709人→ H27:3,600人 ●グループホーム定員 H23:905人→ H27:1,400人 ●診断後の療育支援を行う場(児童発達支援センター等)が各圏域に整備され、身近な地域で専門的な療育支援が行われている。 ●障害児通所支援事業所 H23:10か所→ H27:24か所 ●医療的なケアを必要とする障害者のショートステイや日中活動支援などのサービスが充実し、地域での生活を選択できるようになっている。	●医療的なケアが必要な障害者も含め、すべての障害者が、いつでも身近な地域で必要なサービスが利用できるようになっていく。また、事業所を中心とした地域の支え合いの仕組みが構築されている。 ●児童発達支援センターを拠点として、各地域で、看護師や教職員、心理職、リハビリテーションスタッフ等の多職種職員が連携した支援体制が整備され、専門的な療育支援が行われている。
								居宅サービス事業所への助成						
								重度障害児在宅生活支援事業費補助金 医療的ケアを必要とする超重症児・準超重症児のショートステイ利用への助成 見守りが必要な重度障害児者のヘルパー利用支援事業						
								児童発達支援センター等による早期療育支援体制の整備 安芸圏域の障害児通所支援事業所を支援 安芸圏域、高橋圏域、幡多圏域の障害児通所支援事業所を支援						
(2)重度障害児者への支援の充実		●6歳未満 ●6歳以上18歳未満 ●18歳以上65歳未満 ●65歳以上 特別な医療的なケア(該当者数) ・経管栄養(30) ・吸引経管(28) ・気管切開の処置(24) ・レスピレーター(16) など ●65歳以上 ●18歳以上65歳未満 ●6歳以上18歳未満 ●6歳未満	●医療的ケアが必要な重度障害児者が在宅生活を維持するために必要なサービスを提供することで、家族の介護負担を軽減するとともに、周産期医療機関などから円滑な在宅療養への移行を促進する。	●医療的ケアが必要な重度障害児者が在宅生活を維持するために必要なサービスを提供することで、家族の介護負担を軽減するとともに、周産期医療機関などから円滑な在宅療養への移行を促進する。										
(3)障害児支援の充実		●児童発達支援又は放課後等デイサービス 16ヶ所 ●児童発達支援センター(医療型を含む) 4ヶ所 ●児童発達支援又は放課後等デイサービス 3ヶ所	●通所型の障害児施設は高知市やその周辺に集中している。	●各圏域に少なくとも1～2箇所の児童発達支援センターを設置する。 ●特別支援学校の長期休暇中に地域において障害児の援助を行い、障害児及びその保護者の地域生活を支援する。										
(4)障害特性に応じたきめ細かなサービス		●医療的ケアが必要な方へのサービスがない。	●小規模作業所「オープンハート」への支援	●法定外の小規模作業所は、財政基盤が脆弱であり、看護職員の配置など重度障害者の受入体制が十分に整っていない。また、利用のニーズに十分対応できないため、利用者数が少なく、法定の事業所への移行が難しくなっている。 ●自傷や他害といった不適応行動の見られる準強度行動障害者も助成の対象にする。	●看護職員を確保して重度障害者を受け入れる小規模作業所に対して一定の助成を行い、医療的ケアが必要な重度障害者の支援体制を充実するとともに、法定のサービスへの移行を支援する。 ●強度行動障害者に短期入所サービスを提供した場合、その支援に要する経費を助成する。 ●身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の聞こえの確保と言語の発達を支援するため、補聴器購入費用に対する助成を行う。									
医療的ケアが必要な障害者への支援 小規模作業所オープンハートへの支援 新体系移行														
強度行動障害者のショートステイ利用への助成														
軽度・中等度難聴児の補聴器助成														

<p>(高次脳機能障害者支援) ・県内の新規高次脳機能障害者発生件数 158人(推計) ・県内の高次脳機能障害者数の推計 1,222人(推計) ※いずれも「第2回高次脳機能障害者支援体制資源調査」(24年度実施)を元に推計</p>	<p>(高次脳機能障害者支援) ・平成19年3月 第1回高次脳機能障害者支援体制資源調査の実施 ・平成20年11月 支援拠点「高次脳機能障害相談支援センター」を高知ハビリテーションセンターに設置 ・平成24年6月 第2回高次脳機能障害者支援体制資源調査の実施</p>	<p>(高次脳機能障害者支援) ①障害についての理解が不十分(医療機関、福祉サービス提供機関、県・市町村職員) ②支援のための社会資源の不足 ③支援センターと行政機関を含む各種関係機関との支援ネットワークが不十分</p>	<p>(高次脳機能障害者支援) ・支援センター(支援拠点)の機能充実、強化を図る。 ・各種支援機関の人材養成のための研修の実施。 ・地域ごとの支援ネットワークの充実・強化を図る取組の検討・実施。</p>	<p>人材育成</p> <p>支援機関への指導ができる専門家の養成(高次脳機能障害相談支援センター職員)</p> <p>市町村・福祉保健所職員を対象とした研修の実施</p> <p>病院・福祉サービス提供機関の専門職員を対象とした研修実施</p> <p>支援ネットワークの充実・強化</p> <p>地域ごとの支援体制の構築に向けた検討</p>	<p>●高次脳機能障害相談支援センター職員の専門性の向上による相談支援の充実が図れている。</p> <p>●支援ネットワークの充実・強化により、身近な地域で支援・サービスの利用が可能となっている。</p>
---	---	--	---	--	--

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H24 H25 H26 H27 H28～H33					目指すべき姿	
							短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)					
3	障害者の就労促進と工賃アップ (1)障害者の就労支援 ①障害者就労支援対策事業費 ②障害者職業訓練費	<p>●障害者の就労の状況</p> <p>①就職者数(年度集計) H24 H25 高知県: 464 → 467(+1%) 全国: 68,321 → 77,883(+14%)</p> <p>人口10万人当たり就職者数 H22: 54.7人/10万人 H23: 53.0人/10万人 H24: 61.6人/10万人 H25: 62.5人/10万人</p> <p>②雇用率(H25.6.1時点) <民間企業:法定2.0%> 高知県: 1.94%(全国12位) 全国: 1.76%</p> <p><公的機関> 知事部局: 法定2.3% 高知県: 2.43%(全国18位) 全国: 2.54%</p> <p>教育委員会: 法定2.2% 高知県: 2.43%(全国1位) 全国: 2.02%</p> <p>警察本部: 法定2.3% 高知県: 2.98%</p> <p>市町村等: 法定2.3% 高知県: 2.21%(全国35位) 全国: 2.34%</p> <p>③福祉施設から一般就労 H24: 80人</p>	<p>①働く場の確保 ○企業等への普及啓発、就職先とのマッチング、定着支援 企業訪問: H25 509社 *新たに雇用義務の対象となる82社に対する早期個別訪問</p> <p>○職場実習型職業訓練 12人/11社 ○知識習得訓練 ・座学コース 17人/3コース ・日本版デュアルシステムコース 5人/1コース ○在職者の知識習得訓練 3人/2コース</p> <p>・新たに雇用された障害者数 H24: 464人(過去最高) ・雇用されている障害者数 H25: 1,455人(過去最高) ・人口10万人当たりの障害者就職者数 H24: 61.6人 ・民間企業における障害者の雇用率 H25.6.1時点: 1.94%(全国12位) ・職場実習型訓練受講者就職者数 : 5人、就職率55.5% ・新規開拓企業: 9社/11社</p> <p>②市町村等への雇用の要請 ・法定雇用率未達成団体 2団体(H24) ⇒ H25.3.31までに解消 *H25.4.1法定雇用率引上げにより9団体(H25.6.1)が未達成 ※不足数: 2人(H24) → 8.5人(H25) ・市町村等の実雇用率 H24: 2.09% → H25: 2.21%</p> <p>③職域の拡大 ○介護分野への就労促進 介護職員初任者資格取得者: 22人 (うち、特別支援学校生10人)</p> <p>・介護分野への就職者数 一般求職者: 1人 在職者: 3人(雇用の継続) 特別支援学校生(H23からの累計) : 7人/卒業生33人</p> <p>○農業分野への就労促進 農産物の食品表示、鳥獣害対策に関する基礎知識を学ぶ研修会開催 (参加事業所: 6事業所)</p> <p>○発達障害者の就労促進 高知大学附属特別支援学校のキャリア教育(菓子製造)における作業環境の整備とA型事業所との連携 テスト販売 12月(高知空港、高知はちきん家、高知大学附属特別支援学校、Miraie)</p>	<p>①働く場の確保 <企業での雇用> ・障害者の能力・意欲についての知識、経験の不足 ・厳しい経営環境による採用枠自体の少なさと、障害特性を理解した働き方を是認でき辛い職場環境</p> <p>⇒職場実習型訓練の就職率の低下(企業が求める職業能力のレベルが高すぎ、訓練成果の詳細基準が支援機関との間でミスマッチ)</p> <p>●法定雇用率引き上げ、対象企業の拡大 1.8% → 2.0%(H25.4~) 従業員数56人以上 → 50人以上 対象企業数427社 → 約500社 障害者雇用の経験がない小規模な企業が増加</p> <p>②公的機関の雇用 <市町村> ・厳しい財政状況や長年にわたる人員削減により、特に規模の小さい市町村では、職員定数の中で障害者に求める能力レベルを一定、高めざるを得ない傾向がある。 ・一部では、特別支援学校卒業後、高知市内等を生活拠点にして働く障害者が多く、市町村が募集しても雇用につながらず、 ●法定雇用率引き上げ 2.1% → 2.3%(H25.4~) ・法定雇用率引上げにより不足が見込まれる団体(6市町3一部事務組合)</p> <p>③職域の拡大 <介護分野> ・特別支援学校生では、志望動機や弱さ等から、資格を取得しても必ずしも介護分野への就職等に至らないケースがある。</p> <p><農業分野> ・農作業の受委託や農業分野への就労に必要な利用者の訓練レベルの確保が不十分である事業所が少なくない。 ・農地等の環境、指導員の技術</p>	<p>これからの対策</p> <p>①働く場の確保 ○企業訪問による雇用率引上げの周知徹底(継続)及び障害者雇用モデル啓発冊子による多様な働き方提案 年間 約500社</p> <p>○職業訓練機関(中小企業)の開拓強化と中小企業に対する雇用促進 職場実習型訓練コーディネーターの体制強化</p> <p>○障害者の職場定着の支援体制充実 働く障害者の交流拠点を整備し、相談支援体制の充実を図る。</p> <p>○企業側に立った障害者の職場定着支援体制の仕組み構築 企業をサポートする「障害者雇用継続支援センター」の運営を支援</p> <p>②公的機関の雇用 ○労働局と連携した雇用の要請</p> <p>○法定雇用率未達成市町村等の人事担当部局と障害者就業・生活支援センターとの連携強化を支援</p> <p>○障害者雇用モデル啓発冊子を活用した雇用の場の拡大提案による知的障害者等の採用枠拡大を要請</p> <p>③職域の拡大 <介護分野> ○特別支援学校進路担当教員、支援機関等による介護施設等の見学会、意見交換会の開催による相互理解の促進</p> <p>○介護職員初任者資格取得訓練に介護職場の実習訓練を併設し、介護分野への就労を促進</p> <p><農業分野> <発達障害者の就労促進> ○特別支援学校、就労支援事業所、民間企業との連携による相互販売、教員・指導員の実習の場の確保</p>	<p>18歳以上 就労できる全障害者</p>	<p>H24</p> <p>企業訪問による障害者雇用の促進(障害者雇用義務対象企業(従業員50人以上)485社社訪問)</p> <p>企業訪問 年間 約230社(延べ、780社)</p> <p>法定雇用率引き上げの企業への周知徹底</p> <p>企業訪問による啓発 年間 約500社 企業採用担当者セミナーによる啓発</p> <p>障害者雇用モデル啓発 啓発誌製作</p> <p>公的機関に対する雇用要請 ・未達成市町村等への働きかけ ・雇用促進セミナーによる啓発</p> <p>障害者雇用優良事業所、優良勤労障害者知事表彰による普及啓発</p> <p>障害者就業・生活支援センターを中心とした障害者の職業生活の定着支援</p> <p>職業訓練の実施 【一般】・知識・技能習得(座学)・実践能力(職場実習型)等 【在職者】・知識・技能習得(座学) 【特別支援学校生】・実践能力(職場実習型)</p> <p>職業訓練(知識・技能習得訓練)のコース強化 【一般】・日本版デュアルシステムによる職場実習訓練併用型コースの設定</p> <p>職業訓練実施機関の開拓</p> <p>職業訓練実施機関(中小企業)の開拓強化</p> <p>職業訓練コーディネイト体制強化</p> <p>障害者の雇用継続を企業側から支援</p> <p>働く障害者の交流拠点整備による職場定着の支援強化</p> <p>介護分野、農業分野への就労促進</p> <p>農福連携支援員による農家、産地とのマッチングによる農業分野への就労機会の促進</p> <p>農業分野の専門家派遣による就労継続支援事業所の農業生産の高度化を支援</p> <p>介護職員初任者研修の実施</p> <p>介護職場実習訓練併用コース実施により介護分野への就労促進を強化</p>	<p>短期的な視点(平成27年度末)</p> <p>●様々な分野で障害者がそれぞれの能力を活かして働いている</p> <p>◆障害者就職件数: 500件/年 *人口10万人当たり: 65.4人</p> <p>◆公的機関(市町村等)の法定雇用率達成(2.3%)</p>	<p>中長期的な視点(平成33年度末)</p> <p>●障害の程度や態様に応じた働く場が確保され、経済的な自立ができていく。</p> <p>◆障害者就職件数: 700件 *人口10万人当たり: 91.6人</p> <p>◆公的機関(市町村等)の法定雇用率: 2.5%</p>				

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障害保健福祉課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手くできなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H24 H25 H26 H27 H28～H33					目指すべき姿	
							短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)					
3 障害者の就労促進と工賃アップ (2)障害者の工賃アップ ②障害者生産活動支援事業費		<p>●障害者の工賃の状況(B型事業所)</p> <p>・H25年度:18,738円/82事業所</p> <p>対前年+1,008円(5.7%)</p> <p><H25工賃:B型></p> <p>10,000円未満: 10事業所 10,000円台: 40事業所 20,000円台: 26事業所 30,000円台: 2事業所 40,000円台: 4事業所</p> <p>・全国5位の工賃(H24)であるが、障害基礎年金と合わせた経済的自立を目指した目標額37,000円(高知県工賃向上計画「H24～26」)を達成した事業所は、82事業所中5事業所</p> <p>・県平均工賃を下回った事業所は、全体の56.1%(46事業所)</p> <p>最低賃金を保障するA型事業所でも十分な仕事の確保ができていない事業所もある(A型事業所)</p> <p>・H25年度:71,483円/21事業所</p> <p>対前年903円(1.3%)</p> <p><H25工賃:A型></p> <p>30,000円台: 1事業所 40,000円台: 1事業所 50,000円台: 5事業所 70,000円台: 5事業所 80,000円台: 4事業所 90,000円台: 3事業所 100,000円超: 2事業所</p> <p>【官公庁からの発注促進】</p> <p>・平成25年度障害者施設等からの物品等の調達方針策定・実行 ・福祉版アウトソーシングの推進(県) ・市町村、庁内に対し施設への発注増の要請</p> <p>【成果】</p> <p>・県内官公庁からの受注実績の増加 H24: 110,492千円 対前年: 1,729千円増加 ・県から施設等への発注増 H24: 26,882千円 H25(H26.1.31): 29,941千円 対前年: 3,059千円増</p>	<p>●障害者が能力を活かして働くことができる社会の実現に向けた支援</p> <p>【自主製品の商品力の向上】</p> <p>・工賃向上アドバイザーの施設への派遣 商品改良 商品開発 衛生管理の高度化 販路開拓等</p> <p>【成果】</p> <p>・工賃向上アドバイザーの派遣を受け、集中的に取り組む事業所が増加 H24: 11事業所 H25: 14事業所</p> <p>【施設の製品、受注可能作業のPR】</p> <p>・ホームページの充実 ・企業、市町村等への訪問(営業) ・下請け作業の高品質化支援</p> <p>【成果】</p> <p>・障害者施設の製品カタログ作成 ・向カタログの情報を各施設のPRチラシを加えて課のHPに掲載 ・下請け作業の高品質化に取り組むことにより、共同受注窓口の回転から、企業との直接取引へと進んだ施設:1か所</p> <p>【農福連携】</p> <p>・地域の農業生産者、JAと連携した加工品の製造・販売</p> <p>【成果】</p> <p>・土佐市の青ネギ農家、JAやっこネギ部会との連携による「ねぎドレッシング」シリーズの商品化、販売を就労継続支援B型事業所が行い、工賃向上に成果を上げた H25平均工賃: 24,334円/月・人 対前年: +20%</p>	<p>●価格に見合った商品づくり(企画、製造、情報伝達)の体制と技術力が大幅に不足</p> <p>●多くの事業所にビジネスの経験がない(社会貢献に熱心な企業とのパートナーシップを築ける土台がない)</p> <p>●営業担当者がおらず、新たな販売先(製造能力に見合った販売先)が確保できない</p> <p>●戦略的に販路を開拓していくノウハウがなく、それを担う人材も不足している</p> <p>●施設を利用する障害者の障害特性に応じた生産活動の割り振り、職業能力開発(支援)が十分ではない(職業指導員等を教育するノウハウ、ツールが不足)</p> <p>●下請け作業の高品質化支援</p> <p>・下請け作業が主な生産活動である施設の多くは、依然として受身であることが多く、自らが受注活動に積極的に動くことへの意識が希薄</p> <p>●基礎的な農業生産の知識、技術を持った事業所職員が少ないため、農業関連分野の生産性が特に低い傾向が強い</p> <p>●障害者施設等に発注した経験がなく、障害者施設等がどういった業務を行えるのかが分からないために、発注業務の洗い出しが進まない所属が多い</p>	<p>●工賃向上計画(H24～26)の計画達成のための事業所の取組みを支援</p> <p>●工賃向上アドバイザーの派遣</p> <p>●障害者施設の製品、受託業のPR強化</p> <p>・年間約500社の企業訪問時に、啓発冊子を手渡し、直接PR</p> <p>●起業支援型地域雇用創造事業を活用した取組み</p> <p>・障害者施設製品の販路開拓を委託</p> <p>・高知市内でのアンテナショップ運営</p> <p>・県内外への販路開拓と施設側の営業担当者の実践的な販売支援</p> <p>・障害者施設(生産部門)の収益性向上の仕組み構築を委託</p> <p>・指導員教育プログラムの構築と実践・検証</p> <p>●下請け作業の高品質化支援の支援スキーム見直しによる個々の施設の技術力強化</p> <p>●基礎的な農業生産等に関する知識の習得</p> <p>・基礎研修(集合)の実施 ・農業分野の専門家派遣(工賃向上アドバイザー)</p> <p>●地域の農業と施設製品のコラボレーション(6次産業化)</p> <p>・地域人づくり事業を活用した「ねぎドレッシング製造」の食品安全システム導入を支援(人材育成)</p> <p>●障害者就労施設等からの物品等の調達目標の策定と実行</p> <p>●福祉版アウトソーシングの対象業務拡大(地域福祉部、健康政策部)</p> <p>・印刷、封入業務等から障害者就労継続支援事業所が提供できる全ての業務(委託料)へと範囲を拡大</p>	<p>18歳以上</p> <p>就労支援継続事業所の利用者</p>	<p>工賃向上計画の策定及び計画達成への取組み支援</p> <p>工賃向上計画(H24～26)に基づく各事業所の取組み支援 全就労継続支援B型: 80</p> <p>工賃向上計画の修正(随時) :B型事業所</p> <p>自主製品の商品力の向上、下請けからの転換支援</p> <p>工賃向上アドバイザー派遣による支援</p> <p>商品改良・開発、生産性の効率化等の専門家派遣 商品デザイン等の専門家派遣 製造計画、販売計画等の企画立案、取組みサポート等の専門家派遣</p> <p>農福連携支援員による栽培管理、加工等の技術力向上を支援</p> <p>共同で受注し、品質管理や納品管理を行うことにより、施設の仕事に対する企業の信頼度向上を支援</p> <p>農業関連分野の生産性の向上支援</p> <p>農福連携支援員による栽培管理、加工等の技術力向上を支援</p> <p>工賃向上アドバイザー(農業分野)の派遣による個々の施設の技術支援</p> <p>公的機関による障害者就労施設等からの優先調達の推進</p> <p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律による県調達方針策定・実行</p> <p>県における障害者就労施設等からの物品、役務の調達目標を定め、着実に実行</p> <p>障害者施設の製品、受託業のPR強化 → ホームページによる情報の配信</p>	<p>●就労継続支援事業所では、施設を利用されている障害のある人が、障害基礎年金と合わせて経済的自立ができる工賃を目標に持ち、達成に向けて着実に取り組んでいる。</p> <p>●就労継続支援B型事業所の目標工賃</p> <p>37,000円</p> <p>●目標工賃達成事業所(B型)の割合 H22:6%→ H27:30%</p> <p>●障害の程度や態様に応じた働く場が確保され、経済的な自立ができています。</p> <p>●就労継続支援B型事業所の目標工賃達成事業所の割合 H27:30% → H33:80%</p>					

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

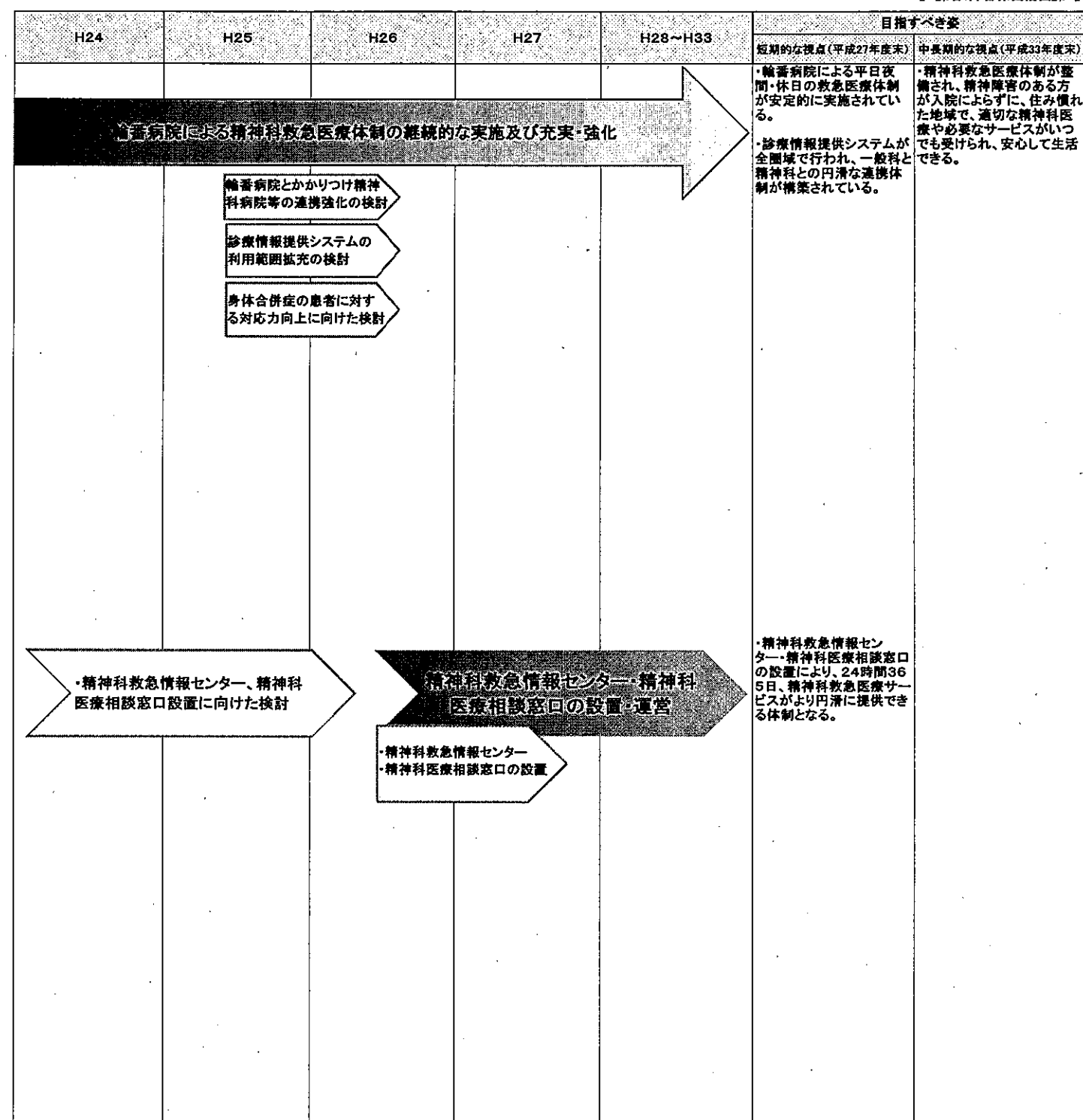
【課名：障害保健福祉課】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿																																													
						短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)																																																	
4 早期発見・早期療育の支援体制づくり (1)発達障害者支援の推進 ・発達障害者支援事業費	●発達障害者支援センターの実績(H25) 【診断名別の対象者(実人数)】 <table border="1"> <tr> <th>診断名</th> <th>乳幼児</th> <th>小学生</th> <th>中学生</th> <th>高校生</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>自閉症</td> <td>39</td> <td>88</td> <td>32</td> <td>18</td> <td>177</td> </tr> <tr> <td>アスペルger</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>AD/HD</td> <td>5</td> <td>15</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>LD</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>12</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>47</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>102</td> <td>159</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>107</td> <td>114</td> <td>49</td> <td>120</td> <td>390</td> </tr> </table> ●療育福祉センターの外来件数(H25) ●療育福祉センターの発達障害者の受診者数が、14年間で約5.1倍に増加	診断名	乳幼児	小学生	中学生	高校生	合計	自閉症	39	88	32	18	177	アスペルger	4	2	3	5	14	AD/HD	5	15	9	2	31	LD	0	2	1	0	3	その他	12	2	1	1	16	不明	47	7	3	102	159	合計	107	114	49	120	390	●発達障害者支援体制整備検討委員会のまとめ(H17.11～H19.12) ・発達障害者の早期発見とその後のフォローアップ体制の構築 ・ライフステージに応じた「個別支援計画」の作成 ・就労・生活面における支援方法の確立等	①発達障害者を診断できる専門医師が少ない。(初診の予約が6ヶ月先になる。)	①高知ギルバーク発達神経精神医学センターを設置(H24.4)し、高知大学医学部、高知医療センター、療育福祉センターなどの医師及び教育関係者計13名の研究員を受け入れてスタート。 ヨーテポリ大学との共同研究や留学といった取り組みを通じて、児童精神医学を志す全国の若手医師を受け入れ、発達障害や児童虐待などの児童問題に対応する専門医師を養成し、早期の診断や心理的なケアを行うことができる体制を構築する。 平成25年度からは疫学的研究を実施し、高知県における発達障害のある子どもの割合を明確にし、サービス確保など高知県の今後の施策へ反映させる。	①発達障害者 全年齢	高知ギルバーク発達神経精神医学センターの設置・運営 高知大学医学部、高知医療センター、療育福祉センター等との連携 『KOCHI ESSENCE STUDY』(センターにおけるプロジェクトの総称) プロジェクト1【研究活動】疫学的方法論に基づいた神経発達障害の臨床研究を実施 ・高知大学医学部との共同研究 ・高知大学への研究員の派遣 ・DISCO特別研修会の開催 ・高知大学医学部での研究発表 【疫学的研究】高知県における発達障害のある子どもの割合を明確にする プロジェクト2【教育活動】セミナーの開催等を通じて専門的な人材を育成 ・高知大学への派遣(年間10名程度) ・高知大学への派遣(年間10名程度) ・高知大学への派遣(年間10名程度) ・高知大学への派遣(年間10名程度) ・高知大学への派遣(年間10名程度)	①発達障害に関する専門医師が、県内で20名程度となり、早期診断が実施されている。 ◆専門医師 H23:4人 → H27:20人	○発達障害の可能性のあるすべての児童生徒をフォローできる専門医師が確保されている。 ◆専門医師 H27:20人 → H33:40人
診断名	乳幼児	小学生	中学生	高校生	合計																																																			
自閉症	39	88	32	18	177																																																			
アスペルger	4	2	3	5	14																																																			
AD/HD	5	15	9	2	31																																																			
LD	0	2	1	0	3																																																			
その他	12	2	1	1	16																																																			
不明	47	7	3	102	159																																																			
合計	107	114	49	120	390																																																			
	●療育福祉センターの発達障害者の受診者数が、14年間で約5.1倍に増加 <table border="1"> <tr> <th>診断名</th> <th>小児科</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>自閉症</td> <td>2,512</td> <td>4,248</td> </tr> <tr> <td>AD/HD</td> <td>1,952</td> <td>2,280</td> </tr> <tr> <td>LD</td> <td>102</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,989</td> <td>2,590</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,555</td> <td>9,228</td> </tr> </table> ●小中学校児童・生徒の約6.4%に何らかの発達障害がある可能性(H24年県教育委員会調査)	診断名	小児科	合計	自閉症	2,512	4,248	AD/HD	1,952	2,280	LD	102	110	その他	1,989	2,590	合計	6,555	9,228	「個別の支援計画」の普及 ・内容 ①「個別の支援計画」のフォーマットを作成 ②モデル地域内の支援会議における検証 ③「つながるノート」による個別の支援計画の普及と支援内容を引継ぐ仕組みづくり ④就労支援	②身近な地域において専門的な療育支援を行う事業所(短期入所や児童発達支援事業所など)が少ない。 ③ライフステージに応じたきめ細かな支援体制の構築 (ア)発達障害が疑われる乳幼児に対する身近な療育支援の場の確保が必要。	②児童発達支援事業所への支援 現在、診断後に、専門的な療育支援を行う障害児通所支援事業所が、高知市やその周辺に集中していることから、利用者の少ない地域でも児童発達支援事業所が整備されるよう、新たに開設する事業所の運営費の助成を行う。 障害児支援に関する専門性の高い人材を育成するため、児童発達支援事業所や保育所などの職員に対する専門的な研修を実施する。	発達障害者 全年齢	児童発達支援事業所等への支援 児童発達支援事業所等運営費の助成 利用者の少ない地域等で新たに開設する事業者→3年間助成 児童発達支援事業所等の職員に対する専門研修	②診断後の療育支援を行う場(児童発達支援事業所等)が各圏域に整備され、身近な地域で専門的な療育支援が行われている。 ◆児童発達支援事業所等 H23:11か所→ H27:24か所	○高知ギルバーク発達神経精神医学センターと、スウェーデンのヨーテポリ大学との共同研究を通じて、本県の実情に合ったより効果的で効率的な支援方法が開発されている。 新たな支援方法を通じて、支援機関が整備され、医師や教職員、心理職、リハビリテーションスタッフ等のチームアプローチの体制が各地域に整備されている。 ◆児童発達支援事業所等 H27:24か所→ H33:33か所																														
診断名	小児科	合計																																																						
自閉症	2,512	4,248																																																						
AD/HD	1,952	2,280																																																						
LD	102	110																																																						
その他	1,989	2,590																																																						
合計	6,555	9,228																																																						
	●国の動向 ・発達障害者支援法(H17.4～) ・障害者自立支援法の改正「発達障害が障害者自立支援法における障害者の定義に含まれ、各種サービスの対象となる」(H22.12.10～) ・児童福祉法の改正「発達障害が児童福祉法における障害児の定義に含まれ、各種サービスの対象となる」(H24.4.1～)	●発達障害者支援センターの設置(H18～) ◇精神科医師 1名 ◇ソーシャルワーカー 2名 ◇心理判定員 5名 ◇教員 1名 ◇保育士 7名	(イ)早期療育の内容を保育所から、小中学校・高等学校へ適切につなぐシステムが必要。 (ウ)障害福祉サービス事業所における発達障害者への理解の促進、支援方法の普及が必要。特に、就労移行支援事業所等に発達障害者に対する就労支援のノウハウの蓄積が少ない。	(イ)つながるノートを作成し、保護者へ配布。保護者から関係機関へ提示をいただくことで、関係機関における情報の共有、課題に対する共通認識を持つとともに、ライフステージ間での確実な引継ぎをはかる。 (ウ)就労セミナーの開催 障害特性に応じた職種による雇用の創出を高知大学、企業等と共同研究 特別支援学校のキャリア教育と連動して、長く働き続けられる雇用モデルを創出	発達障害者 全年齢	ライフステージに応じたきめ細かな支援体制の構築 【取組1】早期発見・早期療育の支援体制づくりを行う市町村を拡大 ・乳幼児健診におけるスクリーニング(高知大学との連携)早期療育親子教室 ・LDなどの人材を用いた発達障害者に対する研修会の開催 ・これまでの取り組みについての検証 ・今後の取り組みに反映 【取組2】つながるノートにより支援内容を引継ぐ仕組みづくり ・つながるノートの作成 ・マニュアルの作成 ・制度の周知 ・個別支援計画の作成主体となる児童発達支援センターや相談支援事業所に対して適切な計画ができるよう支援を行う ・個別支援計画の作成に関する研修会を開催 ・就労前に作成した計画が学校へ引き継がれるよう、教育委員会と連携した取組を進める ・保護者の見守りが実践に反映され、引き継がれるよう、教職員向けの研修会に講師を派遣	③つながるノートを使った支援の引き継ぎの仕組みが県内各地に普及し、就学前から小・中・高、就労に至るまで、支援方法が引き継がれ、ライフステージに応じた一貫した支援が行われている。	○発達障害者の特性に応じた雇用の場が創出されている。 ・発達障害者に特化した就労支援事業所・発達障害者を雇用するモデル事業所																																																

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:障害保健福祉課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったのか)	これからの対策	対象者																					
					区分	年齢																				
5 保健・医療の充実 精神保健医療福祉の充実	精神科救急医療体制の確保 ・中央圏域の輪番制による365日、24時間体制の確立	<p>●精神科救急医療事業による24時間365日の診療体制 ・平日夜間1病院+土日休日輪番6病院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>診察依頼</th> <th>診察</th> <th>入院 (件数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>1,316</td> <td>417</td> <td>148(6)</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>1,108</td> <td>368</td> <td>115(2)</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>1,307</td> <td>467</td> <td>149(1)</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>1,255</td> <td>442</td> <td>176(3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※入院の()は緊急措置入院の再掲</p> <p>●精神科救急医療システム連絡調整委員会による調整</p> <p>【委員の構成】 精神科救急医療事業実施医療機関、高知大学医学部、高知市消防局、県警察、救急医療情報センター</p> <p>●診療情報提供システムの試行的実施(H24.5～) ・平日夜間及び休日に、通院中の医療機関を受診できない患者の外来、入院(救急)対応を行う場合に必要診療情報の交換、提供を円滑に行うもの</p> <p>・精神科救急情報センター、精神科医療相談窓口が未設置</p>		診察依頼	診察	入院 (件数)	H21	1,316	417	148(6)	H22	1,108	368	115(2)	H23	1,307	467	149(1)	H24	1,255	442	176(3)	<p>・精神科救急医療体制の充実・強化(輪番病院とかかりつけ病院等との連携強化)が必要。</p> <p>・精神科病院間の連携、身体合併症のある患者さんへの対応など一般科と精神科間で連携体制の拡充が必要。</p> <p>・診療情報提供システムの利用数が少ない。</p>	<p>●精神科救急医療体制の充実</p> <p>・中央圏域における輪番制による365日24時間診療体制の継続的な実施及び充実・強化(輪番病院の連携強化による補充体制の確保)</p> <p>・身体合併症のある患者さんへの対応の強化</p> <p>・診療情報提供システムの利用範囲拡充の検討</p>		
	診察依頼	診察	入院 (件数)																							
H21	1,316	417	148(6)																							
H22	1,108	368	115(2)																							
H23	1,307	467	149(1)																							
H24	1,255	442	176(3)																							
		<p>精神科救急情報センター・精神科医療相談窓口設置の検討</p> <p>・他県の取組調査、実施可能機関の聞き取り</p> <p>・精神科救急医療連絡会の実施 (H23) H23.9.20、10.24、12.26、H24.3.19 (H24) H24.12.3 (H25) H25.4.30 計6回実施</p>	<p>・精神科救急対応時の重症度に応じた振り分けを行う精神科救急情報センターが未設置</p> <p>・高知県の実情に合った受入れ先の確保</p>	<p>●精神科救急情報センター、精神科医療相談窓口の設置</p> <p>・本県の現状にあった受入れ先の検討</p> <p>・精神科救急マニュアルの作成</p>																						



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まででなく手こぎであったり、できなかったのか)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢

IV 次代を担う子ども達を守り育てる環境づくり
1 こどもの健やかな育ちを支える環境づくり

(1) 保護を要する子どもを守る環境づくり 児童虐待や各種相談への迅速・適切な対応 ◎児童福祉諸費 ◎中央児童相談所費 ◎幡多児童相談所費 ◎家庭支援相談等事業 ◎中央一時保護所費 ◎療育福祉センター・中央児童相談所施設整備事業	◆児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を行い、児童の援助方針を立て、支援を行っている。 ◆平成20年2月に起きた児童虐待死亡事件を受け、「高知県児童虐待死亡事例検証委員会」からの提言に沿った取組みを行っている。 ◆中央児童相談所の職員増員 34人→42人→43人 H20 H21 H22 ・児童虐待対応チームの設置(H21)拡充(H22:7人→11人) ・警察OBの配置 ◆幡多児童相談所の職員増員 6人→7人→8人 H19 H20 H22 ・管轄区域の変更(H22:四万十町) ・庁舎の改築 ◆実施手順の見直し ◆毎月の定期点検 ◆児童福祉司マニュアルの作成・改訂 ◆アセスメントシート改訂 ◆計画的な人材確保 ◆外部専門家の招へい(機能強化アドバイザー・心理職員に対するスーパーバイザー) ◆法的対応力の強化 弁護士による法的対応の代行とサポート ◆児童相談システムの開発 ◆児童虐待対応の先進地への派遣研修 ◆職種別・経験年数別職員研修体系に基づく研修の実施 ◆施設職員とワーキングチームを設置しての課題検討 ◆関係機関との連絡会議の開催 ・警察・女性相談支援センター ◆児童相談所長権限の積極的行使 ・子どもの安全と最善の利益を優先し、必要な場合には職権による一時保護を実施など	◆職員専門性の確保と向上 ◆スーパーバイザー機能の強化や進行管理等のマネジメント力の向上 ◆児童養護施設等との連携の強化 ◆福祉専門職のキャリア形成プランの検討 ◆援助方針決定後の児童・保護者への支援の強化等 ◆個々の職員の専門性とチーム対応力の向上 ◆関係機関との更なる連携強化 ◆常勤又は非常勤の医師の確保	◆子どもの安全と最善の利益を優先した取組の継続 ◆基本構想に基づいた取組 ・施設整備 ・両機関の連携強化の具体的な取組の検討
	◆児童虐待や非行などの問題に発達障害などが複雑に関係するなど、子どもや家庭をめぐる問題は、より複雑多様化 ◆両機関が密接に連携し、それぞれの専門性をさらに発揮できるような体制とする必要 ◆発達障害の専門医師が少なく、療育福祉センターに受診が集中(受診者は12年で4倍に増加) ◆子どもが発達障害の診断を受けた際などに保護者への支援が求められている ◆一時保護所では、非行児童と被虐待児童を同じスペースで生活させざるを得ない混合処遇の問題が確保できない問題 ◆両機関の建物は老朽化が著しく、南海地震に備え、安全確保の対策が必要 ※療育福祉センター本館(昭和49年度建築)、中央児童相談所本館等(昭和55年度建築)		

H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
					短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)

◆児童相談システムの稼働 ◆児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(赤井先生) 20回 ◆スーパーバイザー(心理)の招へい 4回 ◆児童相談所職員の県外(児相)への派遣研修 2名 ◆児童虐待対応専門家委嘱弁護士 2名 ◆司法手続き業務を弁護士に依頼 1件 ◆職種別・経験年数別職員研修体系に基づく研修の実施 ◆児童養護施設との連携強化事業 ◆児童養護施設でのCSP(コンセンサス・アレンディング)研修の実施 天徳園で実施 ◆関係機関との連絡会議の実施 児童相談所・警察連絡会議 「児童虐待対応想定訓練及び現状報告、協議」	◆児童相談システムの稼働 ◆児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(赤井先生) 20回 ◆スーパーバイザー(心理)の招へい 4回 ◆児童相談所職員の県外(児相)への派遣研修 3名 ◆児童虐待対応専門家委嘱弁護士 1名 ◆司法手続き業務を弁護士に依頼 3件 ◆職種別・経験年数別職員研修体系に基づく研修の実施 ◆児童養護施設との連携強化事業 ◆児童養護施設でのCSP(コンセンサス・アレンディング)研修の実施 愛重園で実施 ◆関係機関との連絡会議の実施 児童相談所・警察連絡会議 中央・幡多合同実施	◆児童相談所の組織運営力の強化 ◆県外児童相談所への職員派遣研修 ◆専門家によるサポートの強化 ◆児童相談所と施設職員双方の資質向上 ○外部専門家を招へいし児童相談所から施設に向いて、施設職員とともに発達障害事例の検討などを行い、入所児童の自立支援と双方職員の資質向上を ◆関係機関との連携強化	◆職員の経験年数と研修の積み重ねにより一定の専門性が確保され、チーム対応力も向上し、より迅速で適切な対応ができています。 ◆児童養護施設との連携が強化され、双方職員の専門性が向上し、入所児童の自立支援の取り組みも向上している。 ◆施設整備が計画どおり進んでいる。 ◆両機関の連携強化の具体的な取組の検討が出来ている。 ◆両機関が連携して保護者への支援ができ、保護者同士の交流もできている。 ◆県全体で発達障害の診療体制が整っている。
◆あり方の検討・基本構想の策定 ◆基本設計 ・測量 ・地質調査 ◆実施設計 ・工損調査 ・既存施設の一部解体等 ◆建築工事(～29年度) ◆両機関職員等をメンバーとするワーキンググループを立ち上げ、合築後の業務の進め方など、具体的な連携の取組を検討する。	◆施設整備 ◆連携強化の取り組み検討		

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までで上げられなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
													短期的な視点 (平成27年度末)
(1) 保護を要するこどもを守る環境づくり	◎中央児童相談所費 ◎幡多児童相談所費 ◎家庭支援相談等事業	市町村の児童家庭相談体制の強化 ◆人事異動や専門職不足のため児童家庭相談担当部署の職員専門性の維持・向上が難しい・相談窓口職員の約3割が異動(H23:46名中14名) ◆保健と福祉の連携が不十分 要保護児童対策地域協議会への登録児童数(H22.11.5現在) 1,357名のうち、乳児 22名(1.6%) 特定妊婦 4名(0.3%) ◆施設入所児童への関わりが少ない	◆要保護児童対策地域協議会設置への働きかけ(H21.3.31全市町村で設置) ◆市町村児童家庭相談対応マニュアルの作成と改訂 ◆児童相談所と共通の虐待評価シート活用への働きかけ ◆児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修(初任者で前期・後期、中堅者)の実施 ◆施設に入所している児童の権利保障と自立支援を推進していくためのサポートケアを、市町村職員に同行要請して実施 ◆高知市との人事交流の実施 ◆高知市職員の短期研修の受け入れ	◆市町村職員等の主体性と専門性の向上 ◆ケースの見立てや個別対応力の強化 ◆相談体制の整備への支援・安心こども基金の活用 ◆人員・組織の充実及び計画的な人事異動についての要請 ◆サポートケアへの同行を継続要請	児童 18歳未満	◆市町村の児童家庭相談体制の強化 ・児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修の実施 ・専門職員の配置への働きかけ ・児童相談所と共通の虐待評価シートを活用したケース見立て・対応力強化への支援 ・個別ケースへの同行訪問 ◆市町村の児童家庭相談体制の強化 ・児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修の実施 ・専門職員の配置への働きかけ ・児童相談所と共通の虐待評価シートを活用したケース見立て・対応力強化への支援 ・個別ケースへの同行訪問 ◆先進的な取組を行っている市町村をモデル市町村と位置付け、外部専門家による助言・指導を受けることによりその取組をより充実したものとす モデル市:香南市	市町村の相談窓口強化への支援 課題を抱える市町村への重点的な支援 他の市町村にそのノウハウを拡充	◆児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修の実施により市町村が、より適切に相談対応ができるようになっていく。 ◆保健・福祉の連携が強化されることで、リスクの高い親子の早期発見・早期支援ができる。	◆市町村が対応すべきケースに、主体的な対応をしている市町村が増えることで、地域の要保護児童等への対応が迅速に行われている。				
	生まれる前から18歳までのトータル支援												
	◎家庭支援相談等事業	要保護児童対策地域協議会の活動強化 ◆要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳の整理などは一定できたが、個別ケースの見立てや対応力に課題がある ◆要保護児童対策地域協議会設置への働きかけ(H21.3.31全市町村で設置) ◆要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・コーディネーターの育成 ・「実務者会議」の機能強化 ・虐待ケース以外の進行管理(非行など)の実施 ◆地域支援者会議の拡充への支援 ◆施設入所児の家庭復帰に向けた地域での取り組み ◆要保護児童対策地域協議会連絡会議立上げへの支援	◆要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・ケースの見立てや個別対応力強化に向けた個別支援の実施 ・地域支援者会議の設置への働きかけ 香南市 6/7・10/10実施 要保護児童対策地域協議会連絡会議の運営支援 連絡会 6/18実施 研修会 11/27実施 研修会 1/18実施 情報交換会 3/4実施	児童 18歳未満	◆要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・ケースの見立てや個別対応力強化に向けた個別支援の実施 ・地域支援者会議の設置への働きかけ 要保護児童対策地域協議会連絡会議の運営支援 研修会 9/2実施 研修会 2/10実施 情報交換会 1/8・9実施	課題を抱える市町村への重点的な支援 要保護児童対策地域協議会連絡会議の運営支援 要保護児童対策地域協議会連絡会議の運営支援	◆学校や民生委員・児童委員などの関係機関の連携によって、地域の中で、要保護児童等の早期発見と、きめ細かな対応に向けた取り組みができていく。 ◆要保護児童対策地域協議会の活動が強化され、よりきめ細かな対応ができていく。また、「地域の支え合い」の仕組みが確立され、高齢者が子育て家庭などへの支援者として活躍するなど、地域の中で、要保護児童等の早期発見・支援ができる。						
	◎家庭支援相談等事業							◆4年後の姿を目指した取組 ★は24年度からの主要な取組 ●妊婦期 ・児童相談所において、市町村の保健・福祉の部署の職員を対象に、庁内連携の重要性についての研修の実施 (妊婦健診等により得られたリスクの高い妊婦の支援とその情報を福祉部署、要保護児童対策地域協議会に繋げていくことの必要性についての研修) ・児童相談所において、要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳の特定妊婦の定期的な確認と情報共有の必要性についての助言 ●乳児期 ・児童相談所において、市町村の保健・福祉の部署の職員を対象に、庁内連携の重要性についての研修の実施 (乳児家庭全戸訪問事業により得られた情報を、養育支援訪問事業や福祉部署、要保護児童対策地域協議会に繋げていくことの必要性についての研修) ・児童相談所において、要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳の乳児の定期的な確認と情報共有の必要性についての助言 ・子育てサークルなどのネットワークづくり ●保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校・特別支援学校 ・教育センターにおいて保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校・特別支援学校の保育士、教員に対する研修(生徒指導・人権教育)を実施する。さらに、すべての公立小学校・中学校・高校・特別支援学校において、虐待に関する校内研修を実施する。 ・県教育委員会は、県内全市町村の要保護児童対策地域協議会に構成員として参加し、子どもの置かれた状態や市町村、児童相談所、保育所、幼稚園、学校等の支援の状況を把握するとともに、必要に応じてスーパーバイザー等の派遣などの支援を行う。 ・児童相談所においては、日常的に保育所・幼稚園・小学校などと連携するとともに、要保護児童対策地域協議会では、個別ケースへの支援などを行う。	◆4年後(H27年度末)の姿 ◆は主な数値目標 ●妊婦期 ・各自治体の中で、妊婦や乳児の情報共有できるシステムが整って、早期発見・早期支援ができていく。また、必要なケースが児童相談所につながり、迅速で適切な対応ができていく。 ●乳児期 ・自治体内の庁内連携により、妊婦健診や乳児家庭全戸訪問事業、乳児健診(1.6歳児健診など)により把握したリスクの高い親子が、養育支援訪問事業や要保護児童対策地域協議会などにつながり、切れ目のない適切な支援が虐待予防の成果として表れていく。また、必要なケースが児童相談所につながり、迅速で適切な対応ができていく。 ・気軽に集い、交流・相談できる場が増え、育児不安の軽減と、虐待予防につながっていく。 ●保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校・特別支援学校 ・保育所、幼稚園、学校において、個々の教職員が虐待やその疑いのある状態を発見する力を身につけていく。 ・日ごろからの市町村担当部署、児童相談所等関係機関及び県教育委員会との連携が進み、迅速かつ適切な支援ができるようになっていく。	◆10年後(H33年度末)の姿 ◆は主な数値目標 ●妊婦期 ・子ども・子育て支援施策の充実等により、安心して産み育てられる体制ができ、虐待を予防できている。 ●乳児期 ・地域の保健・医療・福祉・教育の連携や、住民活動としての「地域の支え合い」の仕組みにより、早期発見と妊婦期からの継続的な支援がシステム化され深刻な状態に至らない取り組みが効果をあげ、虐待予防につながっている。 ●保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校・特別支援学校 ・保育所、幼稚園、学校において、早期に虐待やその疑いのある状態を発見する力がさらに向上している。 ・市町村担当部署、児童相談所等関係機関及び県教育委員会との連携がさらに進み、深刻なケースに至らない取り組みができるようになっていく。			

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:児童家庭課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
						短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (平成33年度末)					
(1)保護を要する子どもを守る環境づくり ◎児童虐待防止対策事業 ◎家庭支援相談等事業	児童虐待予防等の取組み ◆子ども人口が減少している中で、虐待件数は高止まりにあり、子どもを取り巻く状況は厳しい状況にある。 ◆官民協働による高知オレンジリボンキャンペーンの実施(H21～) ・パレード及び街頭キャンペーンの実施 ・啓発用チラシ・ポケットティッシュ・風船・オレンジリボン等の配布 ・啓発用オレンジリボンのマグネットを配布し、虐待防止の意識啓発のために、県や市町村等の公用車等に貼付 ・講演会の実施 ・トーク&コンサートの実施 ・スタッフジャンパーの作成 ・高知城のライトアップ ・県庁に横断幕を掲示 ◆人権啓発センターとのタイアップによるテレビ・ラジオによる虐待通告義務等の広報 ◆カラー電車広告の実施 ◆県の広報媒体を活用した広報 ・さんSUN高知 ・高知放送ラジオ ・エフエム高知 ◆児童虐待予防等の取組み ・児童虐待予防モデル事業(あまえ療法:保護師や保育士を対象にした、悩みやリスクを持つ妊婦や保護者の対応研修)の実施	◆事業効果が目に見えにくい ◆保健部署との連携など児童虐待予防への取組が十分できていない ◆少ない費用で有効な啓発方法の検討 ◆官民協働による高知オレンジリボンキャンペーンの継続と拡充	児童 18歳未満	◆高知オレンジリボンキャンペーンの拡充 ・高知市内以外に県東部・西部でのキャンペーンの実施 10/27 四万十市 11/10 高知市 11/17 安芸市 ・高知城のライトアップ ・カラー電車広告の実施(11月) ◆県の広報媒体を活用した広報 ・さんSUN高知 ・高知放送ラジオ ・エフエム高知 ◆児童虐待防止推進月間テレビスポットによる広報(人権啓発センター) 11月実施 ◆児童虐待予防等の取組み ・児童虐待予防モデル事業(あまえ療法) 委託契約:5月7日 委託先:NPO法人 カンガルーの会	◆高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ・「たすきリレー」の実施 11/10 雨天により中止 ◆県の広報媒体を活用した広報 ・さんSUN高知 ・高知放送ラジオ ・エフエム高知 ◆児童虐待防止推進月間テレビスポットによる広報(人権啓発センター) 11月実施 ◆児童虐待予防等の取組み ・児童虐待予防モデル事業(あまえ療法) 委託契約:5月7日 委託先:NPO法人 カンガルーの会						◆虐待防止や通告義務の啓発活動が広く行われることで、早期発見されるケースが増えている。 ◆妊婦健診や乳児家庭全戸訪問事業などにより把握したリスクの高い親子が、養育支援訪問事業や要保護児童対策地域協議会などに繋がれ、適切な支援と虐待予防につながっている。 ◆県民の虐待予防に対する意識の高まりと、地域住民の連携や支え合いの意識が醸成され、地域活動を通じて虐待の予防につながっている。 ◆地域の保健・医療・福祉・教育の有機連携により、子育て支援などが必要な家庭の早期発見・早期対応と、妊娠からの継続的な家庭支援がシステム化され、迅速かつ適切な支援が実施されている。また、こうした連携が虐待の予防につながっている。	
					キャンペーンの実施 県の広報媒体を活用した広報の実施 虐待防止の意識啓発と虐待が疑われる場合の通告義務についての意識醸成 3市での実施 実施予定箇所 土佐市・須崎市・香南市							
養育リスク等への対応												

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名: 児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか、できなかったのか)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
(2) 母子家庭等の自立支援	◎母子福祉推進費 ◎母子家庭等自立支援事業費 ◎母子寡婦福祉資金貸付事業費	◆母子家庭の母は、一般的に所得が低く、生活が非常に厳しい状態である。 22年度高知県ひとり親家庭実態調査 就労収入 0～150万円 53.2%	◆母子家庭等就業・自立支援センターにおいて自立に向けた支援の実施。 24年度 就業相談件数 1531件 就業決定者 66人 (常用雇用 43%) 25年度3月末現在 就業相談件数 1495件 就業決定者 123人 (常用雇用 47%)	◆就業自立支援 雇用情勢が厳しいうえ、就業時間等や対象者のスキルの問題などにより、臨時、パート雇用が多く、進む難さへの就職が困難。 ◆就業自立支援 ○職業訓練・研修によるスキルアップ ○高等職業訓練促進給付金を活用した資格取得による自立の促進 ◆貸付金事業における未収金対策 ○職業訓練を受けるための環境整備としての託児サービスの実施	母子・父子・寡婦等		
	◆母子家庭の母が職業訓練等を受ける際の生活費の給付等。 24年度 自立支援教育訓練給付金 0件 高等職業訓練促進給付金 21件 25年度3月末現在 自立支援教育訓練給付金 0件 高等職業訓練促進給付金 15件	◆母子家庭の母又は寡婦等への各種資金の貸し付けによる、経済的自立と生活意欲の助長の促進。 S28年度～実施	◆母子寡婦福祉資金貸付金制度改正 H26.10～父子拡大 (未収金) 21年度末現在 45,274,378円 22年度末現在 42,388,239円 23年度末現在 39,985,550円 24年度末現在 37,107,101円 25年度3月末現在 38,563,243円	◆貸付金事業における未収金対策 ○文書・電話・訪問による納入指導 ○初回滞納者への重点的な督促 ○夜間における電話及び訪問による償還指導			
	◆父子家庭も母子家庭同様、経済的に厳しい状態である。 22年度高知県ひとり親家庭実態調査 就労収入 0～150万円 28.8% 150万円～350万円 44.6%	◆母子家庭への拡大 ※平成21年8月～ 自立支援給付金の制度改正 103,000円(18ヶ月) →141,000円(全期間) ※平成24年4月～ 自立支援給付金の制度改正 141,000円(全期間) →100,000円(上限3年) ※平成25年4月～ 自立支援給付金の制度改正 100,000円(上限3年) →100,000円(上限2年) 父子家庭への拡大 ※平成25年4月～ 自立支援給付金の対象資格 (高経歴者)拡大	◆母子家庭の母又は寡婦等への各種資金の貸し付けによる、経済的自立と生活意欲の助長の促進。 S28年度～実施	◆貸付金事業における未収金対策 ○文書・電話・訪問による納入指導 ○初回滞納者への重点的な督促 ○夜間における電話及び訪問による償還指導			
◎ひとり親家庭医療費助成事業費	◆ひとり親家庭は、一般的に所得が低く、生活が厳しい状態にある。 ・保険診療による医療費の自己負担分等を給付 ・市町村が支払った額の1/2以内で県が補助	◆母子・父子家庭への医療費を助成する市町村への補助 24年度 受給者数 17,535人 補助額 274,972,000円 25年度 受給者数 16,817人 補助額 271,029,000円 実施時期 S51.7 (H19.10父子家庭も対象に)	◆父子家庭の利用が少ない 父子家庭の利用割合 21年度 2.5% 22年度 3.2% 23年度 4.5% 24年度 4.9% 25年度 5.1%	◆父子家庭への制度の周知	母子・父子・寡婦等		
◎児童扶養手当費	◆ひとり親家庭は、一般的に所得が低く、生活が厳しい状態にある。 ※平成22年8月～ 父子家庭への児童扶養手当支給	◆母子家庭等の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給 24年度 支給資格者数 1,469人 給付費 626,395,270円 25年度 支給資格者数(26.3月末) 1,450人 給付費(26.3月末) 620,993,930円 実施時期 S37.1～	◆児童扶養手当返納金における未収金対策 ・生活が厳しい母子家庭等は、返済が滞りがち。 ・未収金が約1千8百万円以上。 ・償還回収が困難なケースへの対応。 (未収金) 21年度末現在 21,980,464円 22年度末現在 18,162,314円 23年度末現在 19,598,304円 24年度末現在 16,852,820円 25年度3月末(戻入未済者) 16,526,940円	◆児童扶養手当返納金における未収金対策 ○市町村との連携 ・資格喪失情報(年金、婚姻、施設入所、転出等)の早期把握による返納金発生防止 ・福祉保健所、市町村を通じた償還指導(履行延期申請等)	母子・父子等		

H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
					短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)
					◆母子・寡婦・父子等の生活弱者が経済的な自立に徐々に向かっていき始めている。	◆母子・寡婦・父子等の生活弱者が経済的な自立に向かっていくことにより、その扶養している児童の生活も徐々に安定に向かっている。
ひとり親に対する職業訓練中の託児サービス						
母子家庭等就業・自立支援センター事業 継続						
・就業相談 ・就業等移動相談 ・無料法律相談 ・パソコン等講座	・就業相談 ・就業等移動相談 ・無料法律相談 (回数増 17⇒24) ・パソコン等講座 ・ホームページ立ち上げによる情報提供	・就業相談 ・就業等移動相談 ・無料法律相談 (回数24) ・パソコン等講座 ・ホームページによる情報提供				
母子家庭等自立支援事業 継続						
・自立支援教育訓練給付金事業 ・高等職業訓練促進給付金事業	※H25～父子家庭へ拡大 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高等職業訓練促進給付金事業	・自立支援教育訓練給付金事業 ・高等職業訓練促進給付金事業 ※対象資格拡大(言語聴覚士)				
母子寡婦福祉資金貸付事業 継続						
※貸付に伴う未収金対策の実施 ・文書・電話・訪問による納入指導 ・初回滞納者への重点的な督促 ・夜間における電話及び訪問による償還指導	※貸付に伴う未収金対策の実施 ・文書・電話・訪問による納入指導 ・初回滞納者への重点的な督促 ・夜間における電話及び訪問による償還指導(H25～)	※H26.10～父子拡大 ※貸付に伴う未収金対策の実施 ・文書・電話・訪問による納入指導 ・初回滞納者への重点的な督促 ・夜間における電話及び訪問による償還指導				
ひとり親家庭医療費助成事業 継続						
※父子家庭の児童扶養手当申請時に制度の周知 ・しおりの配布 ・市町村窓口での周知	※父子家庭の児童扶養手当申請時に制度の周知 ・しおりの配布 ・市町村窓口での周知 ※母子家庭等就業・自立支援センター開設のホームページでの制度等の情報提供(H25～)	※父子家庭の児童扶養手当申請時に制度の周知 ・しおりのひとり親家庭への全戸配布 ・市町村窓口での周知 ※母子家庭等就業・自立支援センターのホームページでの制度等の情報提供			◆母子・寡婦・父子等の生活弱者が経済的な自立に徐々に向かっていき始めている。	◆母子・寡婦・父子等の生活弱者が経済的な自立に向かっていくことにより、その扶養している児童の生活も徐々に安定に向かっている。
児童扶養手当費 継続						
※市町村との連携による返納金の未収金対策の実施 ・申請、現況届時における受給資格の周知徹底 ・資格喪失情報(年金、婚姻、施設入所、転出等)の早期把握による返納金発生防止 ・福祉保健所、市町村を通じた償還指導(分納、履行延期申請等)					◆母子・寡婦・父子等の生活弱者が経済的な自立に徐々に向かっていき始めている。	◆母子・寡婦・父子等の生活弱者が経済的な自立に向かっていくことにより、その扶養している児童の生活も徐々に安定に向かっている。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者		H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿			
						区分	年齢						短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)		
(3) 健全育成への環境づくり	◎青少年対策推進費 少年非行の防止に向けた技術強化策の策定と推進	◆H25刑法犯少年:518人 ◆再非行率:40.0%(207人)	◆教育委員会、警察本部、知事部局においてそれぞれが少年非行の防止対策に取り組んできたが、依然として厳しい状況が続いている。	◆青少年の健全育成は一朝一夕には難しく、更に充実した取組や県民挙げての活動が必要 ◆青少年の問題は複雑多様化しており、各種相談機関等の連携による対策が必要	◆少年非行の問題に携わる関係機関が集まる非行防止対策ネットワーク会議で情報共有しながら、しっかりと連携体制を構築して、より効果的な取組にしていこう。 ◆学校、警察、行政などの関係機関と家庭を含む地域社会が一体となった総合的な取組として進めていく。	青少年	青少年		○少年非行の防止に向けた技術強化策の策定と推進 非行防止対策ネットワーク会議の開催 取組指針(技術強化策)の検討 →高知家の子ども見守りプランの策定(8/10) PDCAサイクルでの進捗管理				◆非行少年を支える仕組みづくりが強化され、少年の非行率・再非行率などが減少している。	◆地域や社会全体で青少年の非行防止に取り組む環境が整っている。		
	民生・児童委員及び主任児童委員による地域の見守り活動の推進	◆県内の民生委員・児童委員及び主任児童委員数約2,400人	◆高知市内の小学校11校での就学時健診時の民生・児童委員等の紹介 ◆各市町村教育長及び民生協担当課長への事業の趣旨説明及び取組打診 ◆各市町村民生協への事業説明及び協力依頼	◆地域で子どもを見守り、育む仕組みづくりの各市町村でのコーディネーターの育成	◆養育上の支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要な相談や支援が行える体制を小学校単位で作る。 ◆H26、H27で県内に定着・普及させるため、各市町村での取組体制づくりを支援する。 ◆H25に県が実施した時のノウハウを市町村に伝え、活かしてもらう。	小学校者、保護者	小学校者		○民生・児童委員及び主任児童委員による地域の見守り活動の推進 高知市内の小学校11校で就学時健診の際に民生委員・児童委員及び主任児童委員を保護者に紹介を実施(11月) →その後の地域での見守り活動や少年非行の芽の早期発見につなげる	各市町村の関係機関(民生協、PTA等)への説明と協力依頼 県内全域の各小学校での当該事業の実施と普及・定着		◆学校で民生委員・児童委員及び主任児童委員が学校と情報を共有し、関係機関との役割分担をしたうえで、子どもや家庭を見守る仕組みができてきている。 ◆H26、H27で県内に定着・普及	◆県内の全学校で民生委員・児童委員及び主任児童委員が学校と情報を共有し、関係機関との役割分担をしたうえで、子どもや家庭を見守る仕組みができてきている。			
	少年見守り・声かけ事業	◆H25深夜徘徊で補導された少年の人数:2,837人 →一犯・不良行為少年の総数の6割超	◆先進県(福井県)の視察 ◆21～23時の繁華街等(高知市内)の状況把握 ◆教委、県警、当課の三者で県外の民間活動団体からの聞き取り →万引き及び深夜徘徊防止のための一斉運動の実施へ				青少年	青少年		○少年見守り・声かけ事業の検討 現場での実態調査や聞き取り調査を実施 福井県の夜間巡回事業を視察調査	集積データ(H25.1～9月)からの分析 ・補導の多い時間帯は22～24時(1,295人:53%) ・補導場所(路上:45%、コンビニ:25%、公園等9%) ・学層別(高校生:40%、無職少年:26%、中学生:15%) →深夜徘徊防止のための一斉運動の実施					
	コンビニ等の店員による万引き及び深夜徘徊防止のための一斉運動の実施と参加店舗の拡大	◆H25万引きで検挙された人数:189人 →一犯少年の総数の4割弱 ◆H25深夜徘徊で補導された少年の人数:2,837人 →一犯・不良行為少年の総数の6割超	◆コンビニ5社と万引き及び深夜徘徊防止のための一斉運動に関する協定締結 (H25.12.24) ◆コンビニを巡回して実施状況の聞き取り ◆一斉運動の啓発テレビCMの放映(H26.3月・28本)	◆万引きが犯罪であるという意識が低い子どもや親の存在 ◆夜間の子どもの実態の把握が十分でなかった。	◆夜間コンビニに来た小・中・高校生等に早く家に帰るよう声かけ(ポスター、一斉運動対応シート)の活用を行う。 ◆参加店舗をコンビニ以外に拡大する。		青少年	青少年		○コンビニ等の店員による万引き及び深夜徘徊防止のための一斉運動の実施と参加店舗の拡大 コンビニ5社(ローソン、スリーエフ、ファミリーマート、サークルK、サンクス)と協定締結 テレビCM放映(H26.3月)	コンビニ以外の参加店舗の拡大		◆万引きによる検挙・補導人数が平成24年(266人)の90%(240人)以下に抑制し、その状態が継続している。 ◆深夜徘徊による補導人数が前年比5%低減を達成している。 ◆一斉運動の参加店舗が大きく広がっている。	◆万引きによる検挙・補導人数が目標以上に減少している。 ◆深夜徘徊による補導人数が目標以上に減少している。 ◆子どもたちを地域で見守り、非行に向かわせない環境ができていく。		
	万引き防止リーフレット	◆H25万引きで検挙された人数:189人 →一犯少年の総数の4割弱	◆非行防止教室等の実施 ◆県内全小中学生及びその保護者へのリーフレットの配布	◆万引きが犯罪であるという意識が低い子どもや親の存在	◆万引き防止教育や啓発により、規範意識を育み、非行の未然防止を推進する。 ◆学校授業計画に組み入れてもらうなどリーフレットを活用した啓発を推進する。		小中学生、保護者	小中学生		○万引き防止リーフレット(小学校低学年用・高学年用・中学生用・保護者用)を活用した啓発 三者面談時に保護者に配布(7月、県内全小中学校) 学校での非行防止教室等で活用 ホームページに載せて、ダウンロード可能とする				◆万引きによる検挙・補導人数が平成24年(266人)の90%(240人)以下に抑制し、その状態が継続している。	◆万引きによる検挙・補導人数が目標以上に減少している。	
	万引き防止テレビCM	◆H25万引きで検挙された人数:189人 →一犯少年の総数の4割弱	◆非行防止教室等の実施 ◆テレビCMの放映(H25.7月・88本)	◆万引きが犯罪であるという意識が低い子どもや親の存在	◆万引き防止教育や啓発により、規範意識を育み、非行の未然防止を推進する。		保護者、小中学生、高生	保護者、小中学生		○万引き防止テレビCMを活用した啓発 テレビCM放映(H25.7月) 学校での非行防止教室等で活用 ホームページに載せて、ダウンロード可能とする	テレビCM放映(H26.7月) 学校での非行防止教室等で活用			◆万引きによる検挙・補導人数が平成24年(266人)の90%(240人)以下に抑制し、その状態が継続している。	◆万引きによる検挙・補導人数が目標以上に減少している。	
	無職非行少年の自立に向けた就労支援の仕組みづくり	◆高校中退者 H24:448人 中退率:2.2%(全国:1.5%) 全国ワースト1位 ◆H25 不良行為による補導された無職少年:1,062人 →一犯・不良行為少年の総数の23%	◆それぞれの機関が別々に対応し、自立を支援していた	◆これまで、この課題にどの機関も積極的に取り組んでいなかったという実態があった。	◆無職の非行少年の就労に向けてのきっかけづくりとするため、見守り雇用主の事業所での職場体験を実施する。 ◆更生保護サポートセンター(保護司)と協力しながら、見守り雇用主の登録を増やす。 ◆更生保護サポートセンターや若者サポートステーション等と連携し、無職非行少年の就労支援を行うための仕組みづくりを進める。 ◆就労支援連絡会を開催する。		青少年	青少年		○無職非行少年の自立に向けた就労支援の仕組みづくり 無職非行少年の就労支援に向けた仕組みづくりの協議 就労支援連絡会の開催 見守り雇用主への説明	しごと体験講習の実施 見守り雇用主の拡大・登録			◆見守り雇用主の事業所でのしごと体験講習の受講実績が増加している。 ◆無職少年による補導や犯罪が減少している。	◆見守り雇用主の事業所でのしごと体験講習を通じての就職実績がある。 ◆無職少年による補導や犯罪が減少している。	
	◎希望が丘学園費 希望が丘学園での自立支援	◆入所児童(初日在籍平均) H24:13人 H25:17人 ◆暴力行為件数 H24:6件 H25:4件 ◆無断外出件数 H24:19件 H25:16件	◆様々な課題や問題を抱える児童に対して、個々の状況に応じた教育や指導を行い、児童の自立を支援	◆若い職員が多いことによる専門性の不足 ◆入所児童の問題の多様化 ◆児童への心理的ケアの必要性	◆職員の児童処遇力の向上 (1)専門性の向上 (2)児童支援のノウハウの伝承できる中核職員の育成 (3)入所児童に対するカウンセリングの充実		児童	児童		○希望が丘学園での自立支援 職員の専門性の向上 個々の児童の状況に応じた自立支援	・ステージ別支援システムの導入(具体的項目のチェック表で、日々の達成度をポイントに置き換えて積算 発達障害児への効果 学習職員の見直し 個別支援(内省・自責)の企業統一	心理職員による心理的ケアの充実 中卒児童支援体制の検討 就労支援(職場体験含む)の充実			◆安定した施設運営で子どもが安定した生活ができていく。	◆個々の児童の状況に応じたきめ細かな支援が実践されている。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか、できなかったのか)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
(4)子育て家庭への支援	◎児童手当・子ども手当費	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育てにかかる費用が大きい ◆子育て環境の不備 ◆子どもの貧困 	<p>◆児童手当 実施時期 S47年1月～</p> <p>20年度 支給対象児童数 67,212人 負担金 1,435,587,798円 (H20.2～H21.1月分)</p> <p>21年度 支給対象児童数 65,726人 負担金 1,409,370,292円 (H21.2～H22.1月分)</p> <p>24年度 支給対象児童数 81,998人 負担金 1,617,777,791円 (H24.2～H25.1月分) うち 246,052,498円は 子ども手当H24.2～3月分)</p> <p>25年度 支給対象児童数 80,987人 負担金 1,623,218,122円 (H25.2～H26.1月分)</p> <p>◆子ども手当 繰り返される制度見直し 毎の制度周知とシステム 改修の実施</p> <p>22年度 支給対象児童数 86,343人 負担金 1,451,577,909円 (H22.2～H23.1月分) うち、245,144,965円は、 児童手当H22.2～3月分)</p> <p>23年度 支給対象児童数 82,684人 負担金 1,433,910,212円 (H23.2～H24.1月分)</p>	<p>◆繰り返される制度見直し ・H22.4月から児童手当 に変わり子ども手当として 支給開始 ・H23.4～H23.9月までは、 22年度の制度(つなぎ法) ・H23.10月以降は、 「平成23年度における 子ども手当支給等に関する 特別措置法」が成立 ・H24.4月から子ども手当 に変わり、児童手当 として支給開始 「児童手当法の一部を 改正する法律(平成24 年4月1日施行)」が成立</p>	<p>◆国の動向に注視し24年度以降の 制度設計についての情報収集と対策</p> <p>◆制度の変更に伴う市町村事務 に対する支援</p> <p>◆制度の周知徹底</p>	0歳～15歳 になった年の3月31日までの子ども	

H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
児童手当費 継続					短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)
<p>※手当額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 15,000円 ・3歳以上 小学校修了まで 10,000円 ・3歳以上 小学校修了まで(第3子以降) 15,000円 ・中学生 10,000円 ・所得制限以上 中学校修了まで 5,000円 <p>※制度の周知徹底 ・しおりの配布 ・市町村窓口での周知</p>	<p>※手当額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 15,000円 ・3歳以上 小学校修了まで 10,000円 ・3歳以上 小学校修了まで(第3子以降) 15,000円 ・中学生 10,000円 ・所得制限以上 中学校修了まで 5,000円 <p>※制度の周知徹底 ・しおりの配布 ・市町村窓口での周知 ・母子家庭等就業・自立支援センター開設のホームページでの情報提供 (H25～)</p>	<p>※手当額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 15,000円 ・3歳以上 小学校修了まで 10,000円 ・3歳以上 小学校修了まで(第3子以降) 15,000円 ・中学生 10,000円 ・所得制限以上 中学校修了まで 5,000円 <p>※制度の周知徹底 ・しおりのひとり家庭への全戸配布 ・市町村窓口での周知 ・母子家庭等就業・自立支援センターのホームページでの情報提供</p>			◆子育ての経済的負担が少し軽減されるようになっていく。	◆同左

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名：少子対策課 】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まで以上に課題がなかったか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
							短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)					
IV 次代を担う子ども達を守り育てる環境づくり	1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり (3) 健全育成への環境づくり 子どもの環境づくり事業費	◆子ども条例の制定(H16.8施行) ◆条例の認知度 ・シールアンケートの結果 H23 知っている:33% 知らない:67% H24 知っている:35.8% 知らない:64.2% ◆条例の改正(H25.4.1施行) ※「高知県子ども条例」に名称変更	◆子どもの環境づくり推進委員会 ・委員会の設置(H17.3) ・委員会の開催(H17～) ◆子ども条例の広報・啓発 ・子ども条例記念日フォーラムの開催(H19～H24) ・「子ども条例」パネル展示・シールアンケートの実施(H20～) ・新小学1年生へのパンフレットの配布 H23は小学4年生へ配布 ・中学校への出前事業(H23) ・子ども条例フォーラムの開催(H25) 県内3ヶ所にて開催 ◆子どもの環境づくり推進計画に基づく取組の推進 ・第一期計画の策定(H18.3) ・第二期計画の策定(H24.3) ・第三期計画の策定(H25.12)	◆子ども条例の啓発 ◆推進委員会と連携した子どもの環境づくり推進計画の策定 ◆子ども条例の広報・啓発 ・子ども条例フォーラムの開催 ・各種イベントでのリーフレットの配布、パネルの展示 ◆子どもの環境づくり推進計画の策定 ・庁内各部署との連携 ・子どもの環境づくり推進委員会との連携	◆子どもの環境づくり推進委員会 ・委員会の開催 ◆子ども条例の広報・啓発 ・子ども条例フォーラムの開催 ・子ども条例リーフレット等の作成(H25)、配布 ◆高知県子どもの環境づくり推進計画の策定 ・庁内各部署との連携 ・子どもの環境づくり推進委員会との連携		◆高知県子どもの環境づくり推進委員会 ・委員会の開催 ◆高知県子どもの環境づくり推進計画の策定 ・庁内各部署との連携 ・子どもの環境づくり推進委員会との連携	◆高知県子どもの環境づくり推進委員会 ・委員会の開催 ◆高知県子どもの環境づくり推進計画の策定 ・庁内各部署との連携 ・子どもの環境づくり推進委員会との連携	◆高知県子どもの環境づくり推進委員会 ・委員会の開催 ◆高知県子どもの環境づくり推進計画の策定 ・庁内各部署との連携 ・子どもの環境づくり推進委員会との連携	◆高知県子どもの環境づくり推進委員会 ・委員会の開催 ◆高知県子どもの環境づくり推進計画の策定 ・庁内各部署との連携 ・子どもの環境づくり推進委員会との連携	◆高知県子どもの環境づくり推進委員会 ・委員会の開催 ◆高知県子どもの環境づくり推進計画の策定 ・庁内各部署との連携 ・子どもの環境づくり推進委員会との連携	○子どもの環境づくり推進委員会との連携による周知・啓発の取組により、子ども条例の認知度がアップしている	○子ども条例が広く県民に周知され、条例の理念を踏まえた地域等での活動が広がっている
2 少子化対策の推進 (1) 少子化対策の推進 少子化対策推進費 安心子ども基金積立金	◆次世代育成支援対策推進法の一部改正(10年間の延長) ◆平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行予定 ・小規模保育等地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業の創設など →地域の実情に応じた保育事業等の選択が拡大	○こうちこどもの推進と進行管理 ◆H22.3こうちこどもプラン(後期計画)の策定 計画期間:H22～H26 ◆少子化対策推進本部などを通じた進行管理 ・本部会や幹事会の開催	◆各部署による当事者意識を持った事業の推進、進行管理 ◆子ども・子育て支援新制度への円滑な移行 ◆結婚から子育てまでの切れ目のない総合的な支援を行うための仕組みの構築	◆少子化対策推進本部などを通じた適切な進行管理 ◆次世代育成支援対策推進法の改正による新計画の策定 ◆子ども・子育て支援事業支援計画の策定 ◆ライフステージに応じた相談へのワンストップでの情報提供 ○「高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー」の開設	◆少子化対策推進本部などを通じた進行管理 ・PDCAによる進行管理 ◆H26年度で計画期間満了 ◆新計画の策定 子ども・子育て支援事業支援計画との調整 ◆子ども・子育て支援事業支援計画の策定 ◆「高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー」の開設 ライフステージに応じた相談へのワンストップでの情報提供		◆少子化対策推進本部などを通じた進行管理 ・PDCAによる進行管理 ◆H26年度で計画期間満了 ◆新計画の策定 子ども・子育て支援事業支援計画との調整 ◆子ども・子育て支援事業支援計画の策定 ◆「高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー」の開設 ライフステージに応じた相談へのワンストップでの情報提供	◆少子化対策推進本部などを通じた進行管理 ・PDCAによる進行管理 ◆H26年度で計画期間満了 ◆新計画の策定 子ども・子育て支援事業支援計画との調整 ◆子ども・子育て支援事業支援計画の策定 ◆「高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー」の開設 ライフステージに応じた相談へのワンストップでの情報提供	◆少子化対策推進本部などを通じた進行管理 ・PDCAによる進行管理 ◆H26年度で計画期間満了 ◆新計画の策定 子ども・子育て支援事業支援計画との調整 ◆子ども・子育て支援事業支援計画の策定 ◆「高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー」の開設 ライフステージに応じた相談へのワンストップでの情報提供	◆少子化対策推進本部などを通じた進行管理 ・PDCAによる進行管理 ◆H26年度で計画期間満了 ◆新計画の策定 子ども・子育て支援事業支援計画との調整 ◆子ども・子育て支援事業支援計画の策定 ◆「高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー」の開設 ライフステージに応じた相談へのワンストップでの情報提供	○各部署が責任を持ってプランに沿った取組を策定、推進している	○農民からの相談事に対して、適切な制度や専門機関を案内することによって、不安を解消する	
(2) 少子化対策の県民運動の推進 少子化対策県民運動推進事業費	◆人口減少と高齢化 人口自然減(平成2年～) 少子高齢化の進行 ・出生数 12,403人→5,518人 15歳～72(全国45位) ・出生率(千人当り) 2.03→1.32(全国37位) (人口動態統計1974～2010) ◆子育てへの不安・負担感の増大による夫婦の持つ子供数の減少 ・子どもの数の理想と現実のギャップ 理想の数 2.42人 予定の数 2.07人 ・完結出生児数 1.98人 ※結婚15～19年の夫婦の平均出生子ども数 (夫婦の最終的な平均出生子ども数) ※初めて2人を下回った (2010年第14回出生動向基本調査)	◆高知県少子化対策推進県民会議を中心とした企業・団体と連携した取組 高知県少子化対策推進県民会議 設立:H20.2 構成:県内各分野33団体 ○広報・啓発の推進 ・子育て応援キャンペーン(H23～25) ・子育て応援呼びかけ7カ条 ・子育て応援川柳の募集(H23) ・企業・団体等の行動支援 ・広報・啓発グッズの作成(H24、25) ・子育て応援「1日1報」アイデアの募集(H25) ・子育て応援フォーラム(H20～) 県民会議の構成団体等の参画により実施 ・家族の大切さ、子育ての喜びを伝える取組 子どもとひとこと宝物(H19～21年度) 家庭のおもいで宝物(H22年度) ・テレビCMの制作、放映 21年度 制作放送 15秒×252本 22年度 放送 (15秒×2 328回) ・テレビ番組制作放送 23年度 3分 46回 ○身近な地域での取組の推進 ・子育て応援の店(企業等の協力)により、オムツ替えスペースの提供など子ども連れにやさしい設備や商品割引・プレゼントなどの優待サービスの実施 第一期 H19.10.1～ 第二期 H21.10.1～ 第三期 H23.10.1～ 第四期 H25.10.1～ ○企業・団体の取組の連携 ・県民会議の各構成団体が「応援宣言」に基づいた取組を推進 H22県民会議活動促進事業費補助金(定額上限100万円 実施3団体) ※参考 ・企業や団体が行う従業員の子育て支援や結婚応援の取組への助成 【地域子育て推進事業費】	◆県民運動の広がり ・県民一人一人の少子化対策への関心を高め、身近な地域で若者の出会いと結婚の応援や子育て応援に取り組む気運の醸成が必要 ・少子化対策(出会いと結婚の応援、子育て応援など)に積極的に取り組む企業・団体が少ない ◆登録店舗数の伸び悩み 制度のPR不足 登録事業所のPR不足 (マップが見えにくい) ◆身近な地域での取組の推進 ○子育て応援の店の推進 ・協賛事業所の加入促進 ・子育て応援へのPR ◆企業・団体の取組の推進 ・県民会議の各構成団体の応援宣言に基づいた取組の推進 →地道な働きかけ ・県民会議を中心とした企業団体等と連携した取組の推進 ※参考 企業や団体等が行う子育て支援に資する取組への支援【地域子育て推進事業費】	○少子化対策県民運動の強化(県民会議との連携) ・子育て応援に加えて出会い・結婚応援の取組強化 ・県民への効果的な広報・啓発の実施 ・キャンペーン、フォーラムの実施など ・県民会議を中心とした企業、団体等の活動支援 ○子育て応援の店の推進 ・協賛事業所の加入促進、子育て応援への周知など ○県民への広報・啓発の充実 ・構成団体の会報誌やHPの活用 ・県の広報誌や広報番組の活用 ・県のHPの活用 など ◆身近な地域での取組の推進 ○子育て応援の店の推進 ・協賛事業所の加入促進 ・子育て応援へのPR ◆企業・団体の取組の推進 ・県民会議の各構成団体の応援宣言に基づいた取組の推進 →地道な働きかけ ・県民会議を中心とした企業団体等と連携した取組の推進 ※参考 企業や団体等が行う子育て支援に資する取組への支援【地域子育て推進事業費】	◆子育て応援の気運の醸成や子育ての楽しさや喜びを伝える取組 ・県民会議の構成団体等がそれぞれの特色を活かして取組 ・県民へのPR ◆子育て応援キャンペーン ◆子育て応援フォーラム ◆各構成団体自ら会報誌等を活用した広報 県の広報誌、テレビ・ラジオなどを通じた広報 プレマネット等 ◆高知県少子化対策推進県民会議の活動促進 ・応援宣言に基づいた各構成団体の取組の推進 ・県と連携した取組の推進 ◆高知県少子化対策推進県民会議の活動促進 ・応援宣言に基づいた各構成団体の取組の推進 ・県と連携した取組の推進	◆出会い・結婚～子育て応援の機運の醸成 ・少子化対策県民運動推進フェアの開催 ◆出会い・結婚～子育て応援 少子化対策県民運動の強化 (キャンペーン・フォーラムの実施等) 出会い・結婚～子育て応援 ◆子育て応援の店の増への取組 ・県民会議の構成団体の協力による企業等への働きかけ ・広報 紹介冊子の作成・配布 (H25地図版) チラシの配布 ◆高知県少子化対策推進県民会議の活動促進 ・応援宣言に基づいた各構成団体の取組の推進 ・県と連携した取組の推進	○高知県少子化対策推進県民会議を中心に、県内の多くの企業・団体に少子化対策の取組が広がるとともに少子化対策に関する県民の理解、関心が一層高まっている	○すべての市町村に子育て応援の店があり、子育て応援の気運が醸成されている	○地域での子育て応援や少子化対策に取り組む企業・団体が増えるなど、県民総ぐるみで少子化対策の取組が進み、県民の多くが少子化の問題に関心を持っている。	○県民の多くが少子化を自らのこととしてとらえ、県民総ぐるみでの少子化対策が進んでいる			

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:福祉指導課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までで上げようとしたこと、できなかったこと)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
1 ともに支え合う地域づくり 1 誰もが安心して暮らせる 支え合いの仕組みづくり (5)施設サービスの充実 社会福祉施設等指導監査費		指導監査を下記施設等に対して定期的に実施している 社会福祉施設 251施設 (高齢者 67 児童 12 保育所 172) 社会福祉法人 38法人	指導監査の実施内容 法令等の遵守指導及び 法令違反等の是正指導 実施回数 原則2年に1回(児童 福祉施設は1年に1回) 指導監査結果の公表	定期的に指導監査を実施しているにもかかわらず同じ指導事項が繰り返されるなど指導が活かされていない。 継続して指摘している主な事例 <法人監査> 役員会等への欠席が継続している役員等がいる等 <施設監査> 利用客の不適切な事例等 事故対応が不適切な事例等 防災対策 定期的な防災訓練の実施等	1 指導事項が改善されるまで指導を継続して行うとともに、指導監査結果を公表することにより、適正な法人・施設運営を目指すとともに、主観と情報共有を行い、特に運営に著しい不備等が認められた場合は特別監査を実施し、運営の改善を求める。 2 近い将来発生が予想される南海トラフ地震や、風水害・土砂災害に対応するマニュアルの作成を促し、災害時の利用者の安全向上を図るとともに、運営等の被害を受けやすい施設については、福祉避難所としての取り組みに向け指導を行う。 3 第二次分権一括法でH25、4から市に指導監査権限が移譲された社会福祉法人等について、移管後適切な指導監査が行われるよう市と連携している。		
	3 セーフティネット施策の 充実・強化 (1)低所得者の生活支援の 充実・強化 住宅手当緊急特別措置事業費 (住宅手当緊急特別措置事業費) (緊急雇用喪失住まい対策事業費 補助金) 緊急雇用創出臨時特別基金積立金		・本県の住宅手当緊急特別措置事業の支給決定者数: 308人 (H26.2末累計) ・就労支援員 28人(H26.3末現在) (内)県福祉保健所 6人 市福祉事務所 22人	・H21.10.1に住宅手当緊急特別措置事業の開始 ・住宅手当緊急特別措置事業の延長(H25から住宅支援給付事業に名称変更しH26まで延長) ・ワンストップ・サービス等への参加 ・各市への就労支援員の増員要請 ・就労支援員の研修 ・無料職業紹介所の開設	・就労支援に関するノウハウの蓄積が不十分で、効果的な支援ができていない ・住宅手当緊急特別措置事業(H25からは住宅支援給付事業)は時期措置であり、H27年度以降は、生活困窮者自立支援法により措置されることとなる。	1ハローワークと連携したセーフティネット施策の実施 2就労支援員のスキルアップを図るための研修や、無料職業紹介所の開設等実施機関としての支援体制を確立する。 3生活困窮者自立支援法に対応する仕組みを構築する。	
(2)生活保護対策 旅行病人死亡人取扱費市町村交付金 生活保護費 生活保護事務費		・保護の実施機関 県内 16実施機関 ・保護率 H10:15.1% →H26.4:28.4% (全国17.0%,第3位) ・被保護世帯数 H10:9,004世帯 →H26.3:15,656世帯 ・被保護人員 H10:12,276人 →H26.3:20,970人 ・高齢者世帯の割合が高 い(H26.4:高知県49.9%、 全国45.5%) ・稼働年齢受給者の増加 (その他世帯の割合、 H10:3.8%→H26.4:17.7%)	・16実施機関に対する事務監査の実施 ・適正保護実施のため、 CWやSVへの研修等を 実施 ・就労支援員等による被保護者の自立支援 ・貧困の連鎖の防止(福祉保健所に子育て支援専門員を配置) ・電子レセプト管理システムの導入による医療扶助の適正化(H23～)	・急激な被保護世帯の増加への対応 特に高知市の増加が顕著であり、慢性的なケースワーカー不足やそれに伴う適正保護の実施に影響が出始めている。 ・長引く不況により、稼働年齢層の保護受給者が増えている。 ・より一層の実施機関の体制強化やCWの質の向上が必要である。	1実施機関支援 ・フォロー指導の徹底 ・SV支援 2漏給防止 ・保護を要する方の発見への取組み ・相談体制の充実 ・ホームレスへの対応 3差給防止 ・届出義務の指導の徹底 ・福祉事務所の調査の徹底 ・年金等他法他施策の活用指導 ・医療扶助の適正化 4貧困の連鎖を防止するために、子育て支援専門員を増員 5生活保護法改正の趣旨の徹底		
		・本県における生活保護世帯の高校進学率は、H25.3卒業生で、89.7%と、県全体の98.6%より8.9ポイント低い。 ・生活保護世帯の子どもやその親が、日常生活習慣を身につけるための支援や、子どもの進学に関する支援等を行うための子育て支援員を福祉事務所に配置。 11人(H26.4現在) (内訳) 県福祉保健所 5人 市福祉事務所 7人 ・高知市、南国市では平成23年度から、室戸市では平成24年度から生活保護世帯等の中学生に塾形式で学習支援を行い、成果を上げている。 平成25年3月卒業者の実績 高知市 参加者43名のうち41名が高校進学 南国市 参加者5名全員高校進学 室戸市 参加者2名とも高校進学	・県福祉保健所では、平成23年度以降多福祉保健所を統合し福祉保健所に子育て支援員を配置し、主として日常生活習慣を身につけるための支援のなかで、子どもに学習習慣を身につけさせる支援を実施。 ・H26.4から黒潮町及び大月町において生活困窮者世帯(生活保護受給世帯を含む。)の子どもに対し、週1回～3回、1～2時間程度の学習教室を実施 ・高知市福祉事務所では、H23.11から、市教育委員会と連携して「チャレンジ塾」を市内5地区(H25からは10地区に拡大)で開催。生活保護世帯、低所得世帯の中学生の希望者に学習支援を実施。 (福祉事務所)子育て支援員が生活保護世帯等の中学生に参加を促す (教育委員会)教員OBや学生による学習支援員を派遣 ・南国市福祉事務所では、平成23年度から、生活保護世帯の中学3年生を対象に子育て支援員が学習会を開催。平成24年度には、対象を中学2年生まで拡大。 ・室戸市は平成25年1月から就学支援の非常勤を雇用し、塾形式の学習支援を実施。 ・香南市福祉事務所は、平成25年10月から塾形式による学習支援を開始。	・中卒では安定した仕事に就きにくく、生活保護世帯の子どもが将来も生活保護を受ける「貧困の連鎖」を断ち切るためには、生活保護世帯の子ども達の進学率を上げることが重要。 ・県福祉保健所の管内町村は複数に分かれ、また、一町村当たりの生活保護世帯中学生がいなかったり少ないといった事情があり、一律に塾形式の学習支援を実施するのは困難。 ・高知市、南国市、須崎市を除く市福祉事務所には子育て支援員の配置がなく、学習支援への取り組みも低調。 ・県福祉保健所、市福祉事務所のいずれにあっても、学習支援を推進するためには市町村教育委員会との連携が不可欠。	○各福祉保健所、福祉事務所管内の実情に応じた学習支援方式(塾方式・個別訪問形式等)を検討し、市町村教育委員会と連携のもと、事業の推進を図る。 ・福祉保健所、福祉事務所の子育て支援員による、学習習慣を身につけさせるための親、子ども達への支援及び学習支援希望者(生活保護世帯、低所得世帯の中学生)の掘り起こし。 ・市町村教育委員会による学習支援員の確保及び学習の場の提供。 福祉保健所、福祉事務所と市町村教育委員会が連携した学習支援の推進 生活困窮者自立支援法により生活保護世帯以外の低所得世帯の児童生徒も支援		

H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿					
					短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)				
H24～H27 1 通常の指導監査 (1)定期的な指導監査及び結果の公表により、適正な法人・施設運営、利用者の処遇向上を図る。 (2)指導事項が改善されない施設・法人に対し、継続的指導若しくは特別監査を実施し、基準遵守、利用者視点での処遇改善を行わせる。 2 防災対策への指導助言 (1)南海トラフ地震対策に加え、土砂災害・風水害対応マニュアルの作成を促し、災害発生時の利用者の安全確保を図る。 (2)南海トラフ地震津波等による被害が想定されない施設については、施設利用者への継続的サービス提供ができるよう貴重物資の充実を促すとともに、要援護者の受け入れが可能な施設については、福祉避難所としての取り組みに向け指導を行う。 3 市への指導監査権限移譲 県の法人監査実施時に該当市に同行してもらい、指導監査のノウハウを覚えてもらう。 10市への権限移譲法人数35法人					H28～H33 1 定期的な指導監査及び結果の公表を継続し、法人・施設運営の更なる向上、利用者サービスの質の向上を図る。 2 作成された災害対応マニュアルによる訓練実施を継続して行うよう指導、災害発生時における利用者や要援護者の安全確保を図る。 3 法人監査の指導レベルに格差が生じないよう各市に対し継続的な指導を行い、適切な法人運営を確立させる。		1 サービスの質の向上 どの施設においても最低基準が遵守されている。 2 災害時の利用者の安全確保 すべての施設において災害対応マニュアルに基づく訓練を実施し、被災後のサービス提供体制の構築に着手している。 3 適切な法人運営の確立 各市との連携した法人監査の取り組みにより、レベルが統一された法人監査ができています。		1 ニーズを反映したサービスの提供 どの施設においても最低基準に加え、利用者の個々のニーズにあったサービスが提供されている。 2 災害時の要援護者対策の確立 訓練等により施設利用者の安全が確保されるとともに、在宅の要援護者の受入態勢が整っている。 3 法人運営の更なる向上 県内全体の社会福祉法人等の運営が適切に行われ、法人が独自にサービスの質の向上を目指して取り組んでいる。	
住宅手当制度の延長(H25～26は住宅支援給付事業)					県内すべての福祉事務所において、国が補助するセーフティネット施策を活用している。		生活困窮者自立支援法に基づく支援体制の構築に取り組む。			
就労支援員の増員(H25～高知市11名、中央西、四万十市各2名、他14事務所各1名、計28名)					生活困窮者自立支援法の施行					
・指導事項に対するフォロー指導の徹底・相談体制及び新規申請対応体制の充実を指導					各実施機関において、国の定めた「保護の実施要領」に基づいた適正保護が実施されている。		適正保護の実施に加え、実施機関の地域特性等を踏まえた被保護者の自立支援に取り組んでいる。			
・年金等他法他施策の活用指導の強化(県本庁への担当職員の配置、市福祉事務所専門員の配置)					医療扶助の適正化(電子レセプトシステムを活用した点検の強化)					
・子育て支援専門員の配置(H26～全福祉保健所に配置)										
実施方針の検討					生活困窮者自立支援法による学習支援					
モデル事業の実施と検証					各福祉保健所・福祉事務所でのモデル事業の実施と検証		生活保護世帯中学生の高校進学率が県全体の進学率と同等以上になる。			
					事業見直しと拡大					

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名: 福祉指導課 】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか、できなかったのか)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
Ⅱ	高齢者が安心して暮らせる地域づくり 3 介護保険制度の円滑・適正な運営 (2)介護保険制度の適正な運営 社会福祉施設等指導監査費 (介護保険事業者指導監査費)	介護保険事業所数 1,244 内訳：施設系 95 居宅系 1,149 (H26.4.10現在 高知市分限)	県介護保険施設等指導・監査課に基づき指導・監査 ①指導：集団指導(年1回) 実地指導 ②監査：不正等が疑われる場合に実施 ③営利法人監査(書面)(H20～24) 【実施状況】 監査(内訳) 実地指導 監査 H20 89 141(111) H21 153 213(206) H22 161 601(596) H23 224 337(334) H24 249 111(108) H25 195 0(0) 指導・監査結果の公表	1 介護保険事業者の不正請求や運営基準違反等の情報提供が多く、その対応のため計画どおりの実地指導ができない。 2 法令や基準等を十分に理解していない事業者がある。	1 歴事業所に対する実地指導及び監査の実施 2 計画的な実地指導の実施 期間：H24～H29(6年以内に全事業所実施) 対象：1,244事業所 3 年1回の集団指導において、基準違反等の事例を示しながら法令遵守の徹底を図る。	高齢者	65歳以上
Ⅲ	障害者が生き生きと暮らせる地域づくり 1 身近な地域における障害福祉サービスの確保 (2)施設サービスの充実 障害福祉サービス事業者指導監査費	指定障害福祉サービス事業所数 442 (内訳) 居宅介護 77 児童発達支援 69 同行支援 25 行動支援 2 障害児通所 2 障害児支援(一般) 13 障害児入所 5 障害児通所 42 共同生活介護(GH) 22 共同生活援助(GH) 25 短期入所(9～25時) 35 生活介護 44 職業介護 2 自立訓練 5 就労移行支援 6 就労継続支援 63 施設入所支援 25 (H26.3決算現在 高知市分限)	県指定障害福祉サービス事業者等指導課・監査課に基づき指導・監査 ①指導：集団指導(年1回) 実地指導 ②監査：不正等が疑われる場合に実施 【実施状況】 実地指導 監査 H21 8 2 H22 104 2 H23 102 7 H24 11 0 H25 147 0 H26 102 0 指導・監査結果の公表	1 これまで計画的な指導が行われていなかったため、法令が遵守されているかの確認が進んでいない。 2 24年4月から新事業体系に移行する旧法施設への実地指導を行う必要がある。	1 計画的な指導の実施 期間：H24～H27 対象：352事業所 +旧法施設からの移行事業所数 (1)年1回の集団指導において、基準違反等の事例を示しながら法令遵守を指導する。 (2)定期的な実地指導を行うことで、法令等の遵守、適切な指定サービス事業の提供が行われているかの確認を行う。 2 歴事業所に対する監査の実施 集団指導における指導内容が遵守されていない事業所や、基準違反が認められた事業所については、必要に応じて監査を実施、是正指導を行う。	障害者(児)	全

H24	H25	H26	H27	H28～H33	目指すべき姿	
					短期的な視点(平成27年度末)	中長期的な視点(平成33年度末)
<p>H24～H29</p> <p>1 計画的な実地指導を実施し、H29までに全ての事業所の実地指導を行い、不適切事例の改善を指導。 2 年1回集団指導を行い、指導監査での指摘事項等を説明、サービス内容の改善を指導する。 3 指導監査結果を定期的に公表し、事業所にサービス内容についての注意喚起を行う。 4 営利法人事業所に対する監査の実施。(H24で終了)</p>					<p>運営の適正化の推進 各事業所において法令基準が遵守され、不適切事例の改善が図られている。</p>	<p>利用者サービスの質の向上 事業種別ごとに求められるサービスが、利用者の個々のニーズにあった内容で提供されている。</p>
<p>歴事業所に対する監査の実施(随時) 不適切なサービス事例が認められた事業所に対して、監査を実施、サービス内容の改善を指導する。</p>						
<p>H24～H27</p> <p>1 計画的な指導監査の実施 (1) 計画的な実地指導を実施し、H27までに全ての事業所の実地指導を行い、不適切事例の改善を指導。 (2) 年1回集団指導を行い、指導監査での指摘事項等を説明、サービス内容の改善を指導する。</p>					<p>1 運営の適正化の推進 各事業所において法令基準が遵守され、不適切事例の改善が図られている。</p>	<p>利用者サービスの質の向上 事業種別ごとに求められるサービスが、利用者の個々のニーズにあった内容で提供されている。</p>
<p>H24～H25</p> <p>(4) 旧法施設への指導監査を移行後、短期間で行うことで指定事業所としての基準遵守とサービスの質の向上を図る。</p>						
<p>H28以降も計画的に実地指導、集団指導を継続して行う。</p>					<p>2 旧法施設のサービスの質の向上 指定障害サービス事業所として、適切なサービス提供ができていく。</p>	
<p>2 歴事業所に対する監査の実施(随時) 不適切なサービス事例が認められた事業所に対して、監査を実施、サービス内容の改善を指導する。</p>						